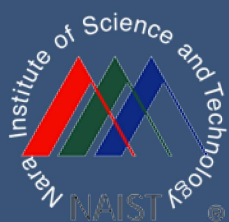


無限の可能性、ここが最先端 — Outgrow your limits —

Student Handbook 2022



奈良先端科学技術大学院大学
Nara Institute of Science and Technology

2022 年度カレンダー

Monthly Calendar

2022

4月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

6月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	1	2

7月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	29	30	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24/31	25	26	27	28	29	30

8月

日	月	火	水	木	金	土
31	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	1	2	3

9月

日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	1

10月

日	月	火	水	木	金	土
25	26	27	28	29	30	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23/30	24/31	25	26	27	28	29

11月

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3

12月

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2023

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4

2月

日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	1	2	3	4

3月

日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1

2022年度 奈良先端科学技術大学院大学 学年暦

学期	月 日 (曜日)	事 項
春学期	4 月 4 日 (月)	博士前期課程新入生オリエンテーション
	4 月 5 日 (火)	入 学 式 研究室訪問(情報科学領域、物質創成科学領域) 基礎学力テスト(バイオサイエンス領域) 博士後期課程新入生オリエンテーション
	4 月 6 日 (水) ～ 4 月 1 8 日 (月)	研究室訪問
	4 月 6 日 (水)	研究室紹介・実験等ガイダンス
	4 月 7 日 (木)	融合プログラム説明 (データサイエンスプログラム)
	4 月 8 日 (金)	融合プログラム説明 (デジタルグリーンイノベーションプログラム)
	4 月 7 日 (木) ～ 6 月 3 0 日 (木)	第Ⅰクォーター授業期
	5 月 2 5 日 (水) ～ 5 月 2 7 日 (金)	健康診断日
	6 月 2 4 日 (金)	学位記授与式
	7 月 1 日 (金) ～ 9 月 3 0 日 (金)	第Ⅱクォーター授業期
	7 月 4 日 (月) ～ 7 月 9 日 (土)	博士前期課程第1回入学者選抜試験
	8 月 1 0 日 (水) ～ 9 月 3 0 日 (金)	夏季休業
	9 月 2 6 日 (月)	学位記授与式
秋学期	1 0 月 1 日 (土)	創立記念日
	1 0 月 3 日 (月)	入学式 (終了後、新入生オリエンテーション)
	1 0 月 4 日 (火) ～ 1 2 月 2 8 日 (水)	第Ⅲクォーター授業期
	1 0 月 2 5 日 (火) ～ 1 0 月 2 7 日 (木)	博士前期課程第2回入学者選抜試験
	1 2 月 2 2 日 (木)	学位記授与式
	1 2 月 2 9 日 (木) ～ 1 月 3 日 (火)	冬季休業
	1 月 4 日 (水) ～ 3 月 9 日 (木)	第Ⅳクォーター授業期
	3 月 2 4 日 (金)	学位記授与式
	3 月 2 5 日 (土) ～ 3 月 3 1 日 (金)	春季休業

※ 春学期の健康診断日は、原則、授業休止となります。

※ 博士前期課程入学者選抜試験（第1回、第2回）の期間は、原則、授業休止となります。

授業時間

1時限	9 : 2 0 ～ 1 0 : 5 0	(9 0 分授業)
2時限	1 1 : 0 0 ～ 1 2 : 3 0	〃
3時限	1 3 : 3 0 ～ 1 5 : 0 0	〃
4時限	1 5 : 1 0 ～ 1 6 : 4 0	〃
5時限	1 6 : 5 0 ～ 1 8 : 2 0	〃
6時限	1 8 : 3 0 ～ 2 0 : 0 0	〃

目 次

■第1章	奈良先端科学技術大学院大学の教育方針	
1-1	目的、教育使命、人材養成目的、教育方針	1
1-2	アドミッション・ポリシー	2
1-3	ディプロマ・ポリシー	3
1-4	カリキュラム・ポリシー	5
1-5	研究活動上の行動規範	7
1-6	学生への経済的支援に関する方針	9
■第2章	先端科学技術研究科の概要	
2-1	先端科学技術研究科の概要	11
2-2	教育プログラム	12
2-3	博士前期課程の教育課程	14
2-4	博士後期課程の教育課程	16
■第3章	入学当初学生ガイド	
3-1	研究室配属から教育プログラム選択まで（博士前期課程）	19
3-2	研究室配属から教育プログラム選択まで（博士後期課程）	20
■第4章	履修手続（履修規程を含む）	
4-1	履修登録	21
4-2	履修規程	29
4-3	研究倫理教育講習の受講について	40
4-4	修了要件	40
4-5	5年一貫コースについて	42
4-6	ダブルディグリープログラム	43
4-7	長期履修制度	45
■第5章	シラバス等	
5-1	電子シラバスについて	49
5-2	教育カルテについて	50
5-3	成績評価について	52
5-4	グローバル人材を目指して	54
5-5	英語教育について	56
■第6章	授業科目及び担当教員一覧等	
6-1	令和4年度授業科目及び担当教員一覧	59
6-2	授業番号に関する情報	66
6-3	授業時間割	66
■第7章	学位論文審査基準等（学位規程を含む）	
7-1	学位論文審査基準	67
7-2	学位規程	70
7-3	学位授与までの日程	76
■第8章	学修支援	
8-1	保健管理センター（キャンパスマップ③）	77
8-2	障害学生支援室	77
8-3	キャリア支援室	77
8-4	総合情報基盤センター（キャンパスマップ⑦）	78

■第9章 キャンパスライフ

9-1	授業料の額及び納付方法	79
9-2	学生証	79
9-3	学生個人報告書	80
9-4	諸手続・諸証明書	80
9-5	通学証明書	83
9-6	日本学生支援機構奨学金制度	83
9-7	民間奨学育英団体・地方公共団体の奨学金	83
9-8	授業料免除	83
9-9	学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）	84
9-10	学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）	84
9-11	学生宿舎（キャンパスマップ ^⑭ ）	85
9-12	大学借り上げ住宅	85
9-13	駐車場及び駐輪場の利用	85
9-14	福利厚生施設	86
9-15	学生なんでも相談、各種相談受付体制	86
9-16	共創コミュニティー宣言	88
9-17	その他	89
9-18	キャンパスマップ・建物平面図	90

■第10章 学則・諸規則

・学則	95
・学生表彰規程	120
・優秀学生奨学制度規程	122
・学生の懲戒等に関する規程	125

第1章 奈良先端科学技術大学院大学の教育方針

■第1章 奈良先端科学技術大学院大学教育方針

1-1. 目的、教育使命、人材養成目的、教育方針

○目的

奈良先端科学技術大学院大学（NAIST）は、学部を置かない大学院大学として、最先端の研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、科学技術の進歩と社会の発展に寄与します。

○教育使命

NAIST は、先端科学技術の発展に資する人材を養成するために、学部を置かない大学院大学として平成3年（1991年）10月に設置されました。NAISTの研究教育分野は、「情報科学」、「バイオサイエンス」及び「物質創成科学」の3つの基盤的な学問領域です。

21世紀における人類の豊かな生活と住みよい社会を実現し、持続していくためには、次代を担う人材を養成し、人類の存続に役立つ多様な研究成果を社会に提供することが不可欠です。そのためには、単に科学技術に精通するだけでなく、大局的な視点を合わせ持つ人材を育成する全人的な教育が必要です。

本学では、「情報科学」、「バイオサイエンス」及び「物質創成科学」という先端科学技術の基盤的な学問領域に加え、それらの融合領域の研究教育、また倫理教育や知的財産教育などにも積極的に取り組んでいます。

○人材養成目的

体系的な授業カリキュラムと研究活動を通じて、博士前期課程では、社会・経済を支える高度な専門性を持ち、社会において指導的な立場に立てる人材を、博士後期課程では、科学技術に高い志を持って挑戦し、国際社会で指導的な役割を果たす研究者・技術者を養成します。

○教育方針

専門教育カリキュラムに加えて、人間として備えておくべき倫理観、広い視野、理論的な思考力、積極的な行動力、総合的な判断力、さらには豊かな言語表現能力を養う、教育カリキュラムを実施します。

また、新たな融合領域へ挑戦する人材を養成するための教育プログラム、高度な国際性を養成するための、海外の教育研究連携校との共同プログラムを含む、教育プログラムを実施します。

そして、自己評価や外部評価をフィードバックして、常に教育の質の向上を図るとともに、教育研究環境の充実と優秀な学生の経済的支援を進めます。

1-2. アドミッション・ポリシー

<博士前期課程>

○求める学生像

国内外を問わず、また大学での専攻にとらわれず、高い基礎学力を持った学生あるいは社会で活躍中の研究者・技術者などで、将来に対する明確な目標と志、先端科学技術分野に対する強い興味と意欲を持った人を求めます。特に、物事を論理的に考えることができ、また、自分の考えが的確に表現できる力を持った人、旺盛な好奇心と何にでも挑戦する実行力を持った人を積極的に受け入れます。

○入学者選抜の基本方針

上記資質を有する優秀な人材を国内外から選抜するため、入学者選抜は人物重視とし、面接試験を中心とした選抜試験を実施するとともに、推薦入試などの多様な選抜方法を実施します。

<博士後期課程>

○求める学生像

国内外を問わず、高い基礎学力を持った学生あるいは社会で活躍中の研究者・技術者などで、将来に対する明確な目標と志、先端科学技術分野に対する強い興味と意欲を持った人を求めます。特に、これまでに修得してきた深く広い専門知識を、人類社会の諸問題の解決に役立たせることに強い関心を持ち、幅広い先端科学技術分野での活躍を志している人を積極的に受け入れます。

○入学者選抜の基本方針

上記資質を有する優秀な人材を国内外から選抜するため、入学者選抜は人物重視とし、面接試験を中心とした選抜試験を実施するとともに、推薦入試などの多様な選抜方法を実施します。

1-3. ディプロマ・ポリシー

本学は、情報理工学、バイオサイエンス及び物質理工学の3つの先端科学技術分野を基幹分野と位置付けるとともに、ますます高度化・複雑化する先端科学技術に対する社会からの要請にこたえるべく、それらの融合分野にも積極的に挑戦を行い、かかる分野に関連する幅広い知識、高度な先端知識を有し、次代の先端科学技術分野の牽引に貢献する挑戦性、総合性、融合性及び国際性溢れる先導的な人材を育成する。この目的に則して編成された教育課程及び多角的な視点での教育研究指導体制(複数の教員による異なる視点からの研究指導)が前提となる質保証がされた学位授与プロセスを遂行する。

<博士前期課程>

「修士」の学位は、所定の期間在学し、カリキュラム・ポリシーに沿って設置した授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで執筆した修士論文、特別課題論文あるいは課題論文の審査及び試験に合格するとともに、次のような目標を達成したものに授与する。

1. 先端科学技術分野(情報理工学、バイオサイエンス及び物質理工学の3つの分野並びにそれらの融合分野)の幅広い基礎概念を俯瞰的、総合的に理解して問題解決に挑戦できる専門知識・技術を身につけている。
2. 特定分野における課題とテーマを設定して研究あるいは技術開発を展開できる能力を身につけたうえ、他分野との融合研究開発にも応用できる能力を有している。
3. グローバルコミュニケーション能力と俯瞰的視野を持ち、先端科学技術分野の研究と開発においてリーダーシップを発揮できる能力を身に付けている。
4. 先端科学技術分野の研究と開発における高い倫理観と科学観を身につけている。
5. 執筆した修士論文、特別課題論文あるいは課題論文が、学術上あるいは応用上先端科学技術に寄与する成果を有している。

履修科目及び修士論文、特別課題論文あるいは課題論文の内容を総合して、修士(工学)、修士(理学)あるいは修士(バイオサイエンス)を授与する。

<博士後期課程>

「博士」の学位は、所定の期間在学し、カリキュラム・ポリシーに沿って設置した授業科目を履修して所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで執筆した博士論文の審査及び試験に合格するとともに、次のような目標を達成したものに授与する。

1. 先端科学技術分野(情報理工学、バイオサイエンス及び物質理工学の3つの分野並びにそれらの融合分野)の幅広い理論や体系を俯瞰的、総合的に理解した上で困難な問題解決にも挑戦できる高度の専門的知識・技術を身につけている。

2. 特定分野での課題発見及び問題解決を主体的、自立的に推進でき、他分野との新規の融合研究開発も先導できる能力と挑戦性を有している。
3. 高度なグローバルコミュニケーション能力と俯瞰的視野を持ち、先端科学技術分野の研究と開発において国際的なリーダーシップを発揮できる能力を身につけている。
4. 先端科学技術分野の研究と開発における高い倫理観と科学観を身につけている。
5. 執筆した博士論文が、学術上あるいは応用上先端科学技術に寄与する特に優れた研究成果を有している。

履修科目及び博士論文の内容を総合して、博士(工学)、博士(理学)あるいは博士(バイオサイエンス)を授与する。

1-4. カリキュラム・ポリシー

先端科学技術専攻では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するため、情報、バイオ、物質とそれらの融合分野に関する専門知識とともに、次代の先端科学技術分野の発展とその産業活動・社会活動に貢献する人材に求められる挑戦性、総合性、融合性及び国際性を身につけさせるための体系的な教育課程を編成する。特に学問分野の融合性を重視することを踏まえ、博士前期課程においては学生のキャリアと将来の目標に応じて柔軟性と融合性の高いプログラムを設置し、博士後期課程においては学生の国際性や主体性・自立性を重視したプログラムを設置する。

＜博士前期課程＞

1. 先端科学技術を学ぶ上で共通に必要な科学技術の潮流や俯瞰的なものの見方を学ぶ序論等の科目を設置する。
2. 専門分野だけに偏らない多様な分野からの入学者にも対応した、先端科学技術の基盤知識を教授し、総合性を育成する科目を設置する。
3. 先端科学技術に係る高度な専門知識を教授する科目を設置する。
4. 課題を俯瞰的に捉え、問題発見とその問題を協働して解決する能力と挑戦性の修得を目指した PBL 形式で行う科目を設置する。
5. 社会で活躍する上で必要なプレゼンテーション・コミュニケーション能力の向上を目指した科目を設置する。
6. 産官など学外からの協力を得つつ、産業活動・社会活動における科学技術の課題やあるべき姿を考察する能力の修得を目指した科目を設置する。
7. 研究者・技術者として必要な英語力や留学生の日本語力の強化を図る科目を設置する。
8. 研究者・技術者に求められる倫理観や社会の趨勢を俯瞰する能力の強化を目指した科目を設置する。

各科目の学修成果は、筆記試験、レポート試験、演習・実験・実習成果等に基づき評価する。

9. ゼミナールと研究指導を通して、学術上あるいは応用上先端科学技術に寄与する研究課題に積極的に取り組み修士論文、特別課題論文あるいは課題論文を作成することを特に重視する。これにより、特定分野での研究あるいは技術開発能力を身につけ、次代の先端科学技術分野の牽引に貢献する挑戦性、総合性、融合性及び倫理性を醸成する。学修成果は、2名以上の指導教員により評価する。

上記の教育方針を効果的に実施するため、アクティブラーニングを重視した講義、演習、PBL、実験及び実習科目を適切に組み合わせ、各プログラムにおいて、必修科目、選択科目、コア科目等を設定する。

<博士後期課程>

1. 情報、バイオ、物質とそれらの融合分野に関する先端専門知識を教授する科目を設置する。
2. 学際的な知識に基づく幅広い俯瞰力と総合性やキャリアパスを含めた社会とのかかわりを主体的に構想する能力の育成を目指した科目を設置する。
3. 研究プロジェクトを主体的・自立的に企画立案・遂行し課題を解決する能力と挑戦性の修得を目指した科目を設置する。
4. 国際的な活躍に必要となるプレゼンテーション・コミュニケーション能力の修得を目指した科目を設置する。

各科目の学修成果は、筆記試験、レポート試験、演習・実験・実習成果等に基づき評価する。

5. ゼミナールと研究指導を通して、学術上あるいは応用上先端科学技術に寄与する高度な研究課題に積極的に取り組み博士論文を作成することを特に重視する。これにより、特定分野での問題発見及び問題解決が主体的・自立的にできる能力を身につけ、次代の先端科学技術分野の牽引に国際的に貢献できる挑戦性、総合性、融合性及び高い倫理性を醸成する。学修成果は、3名以上の指導教員により評価する。

上記の教育方針を効果的に実施するため、アクティブラーニングを重視した講義、演習、実地研修、実験及び実習科目を適切に組み合わせる。また、各プログラムはそれぞれ対応する分野の先端的知識を教授する科目を設置する。

1-5. 研究活動上の行動規範

奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範

平成20年2月21日

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、調査、観察、実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察、発想、アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。

その成果は、人類共通の知的資産を築くものであり、人類の幸福、経済及び社会の発展を支えている。

このような研究活動は、研究活動に対する研究者の誠実さが前提となっており、データや結果の捏造、改ざん、及び他者の研究成果の盗用に加え、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiership等の不正行為は、研究活動の本質に反するものであり、絶対に許されるものではなく、厳しい姿勢で臨まなければならない。

奈良先端科学技術大学院大学は、このような研究活動に関する基本的認識の下に、“本学で研究活動に携わるすべての者”（以下「研究者」という。）が研究を遂行する上で求められる行動規範を定める。

1. 研究者の責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術及び経験を活かして、社会の安全と安寧、そして環境の保全に対する責任を有する。

2. 研究者の行動

科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ正しい信念に基づいて誠実に行動する。また、研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的にかつ客観的に示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

3. 自己の研鑽

自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるようにたゆまず努力する。

4. 説明と公開

自ら携わる研究の意義と役割を積極的に公開して説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響並びに起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くよう

に努める。

5. 研究活動

自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告等の過程において、この規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行わず、また加担もしない。

6. 研究環境の整備

責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属する組織の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

7. 研究費の適正な使用

研究費の使用に当たっては、関係法令、学内諸規約等並びに各種外部資金による研究において定められた条件及び使用ルール等を遵守する。

8. 研究対象、環境、安全等への配慮及び生命倫理の尊重

研究への協力者の人格・人権を尊重し、福利に配慮する。また、研究実施上、環境及び安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、核燃料物質、外来生物、毒劇物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関係法令、学内諸規約及び学会等の指針等を遵守し、ヒトや動物を対象とした研究においては、生命倫理を最大限尊重する。

9. 他者との関係

他者の成果を適切に評価すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の知的財産権に係るものに関しては、守秘義務を遵守する。中でも、論文や研究費の審査の過程で知り得たものについては、守秘義務の遵守に厳密に注意を払わなくてはならない。さらに、研究の過程で入手した他者の個人情報保護に努め適正な取扱いを行う。

10. 差別・ハラスメントの排除

人種、性別、地位、思想・宗教等によって個人を差別せず、公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。また、立場や権限を利用して、その指示・指導等を受ける者に不利益を与えるような言動は取らない。

11. 利益相反

自らの研究、審査、評価、判断等において、個人と所属組織又は異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。さらに、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学利益相反ポリシー等を遵守する。

1-6. 学生への経済的支援に関する方針

奈良先端科学技術大学院大学学生への経済的支援に関する方針

平成30年11月21日

役員会承認

改正 令和 2年 4月 1日

改正 令和 3年 4月 20日

奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という）は、学部を置かない国立の大学院大学として、最先端の研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、もって科学技術の進歩と社会の発展に寄与することを目的としている。

この目的を果たすために、高い志を持って科学技術に挑戦する人材や社会において指導的な立場で活躍しようとする意欲の高い人材を国内はもとより海外からも受け入れようとしている。このような人材を集める上で、本学が魅力のある学びの場として認識してもらうことが重要課題の一つである。本学が魅力のある学びの場として、経済的に心配なく学業・研究に打ち込める環境を形作るため、本学は意欲ある学生に対しできる限りの経済支援を行うことを方針とする。

この方針に基づき、経済的支援を次のとおり実施する。

1. 優秀学生奨学制度〔博士後期課程学生対象〕

- ・ 博士後期課程1年次に在籍する学生のうち、学業成績が特に優秀であり、かつ人物が優れた者の当該年度の授業料を全額免除する。ただし、国費外国人留学生及び外国人留学生特別奨学制度に採用された者を除く。

2. 社会人学生への奨学支援〔博士後期課程学生対象〕

- ・ 博士後期課程に在籍する社会人学生のうち、学業成績が特に優秀であり、かつ人物が優れた者の授業料の全額免除又は奨学一時金の給付を行う。ただし、雇用形態が契約、パート若しくはアルバイト等の非正規雇用の者又は企業等に在職する社会人学生で入学科及び授業料相当額を所属企業等が負担している者を除く。

3. 科学技術イノベーションに向けた大学フェローシップ〔博士後期課程学生対象〕

- ・ 博士後期課程に在籍する学生のうち、優れた研究能力を有し、かつ、研究に専念することを希望する者に、研究専念支援金と研究費からなるフェローシップを支給する。ただし、学校基本調査における「社会人」、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生、本国から奨学金等の支援を受ける留学生、支給が開始される年度の4月1日において満30歳以上の者、長期履修学生を除く。

4. 外国人留学生特別奨学制度〔博士後期課程外国人留学生対象〕

- ・ 留学生特別推薦選抜により合格し、博士後期課程に入学する私費外国人留学生（日本政府又は外国政府から奨学金を受領している外国人留学生以外の留学生）に次の支援を行う。
 - （1）本国から日本までの渡航費支給
 - （2）RAとしての雇用
 - （3）入学科

- (4) 授業料
- (5) その他、学長が必要と認める支援
 - ・ 新規の支援対象者は、予算状況を勘案して年度ごとに決定する。
 - ・ 支援期間は、博士後期課程に在籍する3年までとする。ただし、休学期間中は支援を行わない。
- 5. ベトナム教育訓練省国際教育開発奨学生（VIED奨学生）制度〔外国人留学生対象〕
 - ・ ベトナム教育訓練省国際教育開発局が実施する奨学生選考試験に合格し、本学に入学する私費外国人留学生に、次の支援を行う。
 - (1) 検定料
 - (2) 入学料
 - (3) 授業料
 - ・ 新規の支援対象者は、毎年度3名以内とする。
 - ・ 支援期間は、博士前期課程学生は入学後2年間、博士後期課程学生は入学後3年間に限る。
- 6. 国家建設高水平大学公派研究生項目（高水平）制度〔博士後期課程外国人留学生対象〕
 - ・ 中国国家留学基金管理委員会が実施する国家建設高水平大学公派研究生項目の学位取得博士研究生として、博士後期課程に入学する私費外国人留学生に次の支援を行う。
 - (1) 検定料
 - (2) 入学料
 - (3) 授業料
 - ・ 新規の支援対象者は、毎年度3名以内とする。
 - ・ 支援期間は、博士後期課程の標準修業年限内とする。
- 7. 経済的困窮者に対する授業料免除制度〔博士前期課程及び博士後期課程学生対象〕
 - ・ 免除の選考は博士前期課程・博士後期課程の免除枠ごとに行い、課程別の免除実施可能額の範囲内で、家計基準及び学業基準を満たす対象者全員を半額免除する。
 - ・ 博士前期課程において基準を満たす対象者全員を半額免除してもなお残額が生じる場合、博士後期課程の困窮度の高い者から順に全額免除する。
- 8. TA・RA優先採用制度〔5年一貫コース所属学生及び博士後期課程学生対象〕
 - ・ TA・RAによる支援等により、博士前期課程2年次から授業料半額相当分を給付し、加えて研究科の研究分野の特色を活かし、追加の支援を実施する。
- 9. 学生宿舎への優先入居〔5年一貫コース所属学生及び博士後期課程学生対象〕
 - ・ 学生宿舎に入居を希望する博士後期課程進学予定学生（入学前に入居の希望を申し出た場合に限る）及び博士後期課程学生については、優先的に入居を認める。
- 10. 日本学生支援機構貸与奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）への優先推薦〔5年一貫コース所属学生対象〕
 - ・ 5年一貫コースに所属する学生が日本学生支援機構の奨学金の貸与を希望し、推薦基準に合致する場合は、優先的に貸与されるよう推薦を行う。

第2章 先端科学技術研究科の概要

■第2章 先端科学技術研究科の概要

2-1. 先端科学技術研究科の概要

<目的>

既存の学問領域の延長線上にない革新的な研究、とりわけ従来の専門分野の壁を取り払った研究領域の融合化に取り組むことでイノベーション創出につなげるとともに、本学が開学以来醸成してきた最先端の情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学及びこれらの融合分野を含む広範な領域をカバーした体系的な教育カリキュラムを通じて、挑戦性と創造性に富んだ先導的な研究者及び高度な専門性を持った技術者を育成することを目的とします。

<特色>

- ▶ これまでの研究科間の垣根をなくすことで、関連する研究分野の教員が集結して最先端科学技術教育を行える柔軟な教育体制を構築します。
- ▶ 学生の興味、意欲にきめ細やかに対応するため、履修科目選択に自由度を持たせた教育を実現します。
- ▶ 高度な専門性を修得させるための、5つの「教育プログラム」を設定します。
- ▶ 他の分野を学ぶのに必要な基礎・専門知識を学べる仕組みを導入し、大学・高専専攻科で身に着けた専門性をベースとして、他の専門分野への挑戦を可能とします。
- ▶ 社会実装までを想定して社会ニーズに基づく問題の解決を行う PBL (Project Based Learning) 形式の演習を、民間企業等での実習や民間企業の研究者・技術者による講習等を通して実施します。

<人材育成目標>

博士前期課程では、社会・経済を支える、情報科学、バイオサイエンス、あるいは、物質創成科学の高度な専門性と、それらの融合分野に取り組むための広範な素養を持ち、社会全体を見渡す俯瞰的な視点から物事を考え、社会において先端科学技術の活用やイノベーションを担う人材を育成します。

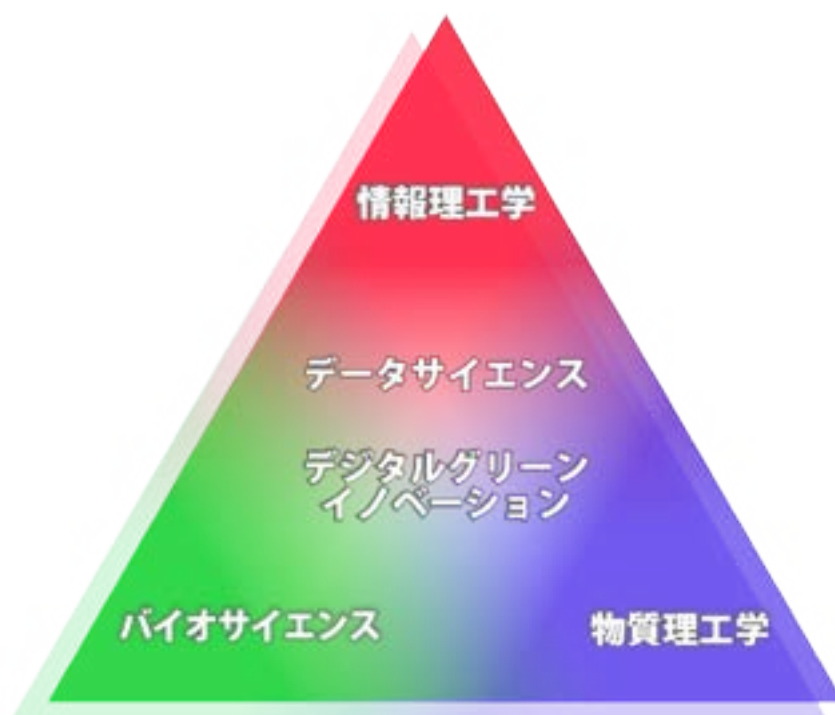
博士後期課程では、情報科学、バイオサイエンス、あるいは、物質創成科学及び関連する融合分野に係る高度な先端知識と幅広い視野に加え、国際性や主体性・自立性を備え、高い志を持って科学技術研究に挑戦し、産官学にわたり国際社会で指導的な役割を果たす研究者・高度専門技術者を育成します。

<幅広い進路選択>

専門とする分野から融合分野へ展開する広い学識と柔軟な思考を身につけることで、個々の学生にとっての進路の選択肢がこれまで以上に広がります。

2-2. 教育プログラム

先端科学技術研究科では、開学から培ってきた情報科学・バイオサイエンス・物質創成科学の3分野が主体の「情報理工学」、「バイオサイエンス」、「物質理工学」に、それらの融合プログラムの「データサイエンス」、「デジタルグリーンイノベーション」が加わり、各教育プログラムが選択できます。これらを教育カリキュラムの基本的枠組みとすることで、学生自身の希望進路に沿いながら高度な専門性を身につけるための科目履修を可能にします。



○教育プログラムの概要と人材育成目標

情報理工学プログラム	授与される学位 修士・博士(工学／理学)
情報科学を主体とするプログラムです。 コンピュータ本体及び情報ネットワークに関する技術、コンピュータと人間のインタラクション及びメディアに関する技術、ロボット等コンピュータを駆使する各種システムに関する技術など、広い視野と高度な専門性を備え、様々な分野で情報科学技術の高度化やその多面的な活用により、高度情報化社会を支える人材を育成します。	
バイオサイエンスプログラム	授与される学位 修士・博士(バイオサイエンス)
バイオサイエンスを主体とするプログラムです。 動物・植物・微生物について、生命現象の基本原則から生物の多様性まで、幅広い分野の最先端の知識と技術を備え、環境・エネルギー・食糧・資源や健康・長寿等に関わる研究開発を通して、人類の発展と地球環境の保全に貢献する人材を育成します。	
物質理工学プログラム	授与される学位 修士・博士(工学／理学)
物質創成科学を主体とするプログラムです。 固体物性学、デバイス工学、分子化学、高分子材料、バイオナノ理工学などを横断する教育プログラムにより、物質科学に関する基盤知識と専門性を活かすための高度な知識を持ち、人類の豊かな生活の維持と社会の発展を支える次代の科学技術の担い手となる人材を育成します。	
データサイエンスプログラム	授与される学位 修士・博士(工学／理学／バイオサイエンス)
情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学の融合プログラムです。 情報科学、バイオサイエンス、物質科学に関わるデータ駆動型科学、AI 駆動型科学の最先端の幅広い知識と高度な専門性を備え、蓄積された膨大なデータの処理、可視化、分析を通じてその奥に隠れた「真理」や「価値」を引き出して、次代の科学・技術の進歩や社会の発展に貢献できる人材を育成します。	
デジタルグリーンイノベーションプログラム	授与される学位 修士・博士(工学／理学／バイオサイエンス)
情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学の融合プログラムです。 社会・経済を支える、情報科学、バイオサイエンス、あるいは、物質創成科学の高度な専門性と、それに隣接する融合分野、とくにグリーン分野とデジタル分野を包含する融合分野を理解できる広範な素養を持ち、社会全体を見渡す俯瞰的な視点から物事を考え、社会においてグリーン分野とデジタル分野において発展を続けるデジタルグリーン科学技術の活用やイノベーションを担う人材を育成します。	

※取得できる学位の名称は、履修科目や学位論文の内容によって決定します。

○所属領域で選択できる教育プログラム一覧

領域	情報理工学プログラム	バイオサイエンスプログラム	物質理工学プログラム	データサイエンスプログラム	デジタルグリーンイノベーションプログラム
情報科学	○			○	○
バイオサイエンス		○		○	○
物質創成科学			○	○	○

2-3. 博士前期課程の教育課程

博士前期課程には、以下の科目群を配置する。

◇一般科目群

次世代の先端科学技術を担うために欠かすことのできない幅広い素養と社会性、国際性を育むため、倫理、哲学、コミュニケーション、知的財産権、ベンチャー起業論及び語学等の科目を配置する。英語については、レベル別にクラスを編成し、コミュニケーション、プレゼンテーション、ディスカッション、ライティングの講義により、国際的に通用するコミュニケーション能力の習得を目標とする。

◇先端科学技術科目群

以下の①～④の科目を開設し、専門の異なる学生が様々な分野の最新科学技術や社会ニーズを理解し議論することにより、他の先端科学技術分野を俯瞰できる広い視野や柔軟な発想、創造性を持つ人材を育成する。

① 序論科目

各教育プログラムがカバーする各々の研究分野について、世界の最先端科学がどのように進展・融合しつつあり、今後どのような新しい科学技術や研究領域が生まれると期待されるかなどを俯瞰的視点から学ぶことで、総合的な視野を身につける「序論科目」を配置する。

② 基盤科目

広範な分野からの入学者に対応し、大学で学んだ専門分野だけに偏らず異分野や融合分野に挑戦することを可能にし、各教育プログラムの履修に必要な基盤知識を修得するために「基盤科目」を配置する。

③ 専門科目

各プログラムの人材育成目標に沿った高度な専門知識を学ぶことを目的とする、プログラムの中核となる講義である。各学生が履修する「PBL 科目」の課題と出口を見据えたキャリアパスに通じる選択科目を配置する。また、先端的技術や方法論を用いた先端研究分野の調査研究などに関して、研究室の枠を超えて学生により提案された課題に取り組む演習や、企業が行う研究テーマを提示したインターンシップに参加して「ものづくり」の精神を学ぶ実習からなるプロジェクト実習を配置する。

④ PBL 科目

“先端科学技術科目群”の履修の集大成として、他分野や他研究室の学生と協働して先端科学技術の問題の発見と、それを解決する能力を育成するため PBL (Project Based Learning) 形式で行う「PBL 科目」を必修科目として配置する。「PBL 科目」を通じて、自身の専門分野の裾野を広げるのみならず、専門の異なる研究者・技術者が協力して融合分野を開拓する際に必要となる異分野間コミュニケーション能力や挑戦性を育成する。

「基盤科目」及び「専門科目」のうち、教育プログラム毎に、その特徴的な専門知識を学ぶのに必要なコアとなる科目（コア科目）を、必修又は選択必修科目として指定する。（コア科目については、本書「第4章 履修手続き」の「4-4. 修了要件」の頁を参照のこと。）

◇研究活動科目群

幅広い基礎概念を理解した上で、特定の科学的・技術的問題の解決に専門知識を応用する能力を育成するため、各学生が取り組む個々の修士論文研究に直接関わる授業として以下の科目を配置する。

- ・ゼミナール I、II

自他の修士論文研究の成果や論文調査結果の発表と討論を通じて自身の研究を深め

るとともに、プレゼンテーションとディスカッションの能力を育成する。

- ・ 修士論文研究

博士前期課程の教育の集大成として、自身の研究実験で得られたデータの中から、新規性、有用性、実用性のある結論を抽出する能力、抽出された結論から新たな課題を展開する能力、研究の背景やプロセス及び結論を科学論文や報告書として論理的に記述する能力を育成する。

- ・ 特別課題研究

報告されている論文、又は自身の研究・開発の結果に基づいて、新規性、有効性を満たした、専攻分野に貢献しうる論文を作成することによって、参考文献に記載された実験データや理論計算の結果について考察する能力、収集した情報、開発経験から新しい仮説を展開する能力、収集した文献をまとめ論理的に記述する能力を育成する。

- ・ 課題研究

報告されている論文に基づいて、有効性を満たした、専攻分野に貢献しうる論文を作成することによって、参考文献に記載された実験データや理論計算の結果について考察する能力、分野を俯瞰的に捉える能力、収集した情報をまとめ論理的に記述する能力を育成する。

◇ 研究指導と研究指導計画書

- ・ 研究指導は、主指導教員を責任者として、個々の学生の研究課題に近い専門分野から1人以上、5年一貫コースの学生については2人以上の教員が副指導教員となる研究指導体制により行う。
- ・ 研究指導は、学生1人ごとに毎年作成する研究指導計画書に基づいて行う。研究計画指導計画書は、先端科学技術研究科教授会の申合せに従って作成する。

◇ その他の教育

① 研究の実施に関わる教育等

研究を安全かつ法に従い遂行するために、研究倫理講習、遺伝子組換え実験講習会、RI・X線安全講習会と実習、動物実験講習会、情報ネットワークガイダンス、情報セキュリティ講習・訓練、化学薬品取扱い講習の講習・実習を、入学直後あるいは研究室配属後に実施する。また、心身の健康管理を学ぶ、「メンタル・フィジカルヘルス講習会」を実施する。

② キャリア教育

社会からの要請を踏まえた自己キャリアビジョンを構築し実践する能力を強化するため、企業や公的研究機関等とも連携して、社会の多様な場での活躍を見据えたキャリア教育を実施する。社会における修士課程修了者の働き方を考える研修会、ジョブマッチングを考えるための就職セミナー、企業のトップ、イノベーションを担った技術者、本学修了生あるいはベンチャー企業の起業家の経験をキャリアパスに生かす講演会などを開催する。

[博士前期課程における教育課程の概念図]



2-4. 博士後期課程の教育課程

博士後期課程には、以下の科目群を配置する。

◇研究者の素養を養う科目群

国際性、国際コミュニケーション能力を育成するため、以下の科目を配置する。

- 英語上級 A～E
学内で行われる講義により科学技術研究に関する英語論文の作成法と海外の研究者との高度な国際コミュニケーションの方法を学ぶ。
- 海外英語研修 I～III
海外での英語研修を行う。
- 国際研修 I～III
国際的な会議や海外の研究室などで研究成果の発表と討論を行う。
- 研究留学 I～III
海外企業での研究インターンシップや海外の大学等への研究留学を行う。

挑戦性、プロジェクト企画力、課題発見力、知識や研究手法の融合能力、研究推進力を育成するため、以下の科目を配置する。

- 国際ワークショップ企画演習
国際ワークショップの提案、開催、運営、管理を体験する。
- プロジェクトマネジメント I～III
研究課題の提案・研究費マネジメント、研究プロジェクトの運営と推進方法、多様な知識と技法を融合しての問題解決法を学内外の場で学ぶ。

先端専門知識を学ぶため、以下の科目を配置する。

- 情報理工学特別講義、バイオサイエンス特別講義、物質理工学特別講義、データサイエンス特別講義、デジタルグリーンイノベーション特別講義
博士前期課程における各教育プログラムに対応した分野の最新で質の高い研究を主に集中講義で学ぶ。

挑戦性、研究マネジメント能力、社会連携・俯瞰力、キャリアパス構想力を育成するため、以下の科目を配置する。

- ・ イノベーションマネジメント A、B
イノベーションを国際的に展開するために必要とされる知的財産に関する知識や科学技術倫理、異文化の理解力を学ぶ。
- ・ キャリアマネジメント I、II
アカデミアのみならずノンアカデミアを含む多様なキャリアパスに必要な能力を育成するために、教授法の指導や教育力の育成、トランスフェラブルスキルの涵養、起業のための知識を学ぶ。

「研究留学」の履修を、すべての学生に推奨し、国際性、国際コミュニケーション能力を養う。また、学内外、国内外での教育研究の機会を広く持つことにより、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積むことを目指す。

◇自立的な研究能力を養う科目群

- ・ 先進ゼミナール
研究課題進捗状況を報告し討論する演習であり、博士前期課程における教育プログラム毎に行うことで、幅広い視野からの研究指導を行うとともに、ディスカッションやプレゼンテーションの能力を養う。
- ・ 博士論文研究 I～VI
博士論文執筆に必要な研究活動を通じ、自立して研究活動を行う能力と課題の設定力及び創造性を育成する。

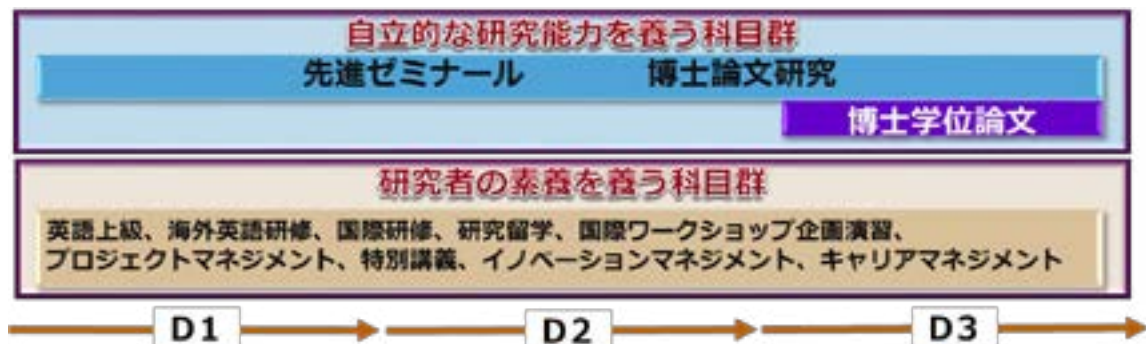
◇研究指導と研究指導計画書

- ・ 研究指導は、主指導教員を責任者として、個々の学生の研究課題に近い専門分野から通常2人以上の教員が副指導教員となる研究指導体制により行う。
- ・ 研究指導は、学生1人ごとに毎年作成する研究指導計画書に基づいて行う。研究指導計画書は先端科学技術研究科教授会の申合せに従って作成する。

◇その他の教育

研究の実施に関わる教育等は、博士前期課程と同様に実施する。

[博士後期課程における教育課程の概念図]



第3章 入学当初学生ガイド

■第3章 入学当初学生ガイド

3-1. 研究室配属から教育プログラム選択まで【博士前期課程】

2022年	行事等	
	新入生全員	対象者
4月4日(月)	新入生オリエンテーション PC/デスク割当 研究室配属 教育プログラム キャリア支援 学生生活 など	
4月6日(水)	TOEIC-IPテスト	
4月1日(金)～4月18日(月)	履修登録(4/7～4/18開講科目) (序論科目、基盤科目)	
4月5日(火)		基礎学力テスト バイオサイエンス区分の入試を経て入学した学生は必須
4月5日(火)～4月18日(月)	研究室訪問 研究室毎の説明会に参加したり、オフィスアワーを利用したり、あるいは、研究室とメールでアポイントを取るにより随時実施	
4月6日(水)	研究室紹介・実験等ガイダンス 研究室が所属する領域別に実施	
4月7日(木)	融合プログラム説明 データサイエンスプログラム	
4月8日(金)	融合プログラム説明 デジタルグリーンイノベーションプログラム	
4月12日(火)～5月13日(金)	履修登録(4/19以降開講科目) (一般科目、基盤科目、専門科目)	
4月14日(木)	研究室配属希望調査1回目	領域移動(※)可否審査申請 希望者のみ 希望研究室の「事前面談証明書」必須
4月15日(金)	研究室配属希望調査1回目の結果発表 WEBで公表	領域移動可否審査日程等の通知 メールで通知
4月18日(月)		5年一貫コース(※)申請書提出 希望者のみ
4月19日(火)	研究室配属希望調査2回目	
4月20日(水)	研究室配属希望調査2回目の結果発表 WEBで公表	
4月22日(金)		5年一貫コース申請の結果通知 メールで通知
4月25日(月)	研究室配属最終希望調査	
4月27日(水)	研究室配属内定結果の発表(順次) メールで通知 WEBで公表	
5月13日(金)	教育プログラムの決定	

*上記日程は予定です。詳細は新入生オリエンテーションで説明します。

*研究室配属については、下記ホームページを参照してください。

https://ad-info.naist.jp/gakusei/LabAssign/main_10.html

[その他の講習会等]

*5/9(月) 3限 英語授業のガイダンス(該当者のみ)

*5/11(水) 13:30～17:30終了予定 RI・X線講習会(RI・日本語)(該当学生:RI・X線を使用した実験への従事可能性のある場合)

*5/13(金) 13:30～17:30終了予定 RI・X線講習会(X線・日本語)(該当学生:RI・X線を使用した実験への従事可能性のある場合)

*情報ネットワークガイダンス、安全教育(全新入生)をe-learningで実施

*遺伝子組換え生物等実験に関する講習会(該当学生:遺伝子組換え生物等実験への従事可能性のある場合)をe-learningで実施

*研究倫理教育講習会(全新入生)をe-learningで実施

*その他、奨学金申請や授業料免除申請等の手続きについては、新入生オリエンテーションで説明しますので、必ず出席してください。

3-2. 研究室配属から教育プログラム選択まで【博士後期課程】

研究室配属から教育プログラム選択まで【博士後期課程】

2022年	行事等
4月5日(火)	新入生オリエンテーション
4月6日(水)	TOEIC-IPテスト 新入生全員が対象
5月13日(金)	教育プログラムの決定

* 上記日程は予定です。進捗や調整状況により変更される場合があります。

[その他の講習会等]

* 5/11(水) 13:30～17:30終了予定 RI・X線講習会 (RI・日本語) (該当学生: RI・X線を使用した実験への従事可能性がある場合)

* 5/13(金) 13:30～17:30終了予定 RI・X線講習会 (X線・日本語) (該当学生: RI・X線を使用した実験への従事可能性がある場合)

* 情報ネットワークガイダンス、安全教育 (全新生) をe-learningで実施

* 遺伝子組換え生物等実験に関する講習会 (該当学生: 遺伝子組換え生物等実験への従事可能性がある場合) をe-learningで実施

* 研究倫理教育講習会 (全新生 (学内進学者含む)) をe-learningで実施

* その他、奨学金申請や授業料免除申請等の手続きについては、新入生オリエンテーションで説明しますので、必ず出席してください。

第4章 履修手続（履修規程を含む）

■第4章 履修手続

授業科目の履修については、指導教員とよく相談して各期に履修計画を立ててください。

履修登録の対象となる課程は、博士前期課程のみです。博士前期課程では、研究活動科目群以外の科目群に属する授業科目については、原則として履修登録の対象となります。ただし、集中講義、他の大学院等と連携して行う教育プログラム及び履修証明を行うプログラムの授業科目については、この限りではありません。

4-1. 履修登録

履修登録は、履修登録システムにより、下表に記載の履修登録期間中のみ行うことができます。この期間中は、新規登録以外に登録変更や取消もできます。この期間中に履修登録をしていない授業科目は成績評価を受けることはできません。

[2022 年度履修登録期間]

カリキュラム学期 (授業期間)	履修登録期間	対象科目
Ⅰ期 (4/7～6/30)	4/1 (金) ～4/18 (月)	序論科目 (春)、基盤科目 (4/7～4/18 開講科目)
	4/12 (火) ～5/13 (金)	一般科目、基盤科目、専門科目 (4/19 以降開講科目)
Ⅱ期 (7/1～9/30)	6/24 (金) ～7/14 (木)	一般科目、専門科目、PBL 科目
Ⅲ期 (10/4～12/28)	9/27 (火) ～10/14 (金)	一般科目、基盤科目、専門科目、 序論科目 (秋)、 (10/4～10/14 開講科目)
	10/7 (金) ～10/28 (金)	一般科目、基盤科目、専門科目、 PBL 科目 (秋入学学生) (10/17 以降開講科目)
Ⅳ期 (1/4～3/9)	12/22 (木) ～1/18 (水)	一般科目

[履修取消可能期間]

履修登録期間とは別に、授業科目（クラス）毎に履修取消可能期間を設けます。履修取消を希望する場合は、履修取消可能期間内であれば、履修登録を取り消すことができますが、履修登録期間を経過している場合は新規登録や登録変更はできません。

履修取消可能期間 : 2コマ目の開講日まで

※履修登録期間中に全授業回のうち、3/4 以上の回が終了する授業科目については、3/4 に達する日までが履修登録・変更・取消を認める期間となります。

履修登録期間前には電子メールで履修登録期間を通知します。履修登録に関する通知メールの確認を怠ったために、不利益が生じることがないように各自で十分注意してください。

履修登録システムでの履修登録方法は、本学のホームページに掲載している「履修登録システムマニュアル」を参照してください。システムの使い方をよく理解し、履修登録等に不備がないようにしてください。



 日本学生支援機構

 JAF

 Language:  

資格登録システムログイン

※下記にIDとパスワードを入力して、ログインボタンを押してください。

ユーザID	
パスワード	

ログイン

※システムに関するお問い合わせ先は info@syslab.com.jp

Copyright © 2004 John Wiley & Sons, Ltd.

[illegible]

2017年度 履修登録

学生番号 : 00000001

学年 / 学期 / 学期 : 1年 / 1学期 / 前期

履修登録 / 履修登録完了

履修登録完了

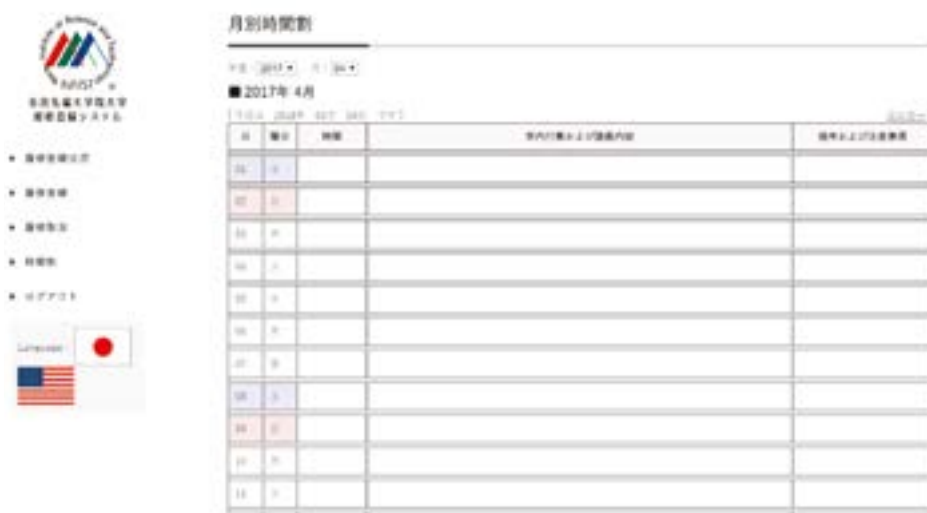
履修	履修科目 *	キーワード	
----	--------	-------	----------------------

検索

履修可能な科目がありません。

履修可能な科目は、履修科目検索により、[履修科目検索](#)より検索できます。履修可能な科目は、履修科目検索に選択可能な科目となります。

Copyright © 2004 John Wiley & Sons, Ltd.



○履修登録に係る申立てについて

休学、病気欠席等のやむを得ない事由により履修登録の取消又は追加が必要となった場合には、遅滞なく「履修登録に係る申立書」（以下、「申立書」という。）を教育支援課学務係に提出してください。なお、申立書は、事由が生じた時点で提出し、遅くとも当該授業科目の成績が通知された日から1ヶ月以内に提出しなければなりません。

研究科教務委員会は申立ての内容及び理由に妥当性があるかを検討し、必要に応じて、当該学生の主指導教員又は申立て内容に係る授業責任教員に申立書の内容について確認します。申立ての回答結果については文書で申立てた学生及び当該学生の主指導教員に伝達します。

○入学前の既修得単位の認定について

教授会において教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で入学前の他の大学院での既修得単位を認定することができます。認定を願い出る者は次の書類を添えて教育支援課学務係まで願い出てください。

- (1) 入学前の既修得単位認定願出書（教育支援課にあります。）
 - (2) 単位を修得した大学院の単位修得・成績証明書
 - (3) 認定を希望する授業科目の講義内容が説明できる書類（講義概要等の写）
- ※願出手続き等の日時については、掲示等により連絡しますので注意してください。
詳しくは教育支援課学務係までお問い合わせください。

○他の大学院との間における授業交流について

本学は、以下の大学院、研究科と授業交流を実施しています（他の大学院等と連携して行う教育プログラムについては掲載省略）。

- ・大阪大学大学院工学研究科 ・大阪大学大学院基礎工学研究科
- ・奈良女子大学大学院人間文化総合科学研究科
- ・龍谷大学大学院理工学研究科

他の大学院の授業科目を履修することについて、履修希望者は次の事項を熟読の上、所定の手続きをとってください。詳細については教育支援課学務係に照会してください。

(1) 履修方法等について

- ① 履修希望学生は、所定の履修願及び理由書を提出してください。
- ② 履修総単位数は、博士前期課程において、15単位以下とします。
- ③ 履修科目の範囲は、原則として講義のみとし、演習、実習、実験、研究等は含みません。
- ④ 授業科目によっては、相手先大学院研究科の授業収容人数その他の都合により、履修が許可されないことがあります。

(2) 単位の認定について

当該授業科目を履修する前に、本研究科教授会で修了に必要な単位として認められた場合は、相手先大学院研究科で修得した単位は、本研究科所定の単位に認定します。

(3) 履修願及び理由書取扱期間

詳しい日程は、各大学により取扱いが異なりますので、後日掲示等にて連絡します。

(4) 履修願及び理由書提出手続

- ① 履修願及び理由書の用紙は、教育支援課学務係で交付します。
- ② 履修希望学生は、相手大学院研究科の講義内容及び開講時期等を参考に履修科目を選定し、指導教員の承認（承認印を必要とする）を得て、履修願及び理由書を教育支援課学務係に提出してください。

○他の大学院等における研究指導について

他の大学院や研究所等において研究指導を受けることが教育上有益であると認められた場合には、該当する他の大学院等と協議の上、他の大学院等において必要な研究指導を受けることができます。研究指導を受けられる期間は、博士前期課程、博士後期課程ともそれぞれ通算して1年以内ですが、博士後期課程については、期間の延長を認めら

れることがあります。他の大学院等における研究指導を希望される場合は、事前に指導教員と相談の上、指導を受ける予定月の2ヶ月前までに教育支援課学務係に連絡してください。

○教育職員免許状について

〔中学校・高等学校教諭専修免許状（理科）〕

〔高等学校教諭専修免許状（情報）〕

すでに中学校教諭一種免許状（理科）、高等学校教諭一種免許状（理科）又は高等学校教諭一種免許状（情報）を有する者（免許状申請に必要な単位修得者を含む）は、本学の博士前期課程を修了する時に次に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」を24単位修得していれば当該校種の専修免許状（理科）又は専修免許状（情報）を取得することができます。

奈良県教育委員会への申請は、教育支援課学務係が一括して行います。10月頃に申請予定者を照会後、手続き等の詳細については1月頃に電子メール等で通知します。

〔中学校・高等学校教諭専修免許状（理科）〕

区分	授 業 科 目 名
序論科目	バイオサイエンス序論 物質理工学序論
基盤科目	分子生物学 細胞膜と物質輸送 細胞の情報伝達 微生物科学 植物科学 バイオメディカルサイエンス 細胞骨格と細胞周期 遺伝学と幹細胞 遺伝子クローニングと DNA 解析 量子力学 物質物理学 物質化学 物理化学 現代固体物理学 現代半導体物性 有機反応化学 反応解析化学 グリーンケミカル 一生体材料化学 グリーンマテリアル 半導体材料 光電子工学 有機・高分子化学
専門科目	グリーン科学の産業展開 発生生物学特別講義 バイオサイエンスの先端技法 植物発生生理学 動物発生学 薬理・病態生化学 免疫学 ゲノム・がん生物学 サバイバル生物学 一科学論文とのつきあい方 バイオサイエンスによる生物学 応用生命科学 バイオサイエンスにおける統計と数理 電子原子物性特論 光・情報素子工学特論 生体分子科学特論 分子フォトサイエンス特論 フォトニクス特論 量子情報・エネルギー材料特論 有機金属触媒化学特論 高分子化学特論 マテリアルインフォマティクス特論
PBL科目	バイオサイエンスPBLⅠ バイオサイエンスPBLⅡ

以上の授業科目から、24単位を修得すること

〔高等学校教諭専修免許状（情報）〕

区分	授 業 科 目 名
序論科目	情報理工学序論
基盤科目	情報科学基礎Ⅰ 情報科学基礎Ⅱ プログラミング演習
専門科目	ソフトウェア工学 サイバーセキュリティ 伝送理論 高性能計算基盤 アルゴリズム設計論 システム・リソース・マネージメント ハードウェアセキュリティ ロボット学習・制御 ソフトウェアシステム構築論 コンピュータ・ネットワーク ユビキタスシステム 系列データモデリング 視覚メディア処理Ⅰ 視覚メディア処理Ⅱ データマイニング 多次元信号処理 ロボティクス 自然言語処理 人間情報処理 数理生命科学 ソーシャル・コンピューティング

以上の授業科目から、24単位を修得すること

○交通機関運休及び気象警報発令の場合の授業の取扱いについて

・交通機関運休の場合

大規模な災害、事故等の発生により、通学路線のうち「近鉄電車（けいはんな線、奈良線、京都線）」あるいは「奈良交通バス（学研北生駒駅、学園前駅、高の原駅路線）」が運休した場合、授業は休講とします。

なお、運休が解除された場合の取扱いは次表のとおりです。

・気象警報発令の場合

奈良市・生駒市のいずれか又はこれらの市を含む地域に「暴風警報（又は暴風雪警報）」又は「特別警報」が発令された場合、授業は休講とします。

なお、同警報が解除された場合の取扱いは次表のとおりです。

運休及び警報解除時刻	授業の取扱い
午前7時以前に解除された場合	全日授業実施
午前10時以前に解除された場合	午後授業実施
午前10時を経過しても解除されない場合	全日授業休講

（注）運休（運行）及び発令（解除）の確認は、テレビ・インターネット等の報道によります。

「特別警報とは」

特別警報が発表された地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。居住地

や通学経路において、特別警報が発令された場合は、周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難警告などの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとってください。

交通機関の運休が事前に予定されるなど、通学に重大な支障が生じることが予測される場合、学内協議の上で授業の休講を決定する場合があります。

休講の場合は、授業責任教員により、該当学生に対して原則として補講が行われます。ただし、授業責任教員の判断で該当学生に対して当該授業に相当する学修を課すことをもって補講に替えることがあります。

○感染症に罹患した場合の出席停止の取扱い

医師による診断の結果、感染症（インフルエンザ等）に罹患している場合、学校保健安全法第19条に規定する出席停止となります。出席停止に該当する学生は、所属研究室の長に必要な情報（学籍番号、氏名、メールアドレス、履修中の授業科目等）を連絡してください。当該学生が所属する研究室の長は、授業担当教員に連絡してください。

〔参考：出席停止期間（一例、比較的症頻度が高いと思われるもののみ）〕

対象疾病	出席停止の期間の基準（※）
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで

※上記の出席停止の期間は、学校保健安全法関係法令の定めによる基準であり、通学の再開にあたっては、個別に医師に相談してください。

※新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応については以下のページで情報発信を行っていますので、適宜ご確認ください。

<https://www.naist.jp/about/covid19/index.html>

出席停止の場合は、授業責任教員により、該当学生に対して原則として当該授業に相当する学修が課されます。

また、感染の拡大を防止するために本学が休業する場合は、授業責任教員により、該当学生に対して原則として補講が行われます。ただし、授業責任教員の判断で該当学生に対して当該授業に相当する学修を課すことをもって補講に替えることがあります。

○公欠の対象範囲について

以下に該当する場合で授業を欠席するときは、授業責任教員の判断で公欠として取扱うことができるものとします。

- 1) 2親等以内の親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合
- 2) 裁判員制度に基づき裁判所に出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その

他官公署へ出頭するために通学できない場合

3) 骨髄移植のために骨髄液等の提供を行うために必要と認められる検査等のために通学できない場合

公欠の取扱いを希望する学生は、授業責任教員に相談してください。

公欠として取扱うと判断された場合は、授業責任教員から当該授業に相当する学修が課されます。

○公欠以外の理由での欠席の取扱いについて

公欠に該当しない理由で欠席を希望する学生は、欠席の理由を示したうえで授業責任教員に相談してください。

成績評価に当たって授業責任教員が何らかの考慮を行うと判断した場合は、授業責任教員により、該当学生に対して当該授業に相当する学修が課されます。

○公欠及び成績考慮を行う欠席の制限について

授業科目ごとに、公欠及び成績考慮を行う欠席として取扱いできる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとします。

○バイオサイエンス領域・物質創成科学領域の研究室所属学生のための授業用モバイルパソコン貸与について

情報科学領域の教員が担当する授業では、モバイルパソコンを必須として授業で使用する科目(※)があります。このため、バイオサイエンス領域・物質創成科学領域の研究室に所属する学生で、当該授業を受講するあたりモバイルパソコンを所持していない学生のために、貸出し用のモバイルパソコンを用意しております。

※該当する科目は、シラバスの「注意事項」欄にその旨を記載しています。

貸出を希望する学生は、「バイオサイエンス領域・物質創成科学領域の研究室所属学生の授業用モバイルパソコン貸与に関する遵守事項」の内容を理解し指導教員の上で、「授業用モバイルパソコンの借用に係る誓約書」に必要事項を記入し、所属する研究室の領域の事務室へ提出し、借り受けてください。

なお、貸出し用のモバイルパソコンは数に限りがありますので、所属する研究室で利用できるモバイルパソコンがある場合や自身が所有するモバイルパソコンがある場合には、借用を控えるようにしてください。

https://ad-info.naist.jp/gakusei/gakumu_kankei/lending_laptop/lending_laptop.html

4-2. 履修規程

奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修規程

平成30年3月26日
規程第 1 号

（趣旨）

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第34条の規定に基づき、先端科学技術研究科における学生の履修に関し必要な事項を定める。

（指導教員）

第2条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、学生1人ごとに研究室等が異なる2人以上の指導教員を定める。

2 指導教員のうち、1人を主指導教員とする。

3 学修上又は研究指導上必要がある場合は、指導教員を変更することができる。

（研究指導）

第3条 研究指導の内容は、学生1人ごとに定めるものとする。

（授業科目の区分等）

第4条 博士前期課程における授業科目の区分及び修了のために必要となる修得単位数は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目の区分及び修了のために必要となる修得単位数は、別表第2のとおりとする。

3 博士前期課程及び博士後期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

（履修手続き）

第5条 学生は、主指導教員の指導に基づき、履修する授業科目を選ばなければならない。

2 同じ時間に関講される複数の授業科目を同時に履修することは、原則として認めない。

（履修の認定）

第6条 授業科目履修の認定は、試験又は研究報告により行う。ただし、平常の学修活動の評価をもって試験に代えることがある。

2 試験又は研究報告の成績は、100点を満点とする点数によって評価し、60点以上を合格、60点未満を不合格とする。この場合において、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める評語をもって表すことができる。

（1）90点以上 秀

（2）80点以上90点未満 優

- (3) 70点以上80点未満 良
- (4) 60点以上70点未満 可
- (5) 60点未満 不可
- 3 前項の点数をもって評価し難い場合は、合格又は不合格をもってこれに代えることができる。
- 4 前2項により合格とされたものには、所定の単位を与える。
- 5 既に単位を修得した授業科目については、再履修することはできない。

(研究指導の認定)

第7条 研究指導の認定は、主指導教員が行い、研究科長に報告するものとする。

(学位論文の題目)

第8条 学生は、学位論文の題目について主指導教員の承認を得て、指定する期日までに申告しなければならない。

(学位論文の提出)

第9条 学生は、学位論文について主指導教員の承認を得て、指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 学位論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。

(授業料未納により除籍された者の単位の不認定)

第10条 学則第53条の2第4号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(成績の指標)

第11条 第6条第2項に規定する成績に基づき、一定期間又は累積期間に係る客観的な成績指標を算出し、評価することができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(廃止)

- 2 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科履修規程（平成16年規程第20号）、奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科履修規程（平成16年規程第21号）及び奈良先端科学技術大学院大学物質創成科学研究

科履修規程（平成16年規程第22号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 平成29年度以前に入学した学生の履修については、奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年度以前に入学した学生の履修については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年度以前に入学した学生の履修については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

授業科目の区分		必要修得単位数	
大区分	小区分	修士論文研究又は 特別課題研究	課題研究
一般科目群	—	4	4
先端科学技術科目群	序論科目	14	16
	基盤科目		
	専門科目		
	PBL科目	2	2
研究活動科目群	—	10	8
合 計		30	30

別表第2（第4条関係）

授業科目の区分	必要修得単位数
研究者の素養を養う科目群	3
自立的な研究能力を養う科目群	7
合 計	10

奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修細則

平成30年3月27日
細則第 1 号履
修
規
程

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科履修規程（平成30年規程第1号。以下「履修規程」という。）第4条第3項の規定に基づき、授業科目、単位数及び履修方法に関し必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 博士前期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表第2のとおりとする。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの細則の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年度以前に入学した学生（以下「在学生」という。）については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在学生がこの細則の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和2年度以前に入学した学生（以下「在學生」という。）については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在學生がこの細則の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年度以前に入学した学生（以下「在學生」という。）については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、在學生がこの細則の授業科目を履修した場合は、別に定めるところにより旧授業科目に読み替えるものとする。

別表第1（第2条第1項関係）

先端科学技術研究科教育課程表

（1）授業科目名等

履修規程

大区分	小区分	授 業 科 目 名	授業 番号	単 位 数	修了 要件 単位数		履修区分					備 考
					修士論文研究 /特別 課題研究	課題 研究	教育プログラム					
							情報理工学	バイオサイエンス	物質理工学	データサイエンス	デジタルグリーンイノベーション	
一般科目群	-	技術と倫理	1001	1	4	4	○	◎	◎	◎	◎	選択必修7科目から2科目を選択 留学生優先科目 留学生対象科目 同上 同上 同上
		科学哲学	1002	1			○	○	○	○	○	
		科学コミュニケーション	1003	1			○	○	○	○	○	
		知的財産権	1004	1			○	○	○	○	○	
		知的財産権演習	1019	1			○	○	○	○	○	
		プロフェッショナルコミュニケーションⅠ	1010	1			□	□	□	□	□	
		プロフェッショナルコミュニケーションⅡ	1011	1			□	□	□	□	□	
		アカデミックディスカッション	1012	1			□	□	□	□	□	
		リサーチプレゼンテーション	1013	1			□	□	□	□	□	
		リサーチライティング	1014	1			□	□	□	□	□	
		アドバンスドリサーチライティング	1015	1			□	□	□	□	□	
		異文化間コミュニケーション	1034	1			□	□	□	□	□	
		日本文化	1016	2			○	○	○	○	○	
		日本語Ⅰ	1017	2			△	△	△	△	△	
		日本語Ⅱ	1018	2			△	△	△	△	△	
		日本語Ⅲ	1020	2			△	△	△	△	△	
		日本語Ⅳ	1021	2			△	△	△	△	△	
		日本語Ⅴ	1022	2			△	△	△	△	△	
		アカデミックボランティアⅠ	1023	1			○	△	△	○	○	
		アカデミックボランティアⅡ	1024	1			○	△	△	○	○	
先端科学技術科目群	基盤科目	序論科目	2001	1	序論科目、 基盤科目、 及び専門科目から 14	序論科目、 基盤科目、 及び専門科目から 16	◎	○	○	□C	◎	
		バイオサイエンス序論	2003	1			◎	○	○	□C	◎	
		物質理工学序論	2005	1			◎	○	◎	□C	◎	
		情報科学基礎Ⅰ	3031	1			○	△	△	○	○	
		情報科学基礎Ⅱ	3032	1			○	△	△	○	○	
		プログラミング演習	3002	1			○	△	△	○	○	
		分子生物学	3012	1			△	○	△	○	○	
		細胞膜と物質輸送	3013	1			△	□C	△	○	○	
		細胞の情報伝達	3014	1			△	□C	△	○	○	
		微生物科学	3015	1			△	□C	△	○	○	
		植物科学	3016	1			△	□C	△	○	○	
		バイオメディカルサイエンス	3017	1			△	□C	△	○	○	
		細胞骨格と細胞周期	3018	1			△	□C	△	○	○	
		遺伝学と幹細胞	3019	1			△	□C	△	○	○	
		遺伝子クローニングとDNA解析	3020	1			△	□C	△	○	○	
		先端バイオサイエンス概論	3033	1			△	○	△	○	○	
		物質科学解析	3021	1			△	△	△	○	○	
		量子力学	3022	1			△	△	△	○	○	
		物質物理学	3023	1			△	△	△	○	○	
		物質化学	3024	1			△	△	△	○	○	
		物理化学	3025	1			△	△	△	○	○	
		現代固体物理学	3026	1			△	△	○	○	○	
		現代半導体物性	3027	1			△	△	○	○	○	
		有機反応化学	3028	1			△	△	○	○	○	
		反応解析化学	3029	1			△	△	○	○	○	
		グリーンケミカルー生体材料化学	3037	1			△	△	○	○	□C	
		グリーンマテリアルー半導体材料	3038	1			△	△	○	○	□C	
		光電子工学	3035	1			△	△	○	○	○	
		有機・高分子化学	3036	1			△	△	○	○	○	
		データサイエンス基礎	3039	1			△	○	○	◎	○	
		先端デジタル技術論	3040	1			△	○	○	○	□C	
		人体の構造機能と疾病	3041	1			△	○	○	○	□C	
		化学と環境	3042	1			△	○	○	○	□C	
		数でとらえる細胞生物学	3043	1			△	○	○	○	□C	
		デジタルグリーンプログラミング演習	3044	1			△	○	○	○	□C	
		デジタルグリーンデータ処理演習	3045	1			△	○	○	○	□C	

大 区 分	小 区 分	授 業 科 目 名	授 業 番 号	単 位 数	修了 要件 単位数		履修区分					備 考
					修士論文研究 /特別 課題研究	課題 研究	教育プログラム					
							情報理工 学	バイオ サイエ ンス	物質理工 学	データ サイエ ンス	デジタル グリー ンイ ノベー ション	
先端科学技術科目群	専門科目	ソフトウェア工学	4006	1			○	△	△	○	○	
		サイバーセキュリティ	4090	1			○	△	△	○	○	
		伝送理論	4091	1			○	△	△	○	○	
		高性能計算基盤	4092	1			○	△	△	○	○	
		アルゴリズム設計論	4093	1			○	△	△	○	○	
		システム・リソース・マネジメント	4094	1			○	△	△	○	○	
		ハードウェアセキュリティ	4038	1			○	△	△	○	○	
		ロボット学習・制御	4116	1			○	△	△	○	○	
		ソフトウェアシステム構築論	4096	1			○	△	△	○	○	
		コンピュータ・ネットワーク	4008	1			○	△	△	○	○	
		ユビキタスシステム	4003	1			○	△	△	○	○	
		系列データモデリング	4034	1			○	△	△	□C	○	
		視覚メディア処理Ⅰ	4097	1			○	△	△	□C	○	
		視覚メディア処理Ⅱ	4098	1			○	△	△	○	○	
		データマイニング	4099	1			○	△	△	□C	○	
		多次元信号処理	4100	1			○	△	△	□C	○	
		ロボティクス	4101	1			○	△	△	○	○	
		自然言語処理	4102	1			○	△	△	□C	○	
		人間情報処理	4103	1			○	△	△	○	○	
		数理生命科学	4104	1			○	△	△	□C	○	
		ソーシャル・コンピューティング	4117	1			○	△	△	○	○	
		データサイエンス論	4105	1			○	△	△	◎	○	
		情報科学特別講義A	4029	1			○	△	△	○	○	
		情報科学特別講義B	4030	1			○	△	△	○	○	
		情報科学特別講義C	4031	1			○	△	△	○	○	
		情報科学特別講義D	4032	1			○	△	△	○	○	
		システム要求工学	4086	1			○	△	△	○	○	
		システム開発プロセス	4087	1			○	△	△	○	○	
		情報セキュリティ運用リテラシーⅠ	4042	1	序論科目、 基盤科目 及び専門 科目から 14	序論科目、 基盤科目 及び専門 科目から 16	○	△	△	○	○	
		情報セキュリティ運用リテラシーⅡ	4043	1			○	△	△	○	○	
		情報セキュリティ演習A	4044	1			○	△	△	○	○	
		情報セキュリティ演習B	4045	1			○	△	△	○	○	
		情報セキュリティ演習C	4046	1			○	△	△	○	○	
		イノベーション創出基礎	4118	1			○	○	○	○	□C	
		イノベーション創出特論Ⅰ	4119	1			△	○	○	○	□C	
		イノベーション創出特論Ⅱ	4120	1			△	○	○	○	□C	
		イノベーション創出特論Ⅲ	4121	1			△	○	○	○	□C	
		イノベーション創出特論Ⅳ	4122	1			△	○	○	○	□C	
		イノベーション創出特論Ⅴ	4123	1			△	○	○	○	□C	
		グローバル・イノベーション共創	4124	1			△	○	○	○	□C	
		グリーン科学の産業展開	4125	1			△	○	○	○	□C	
		発生生物学特別講義	4054	1			△	○	△	○	○	
		バイオサイエンスの先端技法	4055	1	△	□C	△	□C	○			
		植物発生生理学	4056	1	△	○	△	○	○			
		動物発生学	4057	1	△	○	△	○	○			
		薬理・病態生化学	4058	1	△	○	△	○	○			
		免疫学	4059	1	△	○	△	○	○			
ゲノム・がん生物学	4060	1	△	○	△	○	○					
サバイバル生物学 - 科学論文とのつきあい方 -	4106	1	△	○	△	○	○					
国際バイオ特論A	4062	1	△	○	△	○	○					
国際バイオ特論B	4063	1	△	○	△	○	○					
データサイエンスによる生物学	4134	1	△	○	△	□C	○					
科学的発見の思考法	4089	1	△	○	△	○	○					
応用生命科学	4107	1	△	○	△	○	○					
バイオサイエンスにおける統計と数理	4110	1	△	○	△	□C	○					
バイオイメージング	4126	1	△	○	○	○	○					
バイオサイエンスにおける先進トピックスA	4111	1	△	○	△	○	○					
バイオサイエンスにおける先進トピックスB	4112	1	△	○	△	○	○					
先端バイオゼミナールⅠ	4113	1	△	○	△	○	○					
先端バイオゼミナールⅡ	4114	1	△	○	△	○	○					
電子原子物性特論	4066	1	△	△	○	○	○					
光・情報素子工学特論	4068	1	△	△	○	□C	○					
生体分子科学特論	4070	1	△	△	○	○	○					

大 区 分	小 区 分	授 業 科 目 名	授 業 番 号	単 位 数	修了 要件 単位数		履修区分					備 考
					修士論文研究 /特別 課題研究	課題 研究	教育プログラム					
							情報理工 学	バイオ サイエ ンス	物質理工 学	データ サイエ ンス	デジタル グリー ンイノ ベー ション	
先端科学技術科目群	専門科目	分子フォトサイエンス特論	4072	1	序論 科目、 基盤 科目 及び 専門 科目 から 14	序論 科目、 基盤 科目 及び 専門 科目 から 16	△	△	○	○	○	
		フォトニクス特論	4067	1			△	△	○	○	○	
		量子情報・エネルギー材料特論	4069	1			△	△	○	○	○	
		有機金属触媒化学特論	4115	1			△	△	○	○	○	
		高分子化学特論	4073	1			△	△	○	○	○	
		マテリアルインフォマティクス特論	4074	1			△	△	○	□C	○	
		物質科学特論A	4076	1			△	△	○	○	○	
		物質科学特論B	4077	1			△	△	○	○	○	
		物質科学特論C	4078	1			△	△	○	○	○	
		物質科学特論D	4079	1			△	△	○	○	○	
		物質科学特論E	4127	1			△	△	○	○	○	
		先端科学技術のガバナンス	4128	1			△	○	△	○	□C	
		グリーン経営学Ⅰ	4129	1			△	○	△	○	□C	
		グリーン経営学Ⅱ	4130	1			△	○	△	○	□C	
		グリーン経済学Ⅰ	4131	1			△	○	△	○	□C	
		グリーン経済学Ⅱ	4132	1			△	○	△	○	□C	
		グリーンイノベーションにおける倫理的・法的・社会的課題プロジェクト実習	4133	1			△	○	△	○	□C	
		プロジェクト実習	4083	1			○	○	○	○	○	
	PBL科目	情報理工学PBLⅠ	5001	1	2	2	◎	◎	◎	◎	◎	選択した教育プログラムにかかるPBL科目のみ履修可能
		情報理工学PBLⅡ	5002	1			◎					
		バイオサイエンスPBLⅠ	5005	1								
		バイオサイエンスPBLⅡ	5006	1								
		物質理工学PBLⅠ	5009	1								
		物質理工学PBLⅡ	5010	1								
		データサイエンスPBLⅠ	5013	1								
		データサイエンスPBLⅡ	5014	1								
	研究活動科目群	デジタルグリーンイノベーションPBLⅠ	5015	1					◎			
		デジタルグリーンイノベーションPBLⅡ	5016	1					◎			
	研究活動科目群	ゼミナールⅠ	6008	2	10	8	◎	◎	◎	◎	◎	
		ゼミナールⅡ	6009	2			◎	◎	◎	◎	◎	
		修士論文研究	6010	6			□	□	□	□	□	
		特別課題研究	6011	6			□	□	□	□	□	
		課題研究	6012	4			□	□	□	□	□	
修 了 要 件 単 位 数					30	30						
履修区分欄の◎は必修科目を、□は選択必修科目を、○は選択科目を、△は自由科目（修了に必要な単位としては不算入）を示す。また、Cはプログラム毎のコア科目を示す。												

(2) 履修方法

ア (i) 修士論文研究又は特別課題研究を履修する場合は、授業科目のうち、一般科目群から4単位以上、序論科目、基盤科目及び専門科目から14単位以上、PBL科目から2単位以上及び研究活動科目群から10単位以上の計30単位以上履修すること。

(ii) 課題研究を履修する場合は、授業科目のうち、一般科目群から4単位以上、序論科目、基盤科目及び専門科目から16単位以上、PBL科目から2単位以上及び研究活動科目群から8単位以上の計30単位以上履修すること。

イ 上記アの序論科目、基盤科目及び専門科目の修了要件単位数の中には、下記の教育プログラム毎の履修方法によるコア科目等の履修単位が含まれる必要があるため留意すること。

・ 情報理工学プログラムでは、コア科目は設定しない。

・ バイオサイエンスプログラムでは、

- (i) 「細胞膜と物質輸送」「細胞の情報伝達」「『微生物科学、植物科学、バイオメディカルサイエンス』のうちいずれか1科目」「細胞骨格と細胞周期」「遺伝学と幹細胞」「遺伝子クローニングとDNA解析」「バイオサイエンスの先端技法」から4科目以上、
 - (ii) バイオサイエンスプログラムにおいて選択科目である専門科目（「バイオサイエンスの先端技法」と「プロジェクト実習」を除く）から4科目以上、
- 合計8科目以上を履修すること。

・ 物質理工学プログラムでは、「量子力学」と「物質物理学」の組合せ、又は、「物質化学」と「物理化学」の組合せで2科目以上履修すること。

・ データサイエンスプログラムでは、

- (i) 「情報理工学序論」「バイオサイエンス序論」「物質理工学序論」から、所属する研究室の領域の序論科目を含む1科目以上、
 - (ii) 「データサイエンスによる生物学」「マテリアルインフォマティクス特論」から1科目以上、
 - (iii) 「系列データモデリング」「視覚メディア処理Ⅰ」「データマイニング」「多次元信号処理」「自然言語処理」「数理生命科学」「バイオサイエンスの先端技法」「バイオサイエンスにおける統計と数理」「光・情報素子工学特論」から1科目以上、
- 合計3科目以上を履修すること。

・ デジタルグリーンイノベーションプログラムでは、

- (i) 基盤科目の選択必修コア科目から2科目以上、
 - (ii) 専門科目の選択必修コア科目から3科目以上、
- 合計5科目以上を履修すること。

(3) 授業番号の見方

授業番号は、授業科目の区分等に基づく4桁の数字で構成される。
以下を参照の上、授業科目の履修を決める際の目安にすること。

- 1桁目：1XXX = 一般科目群（博士前期課程）
 - 2XXX = 序論科目（博士前期課程）
 - 3XXX = 基盤科目（博士前期課程）
 - 4XXX = 専門科目（博士前期課程）
 - 5XXX = PBL科目（博士前期課程）
 - 6XXX = 研究活動科目群（博士前期課程）
 - 7XXX = 研究者の素養を養う科目群（博士後期課程）
 - 8XXX = 自立的な研究能力を養う科目群（博士後期課程）
- 2～4桁目：1桁目の区分毎の授業科目の識別番号を示す。
 - XXX = 001～999の番号

別表第2（第2条第2項関係）

先端科学技術研究科教育課程表

(1) 授業科目名等

(博士後期課程)

科目区分	授業科目名	授業番号	単位数	修了要件 単位数	履修区分	備考
研究者の 素養を養う 科目群	英語上級A	7001	1	3	○	学内英語講義 博士前期課程で「アカデミックディスカッション」の単位を修得した者については「英語上級A」を、「リサーチプレゼンテーション」の単位を修得した者については「英語上級B」を、「リサーチライティング」の単位を修得した者については「英語上級C」を、「アドバンスドリサーチライティング」の単位を修得した者については「英語上級D」を新たに履修できない。
	英語上級B	7002	1		○	
	英語上級C	7003	1		○	
	英語上級D	7004	1		○	
	英語上級E	7029	1		○	
	海外英語研修Ⅰ	7005	2		○	海外での英語研修 (概ね3週間以上)
	海外英語研修Ⅱ	7006	2		○	
	海外英語研修Ⅲ	7007	2		○	
	国際研修Ⅰ	7008	1		○	国際会議での発表
	国際研修Ⅱ	7009	1		○	
	国際研修Ⅲ	7010	1		○	
	研究留学Ⅰ	7011	2		○	「研究留学Ⅰ」については、積極的な履修に努めること。 ・外国の研究所等でのインターンシップ (概ね3週間以上) ・外国の大学等での研修(概ね3週間以上) ・研究留学
	研究留学Ⅱ	7012	2		○	
	研究留学Ⅲ	7013	2		○	
	国際ワークショップ企画演習	7014	1		○	国際ワークショップの提案等
	プロジェクトマネジメントⅠ	7015	1		○	研究プロジェクトの運営等
	プロジェクトマネジメントⅡ	7016	1		○	
	プロジェクトマネジメントⅢ	7017	1		○	
	情報理工学特別講義	7018	1		○	特別講義 (博士前期課程における 7つの教育プログラム に対応した特別講義)
	バイオサイエンス特別講義	7020	1		○	
	物質理工学特別講義	7022	1		○	
	データサイエンス特別講義	7024	1		○	
	デジタルグリーンイノベーション特別講義	7032	1		○	
	イノベーションマネジメントA	7025	1		○	「イノベーションマネジメントA」については、積極的な履修に努めること。 博士前期課程で「知的財産権演習」の単位を修得した者については「イノベーションマネジメントA」を新たに履修できない。
	イノベーションマネジメントB	7026	1		○	
	キャリアマネジメント1	7030	1		△	
	キャリアマネジメント2	7031	1		△	
自立的な 研究能力を 養う科目群	先進ゼミナール	8001	1	7	◎	研究進捗ヒアリング (中間発表会)
	博士論文研究Ⅰ	8002	3		○	(第1半期)
	博士論文研究Ⅱ	8003	3		○	(第2半期)
	博士論文研究Ⅲ	8004	3		○	(第3半期)
	博士論文研究Ⅳ	8005	3		○	(第4半期)
	博士論文研究Ⅴ	8006	3		○	(第5半期)
	博士論文研究Ⅵ	8007	3		○	(第6半期)
修了要件単位数				10		

履修区分欄の◎は必修科目を、□は選択必修科目を、○は選択科目を、△は自由科目（修了の要件となる単位としては不算入）を示す。

※ ダブル・ディグリー・プログラムにおける本学の授業科目名等についても上記のとおりとする。

（2）履修方法

授業科目のうち、科目区分の「研究者の素養を養う科目群」から3単位以上及び「自立的な研究能力を養う科目群」から7単位以上（修得単位として「先進ゼミナール」1単位を含むこと。）の計10単位以上を履修すること。

（3）授業番号の見方

授業番号は、授業科目の水準・難易度等に基づく4桁の数字で構成される。
以下を参照の上、授業科目の履修を決める際の目安にすること。

- 1桁目：1XXX = 一般科目群（博士前期課程）
 - 2XXX = 序論科目（博士前期課程）
 - 3XXX = 基盤科目（博士前期課程）
 - 4XXX = 専門科目（博士前期課程）
 - 5XXX = PBL科目（博士前期課程）
 - 6XXX = 研究活動科目群（博士前期課程）
 - 7XXX = 研究者の素養を養う科目群（博士後期課程）
 - 8XXX = 自立的な研究能力を養う科目群（博士後期課程）
- 2～4桁目：1桁目の区分毎の授業科目の識別番号を示す。
XXX = 001～999の番号

4-3. 研究倫理教育講習の受講について

本学では、入学時に研究者として必要とされる最低限の研究倫理習得のため、新入生を対象とした e-learning による研究倫理教育講習を実施しています。

2022 年度研究倫理教育講習の実施日程は、以下のとおりです。

春学期入学者	2022 年	4 月中旬頃開始
秋学期入学者	2022 年	10 月中旬頃開始

詳細は決定次第、メールにて通知します。

この講習会を受講することは修了要件に含まれていますから、新入生は必ず受講してください。

4-4. 修了要件

以下に示す要件を満たしていることが修了に必要となります。修了要件を満たしているか否かの確認は、指導教員と相談の上、各自責任を持って行ってください。

<博士前期課程>

修士論文研究又は特別課題研究を履修する場合は、博士前期課程に 2 年以上在学し、「一般科目群」から 4 単位以上、「先端科学技術科目群」の序論科目、基盤科目及び教育プログラム毎に指定する専門科目から合わせて 14 単位以上 (※)、教育プログラム毎に開設する PBL 科目から 2 単位以上、「研究活動科目群」から 10 単位以上、合計 30 単位以上を修得し(「研究倫理教育講習」を受講し、合格することを含む)、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

課題研究を履修する場合は、博士前期課程に 2 年以上在学し、「一般科目群」から 4 単位以上、「先端科学技術科目群」の序論科目、基盤科目及び教育プログラム毎に指定する専門科目から合わせて 16 単位以上 (※)、教育プログラム毎に開設する PBL 科目から 2 単位以上、「研究活動科目群」から 8 単位以上、合計 30 単位以上を修得し(「研究倫理教育講習」を受講し、合格することを含む)、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

(※) の履修においては、以下のとおり、教育プログラム毎に、その特徴的な専門知識を学ぶのに必要なコアとなる科目を、必修又は選択必修科目として指定する。

なお、個々の学生が選択した教育プログラム以外の他の教育プログラムにおいて指定する専門科目についても、自由科目として履修できる。

【教育プログラム毎のコア科目】

【情報理工学プログラム】 情報理工学プログラムでは、コア科目は設定しない。
【バイオサイエンスプログラム】 （i）「細胞膜と物質輸送」、「細胞の情報伝達」、「『微生物科学、植物科学、バイオメディカルサイエンス』のうちいずれか1科目」、「細胞骨格と細胞周期」、「遺伝学と幹細胞」、「遺伝子クローニングとDNA解析」及び「バイオサイエンスの先端技法」から4科目以上、 （ii）バイオサイエンスプログラムにおいて選択科目である専門科目（「バイオサイエンスの先端技法」と「プロジェクト実習」を除く）から4科目以上、合計8科目以上を履修すること。
【物質理工学プログラム】 「量子力学」と「物質物理学」の組合せ、又は、「物質化学」と「物理化学」の組合せで2科目以上履修すること。
【データサイエンスプログラム】 （i）「情報理工学序論」「バイオサイエンス序論」「物質理工学序論」から、所属する研究室の領域の序論科目を含む1科目以上、 （ii）「データサイエンスによる生物学」「マテリアルインフォマティクス特論」から1科目以上、 （iii）「系列データモデリング」「視覚メディア処理Ⅰ」「データマイニング」「多次元信号処理」「自然言語処理」「数理生命科学」「バイオサイエンスの先端技法」「バイオサイエンスにおける統計と数理」「光・情報素子工学特論」から1科目以上、合計3科目以上を履修すること。
【デジタルグリーンイノベーションプログラム】 （i）基盤科目の選択必修コア科目から2科目以上、 （ii）専門科目の選択必修コア科目から3科目以上、 合計5科目以上を履修すること。

<博士後期課程>

博士後期課程に3年以上在学し、“研究者の素養を養う科目群”から3単位以上、“自立的な研究能力を養う科目群”から7単位以上、合計10単位以上を修得し（「研究倫理教育講習会」を受講し、合格することを含む）、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

4-5. 5年一貫コースについて

【概要】

博士前期・後期課程の標準修業年限（5年）内で一貫した博士研究指導（5年一貫コース）を行うことで、専門領域に関する深い学識、豊かな創造力及び国際的視野を有する人材の育成を行います。なお5年一貫コース学生には、研究指導体制の拡充や経済支援などを優先的に行い、博士課程の在籍学生として研究に専念できる指導体制を整えます。

【5年一貫コースの選択承認時期と支援内容】

5年一貫コース学生への支援内容は、選択承認時期により、下表の通り異なります。

5年一貫コースの選択承認時期	支援内容		
	研究室配属	副指導増員	経済支援
入学後研究室配属前まで	★	★	★
研究室決定後(5月以後)		★	★

研究室配属：志望する研究室へ優先的に配属（内定）します。

副指導増員：副指導教員は2人以上とします。

経済支援：博士前期課程2年次から、TA/RA 給与による経済的支援を受けられます。

【5年一貫コースの選択方法と承認の基準】

5年一貫コース希望学生は、配属希望研究室の教員と面談して承認※を得て、5年一貫コース選択表明書（様式）を教育支援課学務係に提出してください。その後、学内担当者が学力評価を行った上で、承認します。なお、学力評価基準は、下表の通り承認時期によって異なります。

※教員との面談の結果、希望する研究室の教員から承認を得られないことがあります。

情報科学領域に所属する研究室では、選択承認は入学後に行うため、入学前及び入学後研究室配属前までの申請は受け付けません。

5年一貫コースの選択承認時期	5年一貫コース担当責任者による承認基準
入学後、研究室決定前まで	入学者のうち上位 50%以上の成績を目安とする
配属研究室の決定後	指導教員が認めた学生

➤ 5年一貫コース選択表明書

<http://www.naist.jp/campuslife/gakumu/integrated-corse.html>

【5年一貫コース学生の正式決定について】

5年一貫コースの正式決定は、博士前期課程1年次の11月～2月に主副指導教員（候補）による学力・意欲等の確認を経た上で行います。また、5年一貫コース学生を正式に決定する博士前期課程1年次の2月以降でも、博士後期課程への進学を希望する前期課程学生は、主指導教員の承認を得て申し出ることができます。その際は、その都度、学力・意欲等の確認を経て5年一貫コースに編入します。なお、修士論文とその審査方法は、原則、その他の学生と同様に行います。また、5年一貫コースの決定に際しては、

下記①－③の確認事項を設けています。

なお、5年一貫コース学生に決定した場合でも、博士後期課程への進学は、別途実施する学内進学試験で合格する必要があります。

- ① 主副指導教員（候補）による評価結果により、コース選択を認めない場合がある。この場合は、該当学生に対して指導教員がその理由を十分に説明する。
- ② 正式決定後は、前期課程で就職活動を行っても、大学からの推薦は行わない。また、前期課程2年次の4月、5月に TA として前期課程1年次の指導に当たる義務がある。
- ③ 5年一貫コースには企業等派遣の社会人学生は含めない。（経済的支援や、後期課程での長期の海外留学などへ対応するため）

【5年一貫コースの辞退に関する確認事項】

5年一貫コース学生には、優先的な学修支援を行います。学位取得までには様々な困難も伴います。目標変更ややむを得ない進路変更もありますので、5年一貫コースの辞退について、下記①－⑤の確認事項を設けています。5年一貫コースの選択を表明する前に確認してください。

- ① 学生は、主指導教員（候補）と協議のうえ、学生の意志によって 5年一貫コースを辞退することができる。
- ② 5年一貫コースを辞退する場合、研究室配属希望本調査前にあつては、優先的な研究室配属を辞退するものとする。
- ③ 主指導教員は、学生の学習・研究状況、中間報告の結果、あるいは TA/RA の勤務状況を常にチェックし、学位の取得が困難であると判断した時は、学生に辞退を勧告できる。
- ④ 5年一貫コースを辞退した場合は、その時点からの経済的支援は停止する。また、その場合において、学生宿舎に入居していたときは、遅くとも同コースを辞退した日が属する年度末までに退去させるものとする。ただし、学生宿舎の入居時の選考許可基準に照らし、5年一貫コースの選択を表明しなかった場合においても学生宿舎に入居できていた学生に対しては、退去を求めないものとする。
- ⑤ 奨学金、学生宿舎、研究室配属、TA/RA による支援などの優遇処置を受けたあと辞退した場合、就職活動を行っても、大学からの推薦は行わない。

5年一貫コースの詳細については、本学ホームページを参照してください。申請手続きについて不明な点があれば教育支援課学務係へ問い合わせてください。

<https://www.naist.jp/campuslife/gakumu/integrated-corse.html>

4-6. ダブル・ディグリー・プログラム

グローバル化が急速に進みつつある今日、国や地域を越えて全人類的な重要課題に対して人材や技術シーズを結集する国際共同研究を先導する研究者が求められています。ダブル・ディグリー・プログラムは、国際共同研究力並びに国際協働活動に必要なスキルを備えた人材を体系的に育成することを目的として、学術交流協定に基づく組織的な交流実績のある海外大学（以下、「相手機関」）との教育研究連携により実施しています。

ダブル・ディグリー・プログラムは、本学と相手機関に同時に学籍を置き、両大学の教員から研究指導を受け、それぞれの大学から学位の認定を受ける制度です。現在、博士後期課程において7大学、博士前期課程において1大学とプログラムを実施しています。いずれの相手機関においても、学位の認定を受けるためには、最低1年間それぞれの大学に滞在し学習することが必要です。派遣・受入学生数は、いずれも若干名です。入学時期は、原則として、秋学期、春学期とします。

本ダブル・ディグリー・プログラムの詳細及び募集要項については、本学教育連携部門のホームページを参照してください。

<https://www.naist.jp/dge/students/abroad/doubledegree.html>

相手先機関名	国・地域	相手先機関学修分野・部局	本学学修分野・教育プログラム
国立陽明交通大学 (National Yang Ming Chiao Tung University)	台湾	①College of Science ②College of Electrical and Computer Engineering ③College of Engineering	情報科学 バイオサイエンス 物質創成科学
チュラロンコン大学 (Chulalongkorn University)	タイ	Faculty of Science ①Biochemistry and Molecular Biology	バイオサイエンス
カセサート大学 (Kasetsart University) (博士前期課程)	タイ	Faculty of Engineering	物質創成科学
ポールサバチエ大学 (Université Paul Sabatier)	フランス	Physics, Chemistry and Materials Science	物質創成科学
パリサクレ大学 (Université Paris-Saclay)	フランス	①Biology, biochemistry and biotechnology ②Communication systems ④Computer science and informatics ⑤Earth Sustainability/Environment ⑥Economics ⑦Energy management ⑧Materials science and engineering ⑨Health ⑩Physical and chemical sciences ⑪Universe sciences	情報科学 バイオサイエンス 物質創成科学
ソルボンヌ大学 (Sorbonne Université)	フランス	Information Sciences	情報科学
ウルム大学 (Ulm University)	ドイツ	Computer Science and Engineering Science	情報科学

マッコーリー大学 (Macquarie University)	オーストラ リア	①Department of Biological Sciences ②Department of Molecular Science ③Department of Chiropractic ④Department of Computing ⑤Department of Earth and Planetary Sciences ⑥School of Engineering ⑦Department of Environmental Sciences ⑧Department of Mathematics and Statistics ⑨Department of Physics and Astronomy	情報科学 バイオサイエンス 物質創成科学
------------------------------------	-------------	--	----------------------------

4-7. 長期履修制度

【制度の目的・概要】

この制度は、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士前期課程2年、博士後期課程3年）での教育課程の履修が困難な方について、当該年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修し修了することができる制度です。

【対象者】

1. 官公庁、企業等に雇用されている者（休業等により、職務を免除されている者を除く。）自ら事業を行っている者その他のフルタイムの職業に就いている者
2. アルバイト、パートタイム等で就業している者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めたもの
3. 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者であって、その負担により修学に重大な影響があると学長が認めたもの
4. 上記（1）から（3）までの理由に準ずる理由がある者であって、長期履修を必要とする事情があると学長が認めたもの

※ 国費外国人留学生は対象外です

【長期履修期間】

課程	長期履修開始時期	長期履修期間の上限
博士前期課程	入学時	4年
	在学中	3年
博士後期課程	入学時	6年
	在学中	在学期間が1年以下の場合は、5年 在学期間が2年以下の場合は、4年

※長期履修期間は、1年を単位とします。

※就業環境等の変動により長期履修期間の延長又は短縮することができます。

【授業料】

年額 = 授業料の年額 (535,800 円<※現行>) × 標準修業年数 ÷ 長期履修期間として認められた年数

(例) 博士前期課程について、3年間の長期履修の許可を受けた場合

区分	各年度の授業料納付額			修了までの授業料総額
一般学生 (標準修業年限2年)	1年目 535,800 円	2年目 535,800 円		1,071,600 円
長期履修学生 (長期履修期間3年)	1年目 357,200 円	2年目 357,200 円	3年目 357,200 円	

(例) 博士前期課程2年目から3年間の長期履修の許可を受けた場合

区分	各年度の授業料納付額				修了までの授業料総額
1年目一般学生、 2～4年目長期履修学生 (長期履修期間3年)	1年目 535,800 円	2年目 178,600 円	3年目 178,600 円	4年目 178,600 円	1,071,600 円

【申請方法】

長期履修学生の申請を希望する者は、必要書類を教育支援課学務係へ提出してください。

＜在学生＞

長期履修学生の申請を希望する者は、指導教員と相談の上、必要書類を定められた期限までに教育支援課 学務係へ提出してください。尚、期限については入学時期により異なります。

申請を希望する者は事前に教育支援課 学務係に問い合わせてください。

※在学期間が博士前期課程にあつては1年、博士後期課程にあつては2年を超えている方は申請できません。

【必要書類】

＜在学生＞

➤ 長期履修申請書・履修計画書

(<http://www.naist.jp/campuslife/gakumu/long-term.html>)

※履修計画書については、指導教員と相談の上、作成してください。

※在職証明書（在職を理由とする場合。様式任意。）

※出産、育児又は親族の介護を理由とする場合は、その事実を証明するもの

※その他の理由により、長期履修を希望する場合は、事前に教育支援課学務係へご連絡ください。

【長期履修期間の変更等】

＜長期履修期間延長又は短縮＞

- ・長期履修学生は、就業環境等の変動により長期履修期間の延長又は短縮をする必要があります。場合、学長の許可を得て長期履修期間を延長又は短縮をすることができます。
- ・長期履修期間の変更を希望する者は、指導教員と相談の上、長期履修期間変更願を定められた期限までに教育支援課 学務係へ提出してください。尚、期限については入学時期により異なります。申請を希望する者は事前に教育支援課 学務係に問い合わせてください。
- 長期履修時間変更願 (<http://www.naist.jp/campuslife/gakumu/long-term.html>)
- ・長期履修期間満了までの期間が1年に満たない者は、長期履修期間の延長又は短縮をすることができません。
- ・長期履修期間の延長等を許可された者は、同一課程において、再度、長期履修期間の延長等を願い出ることはできません。
- ・長期履修期間を短縮する場合は、短縮後の長期履修期間に応じた授業料から既に在学した期間の授業料の差額を徴収することとなります。

＜長期履修の辞退＞

- ・長期履修学生は、就業環境等の変動により長期履修の必要がなくなった場合、学長の許可を得て長期履修の辞退をすることができます。
- ・長期履修の辞退を希望する者は、指導教員と相談の上、長期履修辞退願を定められた期限までに教育支援課学務係へ提出してください。尚、期限については入学時期により異なります。申請を希望する者は事前に教育支援課 学務係に問い合わせてください。
- 長期履修辞退届 (<http://www.naist.jp/campuslife/gakumu/long-term.html>)
- ・長期履修期間満了までの期間が1年に満たない者は、長期履修の辞退をすることができません。
- ・長期履修の辞退を許可された者は、同一課程において、再度、長期履修を志願することはできません。
- ・長期履修を辞退する場合は、通常要する授業料から既に在学した期間の授業料の差額を徴収することとなります。

【参考】

- 長期履修規程 (<http://reiki.naist.jp/kiyaku/local/pdf/02209.pdf>)

【問い合わせ先】

申請手続きについて不明な点があれば、下記までご連絡ください。

奈良先端科学技術大学院大学 教育支援課学務係

電話 0743-72-5932

第5章 シラバス等

■第5章 シラバス等

5-1. 電子シラバスについて

シラバスは、電子シラバスシステムから確認できます。

<https://syllabus.naist.jp/>



2018年度 講義科目一覧

年度	2018	検索	検索履歴
キーワード			

検索

授業科目名	授業 番号	所属学部	単 位 数	履修条件・ 履修制限	新了科目プログラム								サ ラ ス 選 び	備考
					IS	CS	MS	PH	MS	CP	OS			
一般教養														
一般教養														
科学と技術	1001	理	1	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
科学と技術	1002	理	1	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
科学コミュニケーション	1003	理	1	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
科学と技術	1004	理	1	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
科学と技術(アドバンスト)	1005	理(特選)	1	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
科学と技術(アドバンスト)	1006	理(特選)	1	-	○	○	○	○	○	○	○	○		



科学哲学 (1002)

■ 講義科目基本情報

科目区分	一般教養	履修科目	-
単位数	1	履修・必要・条件	なし
履修年次	2年次以降	主修使用言語	日本語
所属学部	理	履修定員	-
履修登録制限	なし	履修登録期間	2018/04/18

■ 教育プログラム別の履修区分

プログラム名	IS	CS	MS	PH	MS	CP	OS
履修区分	○	○	○	○	○	○	○
コア科目	○	○	○	○	○	○	○

■ 講義科目概要

担当教員(履修者名)	-
担当教員	-
教育目的/教育目標	科学技術の発展・応用・活用、さらにそれらを支える社会的問題について考察し、科学技術の活用による社会発展に貢献する。
到達度	-

教育カルテは、教育カルテシステムから確認できます。

* 教育カルテシステムについて

教育カルテシステムの利用方法は、上記のホームページに掲載している「教育カルテシステムマニュアル」を参照してください。システムの使い方をよく理解するとともに、随時、最新の情報を確認してください。

[illegible]

教育カルテシステム

ログイン (パスワード) (パスワード)

ログインパスワード

パスワード

学生情報

学籍番号

学籍氏名

学年

学籍区分

入学年度

研究科

コース

所属研究室

所属プログラム

研究情報

主指導教員

副指導教員

サポーター教員

平成31年度 学位論文申請書 (博士)

入力に制限以上しかない一時保存や提出済実行してからの保存が可能な形式で、これまで入力した内容を一時保存を維持して保持して下さい。

保存タイプ

※デフォルト入力 (リファイン) アップロード

日 月 年 時 分 秒 日 時 分 秒

日 月 年 時 分 秒 日 時 分 秒

研究課題名

研究の目的 経緯と今後の計画

日 月 年 時 分 秒 日 時 分 秒

日 月 年 時 分 秒 日 時 分 秒

5-3. 成績評価について

○成績評価終了科目の通知について

成績評価を終了したときには、授業責任教員から当該授業終了後3週間以内に報告される成績をもとに、ホームページや掲示板等によりお知らせします。

履修登録した科目の成績の確認については、附属図書館1階に設置している証明書自動発行機により成績表（交付用）を出力し、学生自らが確認する方法をとっています。

○成績評価の異議申立てについて

通知された成績評価に異議がある場合は、成績が通知された日から1ヶ月以内に「成績評価に対する異議申立書」を教育支援課学務係に提出してください。

（※）成績評価の異議申立てが可能な範囲は、学生が次の各号に該当すると判断する場合のみとします。

（1）誤記入等、明らかに採点の誤りであると思われるもの

（2）シラバス等により周知している成績評価の方法から、明らかに評価方法等について疑義があると思われるもの

申立てに対する回答は、研究科教務委員会で検討の後、教育支援課学務係を通じて口頭又は文書で伝達します。

なお、異議申立書の様式や異議申立てのフローなどについては、本学のホームページに掲載しています。

https://ad-info.naist.jp/gakusei/gakumu_kankei/GradesReleasedDates/main.html

○グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度

奈良先端科学技術大学院大学では、厳格かつ透明性の高い成績評価を通じて、学生の学修意欲を高めるとともに、大学院教育の質を保証し、適切な修学支援等に資することを目的として、平成30年度入学者からGPA制度を導入しました。学修の状況及び成果を示す指標としてのGPAを算出することにより、自身の履修状況をより客観的に把握して履修計画の作成に活用されることを期待します。

GPA 制度に関する要項については下記の大学 HP で確認ください。

<https://www.naist.jp/campuslife/education/seisekihyoka.html>

<制度概要>

GPA 制度とは、欧米の大学で一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（GP）に置きかえた平均を数値により表すものです。

<算出基準>

以下のとおり、G P は5段階（S、A、B、C、D）評価とします。

評語	G P	評価基準	100点満点での目安
秀（S）	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている	90点以上
優（A）	3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	80点以上 90点未満
良（B）	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	70点以上 80点未満
可（C）	1	到達目標を達成している	60点以上 70点未満
不可（D）	0	到達目標を達成していない	60点未満

(参考)

評語	G P	評価基準	100点満点での目安
認（N）	対象外	本学での授業科目の履修により修得したものとみなす	非該当
合格（P）	対象外	定められた学修水準に達している	非該当
不合格（F）	対象外	定められた学修水準に達していない	非該当

<対象学生>

平成30年度入学の博士前期課程1年次学生から年次進行とします。

<対象科目>

博士前期課程の以下の授業科目区分のうち、修了要件に算入できる授業科目を対象とします。ただし、科目の特性で5段階評価されない授業科目はG P Aの計算から除くものとします。

- ◇ 一般科目
- ◇ 基盤科目
- ◇ 専門科目

<G P Aの種類と算出方法>

当該年度におけるG P A（年度G P A）及び在学全期間におけるG P A（累積G P A）があります。

年度G P A及び累積G P Aを算出する計算式は以下のとおりです。（G P Aの算出は、小数点以下第3位の値を四捨五入します。）

□ 年度G P A算出の計算式

$$\text{年度G P A} = \frac{(\text{当該年度の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のG P}) \text{の総和}}{\text{当該年度における総履修登録単位数}}$$

□ 累積G P A算出の計算式

$$\text{累積G P A} = \frac{(\text{在学全期間の履修登録科目の単位数} \times \text{当該科目のG P}) \text{の総和}}{\text{在学全期間における総履修登録単位数}}$$

＜再履修の取り扱い＞

不合格科目を再履修し、合格の評価を得た場合及び再履修の結果再び不合格の評価であった場合の、それぞれ再履修前の不合格評価及び履修登録単位数については、GPAには算入しません（再履修前のデータは除外します）。

＜成績証明書上の取り扱い＞

年度GPA及び累積GPAをそれぞれ成績証明書に記載します。

○成績評価の割合に関する基本方針

- （１）秀（S）・優（A）・良（B）・可（C）の区分については、成績分布の著しい偏在に留意し、特に秀（S）・優（A）については、合わせて30%を目安とします。
- （２）履修者が20人以下の科目の場合、あるいは合格・不合格で成績評価する科目の場合については、本基本方針の適用対象外です。

5-4. グローバル人材を目指して

本学は平成26年9月に文部科学省の「スーパーグローバル大学創成支援事業」に採択されました。本プログラムを通して、100を超える海外学術交流協定校を中心とした世界の学術機関との連携の下、海外留学を推進しています。さらに、海外インターンシップや国際ワークショップ、国際会議への参加についても推奨しています。

また、学生の英語力を向上させるため、体系的な英語教育プログラムを導入しています。博士前期課程では英語論文を読解し、英語で行われる講義・セミナーを理解できる力を身に付けさせ、博士後期課程では英語で研究発表や質疑応答、交渉やトラブルに対処できる能力を修得させることを目標としており、英語能力の向上度を把握するため TOEIC テストを実施しています。

留学生が全学生の約25%を占め、日本人学生と、30を超える多様な出身国・地域と文化を背景に持つ留学生が協同で学ぶ環境の下、国際感覚や実践的なコミュニケーション能力及び専門知識・研究技術を併せ持つグローバル人材の養成を目指しています。

海外学術交流協定校リスト

<https://www.naist.jp/dge/engagement/list.html>

○留学奨学金について

本学の学生の多くは、以下の留学奨学金を活用し海外留学しています。個人で応募できる奨学金もありますが、大学のプログラムとして実施しているものが多いため、留学にあたっては、事前に指導教員または国際課にご相談ください。

1. 日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_a/scholarship.html

2. トビタテ！留学 JAPAN

<http://www.tobitate.mext.go.jp/>

3. その他日本学生支援機構（JASSO）が収集・提供している奨学金情報

<http://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/>

○海外渡航前の学内手続きについて

外国の大学院又は研究所等の教育研究機関で授業科目の履修や、研究指導を受ける場合は、事前に教授会の承認を得る必要がありますので、「留学願」に添えて「特別聴講派遣学生履修願」又は「特別研究派遣学生申請書」を渡航の2か月前までに国際課に提出してください。「留学願」が不要の海外渡航であっても、渡航先での災害・事件・事故等があった場合の学生の安否確認等を行う目的で、「海外渡航届」の提出を義務づけていますので、忘れないように提出してください。詳細は、下記学内ホームページ「留学及び海外渡航の手続きについて」をご参照ください。

<https://ad-info.naist.jp/gakusei/member/kaigairyugaku/index.html>

○ビザ（査証）について

海外渡航する場合は、できるだけ早く渡航先の国の情報を集めて、ビザ取得申請を行う必要があります。

短期渡航であっても渡航目的によりビザ免除に該当しない場合があります。また、国によってビザの取得方法が異なります。主要国を例にあげると、米国では、大学に留学する場合はF-1 ビザ（学生ビザ）が必要で、申請書類の作成、補足書類の準備、パスポート取得、面接等、留学出発2か月程度前から準備を開始する必要がある、フランスでは、オンライン申請が可能で交換留学であれば面接も免除されるなど、国によって事情が異なりますので、留学先や国内にある渡航国の大使館・領事館に確認するなど、早めに情報収集する必要があります。

事前にビザ取得申請をしない場合、国によっては入国できないなどの不利益を受ける可能性がありますので、わからないことがあれば、事前に国際課に相談してください。

○海外渡航前の安全確認について

海外渡航をする場合には、外務省のホームページ（海外渡航安全情報）などを参照して渡航先の情勢等を事前に調査し、安全を確認してから渡航するよう心がけてください。また、外務省では、海外に3か月以上滞在を予定している邦人には「在留届」提出の徹底を、3か月未満の滞在を予定している邦人には外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を呼びかけています。海外へ渡航する際は、本学での手続きとは別に、外務省へ提出又は登録をしてください。詳しくは外務省ホームページを参照してください。

また、海外渡航に係る注意事項を下記学内ホームページ「海外渡航に係る注意事項について」に掲載していますので、本ページを活用し、十分な安全管理を行うことを心がけてください。

<https://ad-info.naist.jp/gakusei/member/kaigairyugaku/caution/caution.html>

○海外旅行保険について

本学では、学生の国内・海外出張中のケガなどに備え、旅行依頼を伴う海外渡航については大学として海外旅行保険に加入しています。補償内容等の詳細については、以下のホームページを確認し、補償対象の事由と免責事由を把握してください。

<https://ad-info.naist.jp/k-soumu/member/shougaihoken/>

なお、本学が加入している保険の補償内容が不十分であると思う場合は、個人で海外旅行保険に追加で加入することも可能です。

休学中に留学する場合は、大学が費用負担する旅行保険の適用外であるため、必ずご自身で海外旅行保険に加入してください。

海外で入院・手術が必要となった場合や家族が留学先を複数回訪問する必要がある場合、医療費や渡航費用等が非常に高額になることがあります。加えて、医療施設・医療水準が日本に比べて著しく低い国では、国外への緊急移送が必要となり、追加費用が発生することもあります。こうした事態に備えるため、保険には必ず加入してください。

保険の補償内容等については、家族にも確認してもらうようにしてください。海外旅行保険についてわからないことがあれば、まずは国際課に相談してください。

5-5. 英語教育について

本学では、学生の英語力を向上させるため、外国人教員による英語語学教育を実施するとともに、英語の資格・検定試験を活用し、修了生が現場で使える英語力（TOEIC スコア：博士前期課程修了時 650 点以上、博士後期課程修了時 750 点以上）を身につけることを目標としています。また、学生の国際的視野を育成するため、学生の海外留学を推進し、10%以上の学生が単位修得を伴う海外留学を経験できるよう取り組んでいます。

<https://www.naist.jp/ded/activities.html>

(1) 英語科目（各 1 単位）【博士前期課程】

中級	・プロフェッショナルコミュニケーション I (ProCom I) ・プロフェッショナルコミュニケーション II (ProCom II)	
上級	・アカデミックディスカッション ・リサーチライティング ・異文化間コミュニケーション	・リサーチプレゼンテーション ・アドバンスドリサーチライティング

博士前期課程では、選択必修科目として、上記の 7 科目から 2 科目を履修することが必要です。どの英語科目を履修するかは、入学時 TOEIC-IP テストの成績によって一部決まります。入学時 TOEIC-IP テストでのスコアが 650 点未満の学生は、ProCom I と ProCom II を履修し、修了までに TOEIC スコアを 650 点以上に上げることを目標とします。650 点以上のスコアを取った学生は、ProCom I、II の代わりに上級 4 科目から 2 科目を履修します。

(2) Xreading と WordEngine について

英語力の向上のためには語彙を広げるとともに多読 (Extensive Reading) が有効です。そのため、ProCom では通常の授業に加えて、日常的に英語の学習が続けられるよう

Xreading という多読教材と WordEngine という語彙学習教材をオンラインで用いて学習します。読んだ本の冊数、単語数は成績に反映されます。

<https://xreading.com/>

<https://www.wordengine.jp/>

(3) TOEIC 対策講座

修了時の TOEIC 目標スコアを早期に達成するため、正規の英語科目と連携させた TOEIC 対策講座を実施します。あと少しの努力で TOEIC 目標スコアを達成できそうな学生を特別強化学生として選び、8 回の講座の後、TOEIC-IP テストを実施します。

(4) 海外英語研修【博士後期課程】

正規の英語科目に加えて、ハワイ大学マノア校で4週間の英語研修 (Hawai'i English Language Program (HELP)) を開講します。本学では国際性、国際コミュニケーション能力を育成するため、日本人博士後期課程学生については全員に海外留学を経験させるという高い数値目標を掲げています。

<https://manoa.hawaii.edu/eslhelp/wordpress/>

第6章 授業科目及び担当教員一覧等

■第6章 授業科目及び担当教員一覧等

6-1. 令和4年度授業科目及び担当教員一覧

授業についての詳細は電子シラバスで確認してください。詳細については随時更新されます。

<https://syllabus.naist.jp/>

令和4年度先端科学技術研究科 博士前期課程 授業科目及び授業責任教員一覧

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラス	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
一般科目	技術と倫理	L	1001	A	1	別所 康全	バ	—	別所康全、秋山昌広、(渡辺政隆)、(加藤菊也)	15		
	技術と倫理	L	1001	B	1	(植村 健治)	情	—	(植村 健治)	15		
	技術と倫理	L	1001	C	1	(伊藤 博)	情	—	(伊藤 博)	15		
	技術と倫理	L	1001	D	1	(高橋 謙二)	物	—	(高橋 謙二)	15		
	技術と倫理	L	1001	E	1	(大西一市)	物	—	(大西一市)	15		
	技術と倫理	L	1001	F	1	(伊藤 博)	物	—	(伊藤 博)	15		
	技術と倫理	L	1001	G	1	(杉原 輝一)	情	—	(杉原 輝一)	15	英語	
	科学哲学	L	1002	—	1	(大西 勇喜謙)	情	—	(大西 勇喜謙)	15		
	科学コミュニケーション	L	1003	—	1	別所 康全	バ	—	別所 康全	15		社会対話技術研究所との連携
	知的財産権	L	1004	A	1	光井 将一	イ(情)	—	(北元 健太)	15		
	知的財産権	L	1004	B	1	光井 将一	イ(情)	—	(久保 浩三)	15	英語	
	知的財産権演習	P	1019	—	1	光井 将一	イ(情)	—	(久保 浩三)	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	A	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	B	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	C	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	D	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	E	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	F	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	G	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションI	L	1010	H	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	A	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	B	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	C	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	D	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	E	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	F	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	G	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	H	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	M2対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	A	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	B	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	C	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	D	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	E	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	F	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	G	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	M1対象
	プロフェッショナルコミュニケーションII	L	1011	H	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	M1対象
	アカデミックディスカッション	L	1012	A	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	アカデミックディスカッション	L	1012	B	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	
	リサーチプレゼンテーション	L	1013	A	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	
	リサーチプレゼンテーション	L	1013	B	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	リサーチプレゼンテーション	L	1013	C	1	(David Sell)	教(情)	—	(David Sell)	15	英語	

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラスコード	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
一般科目	リサーチプレゼンテーション	L	1013	D	1	(David Sell)	教(情)	—	(David Sell)	15	英語	
	リサーチライティング	L	1014	A	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	
	リサーチライティング	L	1014	B	1	(中山裕木子)	教(物)	—	(中山裕木子)	15	英語	
	リサーチライティング	L	1014	C	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	アドバンスド リサーチライティング	L	1015	A	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	
	アドバンスド リサーチライティング	L	1015	B	1	(中山裕木子)	教(物)	—	(中山裕木子)	15	英語	
	異文化間コミュニケーション	L	1034	—	1	(David Sell)	教(情)	—	(David Sell)	15	英語	
	日本文化	L	1016	—	2	(Adrash Bala Sharma)	教(情)	—	(Adrash Bala Sharma)	30	英語	留学生優先 フィールドワーク有
	日本語I	L	1017	—	2	(岩出 雪乃)	教(バ)	—	(岩出 雪乃)	30		留学生対象
	日本語II	L	1018	—	2	(岩出 雪乃)	教(バ)	—	(岩出 雪乃)	30		留学生対象
	日本語III	L	1020	—	2	(橋本 昌子)	教(バ)	—	(橋本 昌子)	30		留学生対象
	日本語IV	L	1021	—	2	(橋本 昌子)	教(バ)	—	(橋本 昌子)	30		留学生対象
	日本語V	L	1022	—	2	(駒 美智)	教(バ)	—	(駒 美智)	30		留学生対象
序論科目	アカデミックボランティアI	P	1023	—	1	プログラム長 (情報理工学)	情	—	テーマ毎に異なる	—	—	
	アカデミックボランティアII	P	1024	—	1	プログラム長 (情報理工学)	情	—	テーマ毎に異なる	—	—	
	情報理工学序論	L	2001	A	1	中島 康彦	情	—	中島康彦、安本慶一、諏訪博彦、飯田元、井上美智子、大下 福仁	15	英語	
	情報理工学序論	L	2001	B	1	中島 康彦	情	—	中島康彦、安本慶一、諏訪博彦、飯田元、井上美智子、大下 福仁	15	英語	
	バイオサイエンス序論	L	2003	A	1	石田 靖雅	バ	—	吉田昭介、石田靖雅、遠藤求、河合太郎、峠 隆之、渡邊大輔	15		
	バイオサイエンス序論	L	2003	B	1	石田 靖雅	バ	—	石田靖雅、吉田昭介、遠藤求、河合太郎、峠 隆之、渡邊大輔	15	英語	
基盤科目	物質理工学序論	L	2005	A	1	プログラム長(正)	物	—	浦岡行治、太田淳、中村雅一、細川陽一郎、松下智裕、柳久雄、柳田健之、網代広治、上久保裕生、河合壮、廣田俊、山田谷子、Gwénaél Rapenne、宮尾知幸、藤井幹也、高橋雅也、北村圭司、田中浩之、本田崇宏、余語克則	15		
	物質理工学序論	L	2005	B	1	プログラム長(正)	物	—	浦岡行治、太田淳、中村雅一、細川陽一郎、松下智裕、柳久雄、柳田健之、網代広治、上久保裕生、河合壮、廣田俊、山田谷子、Gwénaél Rapenne、宮尾知幸、藤井幹也、高橋雅也、北村圭司、田中浩之、本田崇宏、余語克則	15	英語	
	情報科学基礎I	L	3031	A	1	岡田 実	情	—	岡田実、池田和司、林優一、新井イスマイル、市川吳平	15	英語	春がA
	情報科学基礎I	L	3031	B	1	岡田 実	情	—	岡田実、池田和司、林優一、新井イスマイル、市川吳平	15	英語	秋がB
	情報科学基礎II	L	3032	A	1	清川 清	情	—	佐藤嘉伸、笠原正治、加藤博一、神原誠之、笹部昌弘、和田隆広、荒牧英治、須藤克仁、清川清	15	英語	春がA
	情報科学基礎II	L	3032	B	1	清川 清	情	—	佐藤嘉伸、笠原正治、加藤博一、神原誠之、笹部昌弘、和田隆広、荒牧英治、須藤克仁、清川清	15	英語	秋がB
	プログラミング演習	P	3002	—	1	石尾 隆	情	—	松本健一、石尾隆、畑秀明、Raula Gaikovina Kula	30	英語	
	分子生物学	L	3012	A	1	加藤 晃	バ	—	秋山昌広、加藤晃、伊藤寿朗、栗崎晃	15		
	分子生物学	L	3012	B	1	栗崎 晃	バ	—	秋山昌広、加藤晃、伊藤寿朗、栗崎晃	15		
	分子生物学	L	3012	C	1	加藤 晃	バ	—	秋山昌広、加藤晃、伊藤寿朗、栗崎晃	15	英語	留学生優先
	細胞膜と物質輸送	L	3013	A	1	木俣 行雄	バ	—	木俣行雄、末次志郎、塚崎智也	15		
	細胞膜と物質輸送	L	3013	B	1	岡村 勝友	バ	—	岡村勝友、木俣行雄、末次志郎、塚崎智也	15		
	細胞膜と物質輸送	L	3013	C	1	木俣 行雄	バ	—	岡村勝友、木俣行雄、末次志郎、塚崎智也	15	英語	留学生優先
	細胞の情報伝達	L	3014	A	1	西條 雄介	バ	—	西條雄介、松井貴輝、吉田聡子	15		
	細胞の情報伝達	L	3014	B	1	松井 貴輝	バ	—	松井貴輝、吉田聡子、西條雄介	15		
	細胞の情報伝達	L	3014	C	1	吉田 聡子	バ	—	西條雄介、吉田聡子、松井貴輝	15	英語	留学生優先
	微生物科学	L	3015	—	1	秋山 昌広	バ	—	秋山昌広、高木博史、乾将行、(守屋央朗)、(永井宏樹)、(大島拓)、(連沼誠久)	15		
	植物科学	L	3016	—	1	峠 隆之	バ	—	伊藤寿朗、橋本隆、中島敬二、出村拓、梅田正明、西條雄介、吉田聡子、峠隆之	15		
	バイオメディカルサイエンス	L	3017	—	1	末次 志郎	バ	—	末次志郎、(河野憲二)、河合太郎、笹井紀明、別所康全、磯谷綾子、松井貴輝、岡村勝友、(箱嶋敏雄)	15		
	細胞骨格と細胞周期	L	3018	A	1	梅田 正明	バ	—	梅田 正明、(橋本隆)	15		
	細胞骨格と細胞周期	L	3018	B	1	稲垣 直之	バ	—	稲垣 直之、加藤順也	15		
	細胞骨格と細胞周期	L	3018	C	1	稲垣 直之	バ	—	稲垣 直之、加藤順也	15	英語	留学生優先
	遺伝学と幹細胞	L	3019	A	1	中島 敬二	バ	—	中島敬二、笹井紀明	15		
	遺伝学と幹細胞	L	3019	B	1	石田 靖雅	バ	—	石田靖雅、磯谷綾子	15		
	遺伝学と幹細胞	L	3019	C	1	中島敬二	バ	—	中島敬二、笹井紀明	15	英語	留学生優先
	遺伝子クローニングとDNA解析	L	3020	—	1	別所康全	バ	—	別所康全、秋山昌広、木俣行雄	15	英語	留学生対象
	先端バイオサイエンス概論	L	3033	—	1	磯谷綾子	バ	—	橋本隆、中島敬二、出村拓、梅田正明、伊藤寿朗、遠藤求、西條雄介、峠隆之、吉田聡子、伊東史、石田靖雅、加藤順也、河合太郎、末次志郎、岡村勝友、栗崎晃、笹井紀明、磯谷綾子、別所康全、稲垣直之、秋山昌広、高木博史、木俣行雄、吉田昭介、塚崎智也、作村論一、乾将行	15	日本語	

第6章 授業科目及び担当教員一覧等

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラスコード	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
基盤科目	物質科学解析	L	3021	A	1	武田さくら	物	—	安國良平、水野斎、山下淳、武田さくら、山崎洋一、春田牧人、橋本由介	15		
	物質科学解析	L	3021	B	1	武田さくら	物	—	安國良平、水野斎、山下淳、武田さくら、山崎洋一、春田牧人、Juan Paolo S. Bermundo	15	英語	留学生優先
	量子力学	L	3022	A	1	中村 雅一	物	—	中村雅一、服部賢	15		
	量子力学	L	3022	B	1	中村 雅一	物	—	中村雅一、服部賢	15	英語	留学生優先
	物質物理学	L	3023	A	1	細川 陽一郎	物	—	細川陽一郎、服部賢、上沼睦典	15		
	物質物理学	L	3023	B	1	細川 陽一郎	物	—	細川陽一郎、服部賢、上沼睦典	15	英語	留学生優先
	物質化学	L	3024	A	1	河合 壯	物	—	河合壯、上久保裕生、荒谷直樹、網代広治、安原主馬	15		
	物質化学	L	3024	B	1	河合 壯	物	—	河合壯、上久保裕生、荒谷直樹、網代広治、安原主馬	15	英語	留学生優先
	物理化学	L	3025	A	1	柳 久雄	物	—	柳久雄、藤井幹也、辨天宏明	15		
	物理化学	L	3025	B	1	柳 久雄	物	—	柳久雄、藤井幹也、辨天宏明	15	英語	留学生優先
	現代固体物理学	L	3026	A	1	松下智裕	物	—	松下智裕、香月浩之	15		
	現代固体物理学	L	3026	B	1	松下智裕	物	—	松下智裕、香月浩之	15	英語	留学生優先
	現代半導体物性	L	3027	A	1	柳田 健之	物	—	柳田健之、河口範明	15		
	現代半導体物性	L	3027	B	1	柳田 健之	物	—	柳田健之、河口範明	15	英語	留学生優先
	有機反応化学	L	3028	A	1	森本積	物	—	森本積、未定	15		
	有機反応化学	L	3028	B	1	森本積	物	—	森本積、未定	15	英語	留学生優先
	反応解析化学	L	3029	A	1	廣田 俊	物	—	廣田俊、荒谷直樹、松尾貴史	15		
	反応解析化学	L	3029	B	1	廣田 俊	物	—	廣田俊、荒谷直樹、松尾貴史	15	英語	留学生優先
	グリーンケミカル—生体材料化学	L	3037	A	1	上久保 裕生	物	—	上久保裕生、安原主馬、藤間祥子	15		
	グリーンケミカル—生体材料化学	L	3037	B	1	上久保 裕生	物	—	上久保裕生、安原主馬、藤間祥子	15	英語	留学生優先
	グリーンマテリアル—半導体材料	L	3038	A	1	浦岡 行治	物	—	浦岡行治、上沼睦典、三宅雅人、辨天宏明	15		
	グリーンマテリアル—半導体材料	L	3038	B	1	浦岡 行治	物	—	浦岡行治、上沼睦典、三宅雅人、辨天宏明	15	英語	留学生優先
	光電子工学	L	3035	A	1	笹川 清隆	物	—	笹川清隆、細川陽一郎、Yalikun Yaxiaer	15		
	光電子工学	L	3035	B	1	笹川 清隆	物	—	笹川清隆、細川陽一郎、Yalikun Yaxiaer	15	英語	留学生優先
	有機・高分子化学	L	3036	A	1	山田 容子	物	—	山田容子、網代広治	15		
	有機・高分子化学	L	3036	B	1	網代 広治	物	—	Gwénaél Rapenne、網代広治	15	英語	留学生優先
	データサイエンス基礎	L	3039	—	1	作村論一	デ(バ)	—	未定	15		
	先端デジタル技術論	L	3040	—	1	加藤博一	グ(情)	—	加藤博一、池田和司、安本慶一、諏訪博彦、向川康博	15	日本語	
	人体の構造機能と疾病	L	3041	—	1	別所康全	グ(バ)	—	未定	15	日本語	
	化学と環境	L	3042	—	1	上久保 裕生	グ(物)	—	上久保裕生、丹賀直美、米澤健人	15	日本語	
	数でとらえる細胞生物学	L	3043	—	1	別所康全	グ(バ)	—	未定	15	日本語	
	デジタルグリーンプログラミング演習	P	3044	—	1	加藤博一	グ(情)	—	遠藤求、加藤博一、加藤壮英	30	日本語/英語	
	デジタルグリーンデータ処理演習	P	3045	—	1	加藤博一	グ(情)	—	作村論一、峠隆之、末次志郎、山崎将太郎	30	日本語/英語	
専門科目	ソフトウェア工学	L	4006	—	1	松本 健一	情	—	松本健一、石尾隆、畑秀明、Raula Gaikovina Kula	15	英語	
	サイバーセキュリティ	L	4090	—	1	門林 雄基	情	—	門林雄基、妙中雄三、Delwar Hossain	15	英語	
	伝送理論	L	4091	—	1	岡田 実	情	—	岡田 実、東野武史、Duong Qiang Thang、Chen Na	15	英語	
	高性能計算基盤	L	4092	—	1	中島 康彦	情	—	中島康彦、張任遠	15	英語	
	アルゴリズム設計論	L	4093	—	1	井上 美智子	情	—	井上美智子、大下 福仁	15	英語	
	システム・リソース・マネジメント	L	4094	—	1	笠原 正治	情	—	笠原正治、笹部昌弘	15	英語	
	ハードウェアセキュリティ	L	4038	—	1	林 優一	情	—	林優一、藤本大介、Kim Youngwoo	15	英語	
	ロボット学習・制御	L	4116	—	1	松原 崇充	情	—	松原崇充	15	英語	
	ソフトウェアシステム構築論	L	4096	—	1	飯田 元	情	—	飯田元、市川吳平、高橋慧智	15	英語	
	コンピュータ・ネットワーク	L	4008	—	1	藤川 和利	情	—	藤川和利、新井イスマイル、垣内正年、遠藤新	15	英語	
	ユビキタスシステム	L	4003	—	1	安本 慶一	情	—	安本慶一、諏訪博彦、(藤本まなと)、松田裕貴	15	英語	
	系列データモデリング	L	4034	—	1	須藤 克仁	情	—	須藤克仁、(Sakriani Sakti)、(吉野幸一郎)	15	英語	
	視覚メディア処理I	L	4097	—	1	加藤 博一	情	—	加藤博一、神原誠之、藤本雄一郎	15	英語	
	視覚メディア処理II	L	4098	—	1	向川 康博	情	—	向川康博、松富卓哉、藤村友貴	15	英語	
	データマイニング	L	4099	—	1	金谷 重彦	情	—	金谷重彦、Md.Altaf-Ul-Amin、小野直亮、黄銘	15	英語	
	多次元信号処理	L	4100	—	1	佐藤 嘉伸	情	—	佐藤嘉伸、大竹義人	15	英語	
	ロボティクス	L	4101	—	1	和田 隆広	情	—	和田隆広、佐藤勇起	15	英語	
	自然言語処理	L	4102	—	1	渡辺 太郎	情	—	渡辺太郎、進藤裕之、大内啓樹	15	英語	
	人間情報処理	L	4103	—	1	清川 清	情	—	清川 清、酒田信親、磯山直也	15	英語	
	数理生命科学	L	4104	—	1	池田 和司	情	—	池田和司、福岡誠、日永田智絵	15	英語	
	ソーシャル・コンピューティング	L	4117	—	1	荒牧英治	情	—	荒牧英治、若宮翔子、矢田竣太郎、劉康明	15	英語	
	データサイエンス論	L	4105	—	1	中村 哲	デ(情)	—	中村 哲、船津 公人、宮尾 知幸、小野 直亮、田中 宏季、武藤 愛、国田 勝行	15	英語	
	情報科学特別講義A	L	4029	—	1	プログラム長(情報理工学)	情	—	藤本大介、Doudou Fall、Md Delwar Hossain、遠藤新、大内啓樹、澤邊太志、藤村友貴、佐藤勇起、原崇徳、中畑裕	15	英語	隔年開講
	情報科学特別講義B	L	4030	—	1	プログラム長(情報理工学)	情	—	(AとBは隔年開講)	15	英語	隔年開講(R4不開講)

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラスコード	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
専門科目	情報科学特別講義C	L	4031	-	1	プログラム長(情報理工学)	情	—		15	英語	隔年開講
	情報科学特別講義D	L	4032	-	1	プログラム長(情報理工学)	情	—	(CとDは隔年開講)	15	英語	隔年開講(R4不開講)
	システム要求工学	L	4086	-	1	飯田 元	情	—	(田中康)、(高井利憲)、飯田元	15	日本語	
	システム開発プロセス	L	4087	-	1	飯田 元	情	—	(田中康)、(高井利憲)、飯田元	15	日本語	
	情報セキュリティ運用リテラシーI	L	4042	-	1	藤川 和利	情	—	(砂原秀樹)、藤川和利、門林雄基、(猪俣敦夫)、林優一	15	日本語	(グランフロント大阪慶應大阪シティキャンパス)
	情報セキュリティ運用リテラシーII	L	4043	-	1	藤川 和利	情	—	(砂原秀樹)、藤川和利、門林雄基、(猪俣敦夫)、林優一	15	日本語	(グランフロント大阪慶應大阪シティキャンパス)
	情報セキュリティ演習A	P	4044	-	1	藤川 和利	情	—	藤川和利、門林雄基、林優一	15	日本語	
	情報セキュリティ演習B	P	4045	-	1	藤川 和利	情	—	藤川和利、門林雄基、林優一、(本間尚文)	15	日本語	
	情報セキュリティ演習C	P	4046	-	1	藤川 和利	情	—	藤川和利、門林雄基、林優一、(川橋裕)	15	日本語	
	イノベーション創出基礎	L	4118	-	1	光井 将一	情	—	光井 将一	15	日本語	
	イノベーション創出特論I	L	4119	-	1	光井 将一	情	—	光井 将一、飯田 元	15		学外実施
	イノベーション創出特論II	L	4120	-	1	光井 将一	情	—	光井 将一、飯田 元	15		学外実施
	イノベーション創出特論III	L	4121	-	1	光井 将一	情	—	光井 将一、飯田 元	15		学外実施
	イノベーション創出特論IV	L	4122	-	1	光井 将一	情	—	光井 将一、飯田 元	15		学外実施
	イノベーション創出特論V	L	4123	-	1	飯田 元	情	—	飯田元、(宮下敬宏)、(中川賀史)	15		学外実施
	グローバルイノベーション共創	L	4124	-	1	吉田 昭介	バ	—	吉田昭介、(新城雅子)	15	英語	
	グリーン科学の産業展開	L	4125	-	1	加藤 晃	バ	—	高木 博史、(新城雅子)、(田中良和)、(伊藤昌史)、(宅見和浩)、(伊香亮)、(仲谷豪)、(佐藤俊輔)、(佐藤孝明)	15		
	発生生物学特別講義	L	4054	-	1	笹井 紀明	バ	—	笹井 紀明、別所康全	15		理研CDBとの連携
	バイオサイエンスの先端技法	L	4055	A	1	岡村 勝友	バ	—	別所康全、岡村勝友、石田靖雅、秋山昌広、峠隆之、栗崎晃、(三好悟一)、(久保稔)、(稲田のりこ)	15		
	バイオサイエンスの先端技法	L	4055	B	1	岡村 勝友	バ	—	別所康全、岡村勝友、石田靖雅、秋山昌広、峠隆之、栗崎晃、(三好悟一)、(久保稔)、(稲田のりこ)	15	英語	
	植物発生生理学	L	4056	-	1	出村 拓	バ	—	伊藤寿朗、遠藤求、西條雄介、出村拓、峠隆之、中島敬二、(橋本隆)、吉田聡子	15		
	動物発生学	L	4057	-	1	笹井 紀明	バ	—	笹井紀明、松井貴輝、稲垣直之、磯谷綾子、栗崎晃	15		
	薬理・病態生化学	L	4058	-	1	伊東 広	バ	—	伊東広、(箱崎敏雄)、別所康全、木俣行雄、塚崎智也	15		
	免疫学	L	4059	-	1	河合 太郎	バ	—	河合太郎、石田靖雅、西條雄介、(前田和彦)	15		
	ゲノムがん生物学	L	4060	-	1	加藤 順也	バ	—	加藤順也、末次志郎、秋山昌広、(加藤菊也)、(久木田洋児)、(森浩禎)	15		
	サバイバル生物学—科学論文との付き合い方—	L	4106	-	1	吉田 聡子	バ	—	吉田聡子、(河野憲二)、(真木壽治)	15		
	国際バイオ特論A	L	4062	-	1	遠藤 求	バ	—	遠藤求、真木智子	15	英語	
	国際バイオ特論B	L	4063	-	1	遠藤 求	バ	—	遠藤求、真木智子	15	英語	
	データサイエンスによる生物学	L	4134	-	1	作村 諭一	バ	—	作村 諭一、(外部講師)	15	英語	
	科学的発見の思考法	L	4089	-	1	遠藤 求	バ	—	遠藤求、真木智子	15	英語	
	応用生命科学	L	4107	A	1	塚崎 智也	バ	—	加藤晃、峠隆之、吉田聡子、塚崎 智也、木俣行雄、吉田昭介、磯谷綾子、石田靖雅、渡邊大輔	15		
	応用生命科学	L	4107	B	1	塚崎 智也	バ	—	加藤晃、峠隆之、吉田聡子、塚崎 智也、木俣行雄、吉田昭介、磯谷綾子、石田靖雅、渡邊大輔	15	英語	
	バイオサイエンスにおける統計と数理	L	4110	-	1	作村 諭一	バ	—	作村諭一、国田勝行	15		
	バイオイメージング	L	4126	-	1	別所康全	バ	—	松井貴輝、宮島俊介、未定	15		R4年度新設
	バイオサイエンスにおける先進トピックスA	L	4111	-	1	西條 雄介	バ	—	西條雄介、高橋直紀、白川一、島山真奈美、西村珠子、高田仁実	15	英語	隔年開講(R4開講)
	バイオサイエンスにおける先進トピックスB	L	4112	-	1	西條 雄介	バ	—	(AとBは隔年開講)	15	英語	隔年英語開講(R4不開講)
	先端バイオゼミナールI	L	4113	A	1	伊藤 寿朗	バ	—	橋本隆、中島敬二、出村拓、梅田正明、伊藤寿朗、遠藤求、西條雄介、峠隆之、吉田聡子、伊東広、石田靖雅、加藤順也、河合太郎、末次志郎、岡村勝友、栗崎晃、笹井紀明、磯谷綾子、別所康全、稲垣直之、秋山昌広、高木博史、木俣行雄、吉田昭介、塚崎智也、作村諭一、乾将行	15		
	先端バイオゼミナールI	L	4113	B	1	伊藤 寿朗	バ	—	橋本隆、中島敬二、出村拓、梅田正明、伊藤寿朗、遠藤求、西條雄介、峠隆之、吉田聡子、伊東広、石田靖雅、加藤順也、河合太郎、末次志郎、岡村勝友、栗崎晃、笹井紀明、磯谷綾子、別所康全、稲垣直之、秋山昌広、高木博史、木俣行雄、吉田昭介、塚崎智也、作村諭一、乾将行	15	英語	
	先端バイオゼミナールII	L	4114	A	1	伊藤 寿朗	バ	—	橋本隆、中島敬二、出村拓、梅田正明、伊藤寿朗、遠藤求、西條雄介、峠隆之、吉田聡子、伊東広、石田靖雅、加藤順也、河合太郎、末次志郎、岡村勝友、栗崎晃、笹井紀明、磯谷綾子、別所康全、稲垣直之、秋山昌広、高木博史、木俣行雄、吉田昭介、塚崎智也、作村諭一、乾将行	15		

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラスコード	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
専門科目	先端バイオゼミナールⅡ	L	4114	B	1	伊藤 寿朗	バ	—	橋本隆、中島敬二、出村拓、梅田正明、伊藤寿朗、遠藤求、西條雄介、峠隆之、吉田聡子、伊東広、石田靖雅、加藤順也、河合太郎、末次志郎、岡村勝友、栗崎晃、笹井紀明、磯谷綾子、別所康全、稲垣直之、秋山昌広、高木博史、木俣行雄、吉田昭介、塚崎智也、作村論一、乾将行	15	英語	
	電子原子物性特論	L	4066	A	1	松下智裕	物	—	松下智裕、服部賢、武田さくら、橋本由介	15		日本語開講
	電子原子物性特論	L	4066	B	1	松下智裕	物	—	松下智裕、服部賢、武田さくら、橋本由介	15	英語	隔年英語開講(R4開講)
	光・情報素子工学特論	L	4068	A	1	浦岡行治	物	—	浦岡行治、上沼睦典、Yalikul Yaxiaer	15		日本語開講
	光・情報素子工学特論	L	4068	B	1	浦岡行治	物	—	浦岡行治、上沼睦典、Yalikul Yaxiaer	15	英語	隔年英語開講(R4不開講)
	生体分子科学特論	L	4070	A	1	廣田 俊	物	—	廣田俊、松尾貴史、上久保裕生、藤間祥子	15		日本語開講
	生体分子科学特論	L	4070	B	1	廣田 俊	物	—	廣田俊、松尾貴史、上久保裕生、藤間祥子	15	英語	隔年英語開講(R4不開講)
	分子フォトサイエンス特論	L	4072	A	1	山田 容子	物	—	山田容子、荒谷直樹、河合壯、未定	15		日本語開講
	分子フォトサイエンス特論	L	4072	B	1	山田 容子	物	—	山田容子、荒谷直樹、河合壯、未定	15	英語	隔年英語開講(R4開講)
	フォトリソグラフィ特論	L	4067	A	1	笹川清隆	物	—	笹川清隆、柳田健之、河口範明	15		日本語開講
	フォトリソグラフィ特論	L	4067	B	1	笹川清隆	物	—	笹川清隆、柳田健之、河口範明	15	英語	隔年英語開講(R4開講)
	量子情報・エネルギー材料特論	L	4069	A	1	柳 久雄	物	—	柳久雄、香月浩之、中村雅一、辨天宏明	15		日本語開講
	量子情報・エネルギー材料特論	L	4069	B	1	柳 久雄	物	—	柳久雄、香月浩之、中村雅一、辨天宏明	15	英語	隔年英語開講(R4開講)
	有機金属触媒化学特論	L	4115	A	1	松尾貴史	物	—	安藤剛、松尾貴史、森本積	15		日本語開講
	有機金属触媒化学特論	L	4115	B	1	松尾貴史	物	—	安藤剛、松尾貴史、森本積	15	英語	隔年英語開講(R4開講)
	高分子化学特論	L	4073	A	1	網代広治	物	—	網代広治、安藤剛、安原主馬	15		日本語開講
	高分子化学特論	L	4073	B	1	網代広治	物	—	網代広治、安藤剛、安原主馬	15	英語	隔年英語開講(R4開講)
	マテリアルインフォマティクス特論	L	4074	A	1	藤井幹也	物	—	藤井幹也、宮尾知幸	15		日本語開講
	マテリアルインフォマティクス特論	L	4074	B	1	藤井幹也	物	—	藤井幹也、宮尾知幸	15	英語	隔年英語開講(R4不開講)
	物質科学特論A	L	4076	—	1	プログラム長(物質理工学)	物	—	未定	15		
	物質科学特論B	L	4077	—	1	プログラム長(物質理工学)	物	—	未定	15		
	物質科学特論C	L	4078	—	1	プログラム長(物質理工学)	物	—	未定	15		
	物質科学特論D	L	4079	—	1	プログラム長(物質理工学)	物	—	未定	15		
	物質科学特論E	L	4127	—	1	Gwénaél Rapenne	物	—	Guillaume VIVES	15	英語	
	先端科学技術のガバナンス	L	4128	—	1	久保稔	グ(バ)	—	久保稔、(山口富子)	15	日本語/英語	(R4不開講)
	グリーン経営学Ⅰ	L	4129	—	1	金澤雄一郎	グ(バ)	—	金澤雄一郎	15	日本語/英語	隔年開講(R4開講)
	グリーン経営学Ⅱ	L	4130	—	1	金澤雄一郎	グ(バ)	—	金澤雄一郎	15	日本語/英語	隔年開講(R4開講)
	グリーン経済学Ⅰ	L	4131	—	1	金澤雄一郎	グ(バ)	—	金澤雄一郎	15	日本語/英語	隔年開講(R4不開講)
	グリーン経済学Ⅱ	L	4132	—	1	金澤雄一郎	グ(バ)	—	金澤雄一郎	15	日本語/英語	隔年開講(R4不開講)
	グリーンイノベーションにおける倫理的・法的・社会的課題	L	4133	—	1	久保稔	グ(バ)	—	久保稔、(外部講師)	15	日本語	
	プロジェクト実習	P	4083	—	1	—	—	—	テーマ毎に異なる	—	日本語/英語	
	情報理工学PBLⅠ	P	5001	—	1	プログラム長(正)	情	—	中島康彦、井上美智子、安本慶一、松本健一、飯田元、門林雄基、林優一、藤川和利、渡辺太郎、中村哲、岡田実、清川清、加藤博一、向川康博、荒牧英治、和田隆広、杉本謙二、笠原正治、池田和司、佐藤嘉伸、金谷重彦	—	日本語/英語	※PBL科目の責任教員はプログラム長(正)とする。
	情報理工学PBLⅡ	P	5002	—	1	プログラム長(正)	情	—	中島康彦、井上美智子、安本慶一、松本健一、飯田元、門林雄基、林優一、藤川和利、渡辺太郎、中村哲、岡田実、清川清、加藤博一、向川康博、荒牧英治、和田隆広、杉本謙二、笠原正治、池田和司、佐藤嘉伸、金谷重彦	—	日本語/英語	
	バイオサイエンスPBLⅠ	P	5005	A	1	プログラム長(正)	バ	—	別所康全、(加藤和人)、(伏木信次)、高木 博史、秋山昌広、中島敬二	—	日本語	
	バイオサイエンスPBLⅠ	P	5005	B	1	プログラム長(正)	バ	—	別所康全、(加藤和人)、(伏木信次)、高木 博史、秋山昌広、中島敬二	—	英語	
	バイオサイエンスPBLⅡ	P	5006	—	1	プログラム長(正)	バ	—	別所康全、加藤壮英、都留秋雄、秋山隆太郎、小林和夫、北川教弘、秋山昌広、中島敬二	—	日本語/英語	
PBL科目	物質理工学PBLⅠ	P	5009	—	1	プログラム長(正)	物	—	浦岡行治、太田淳、中村雅一、細川陽一郎、松下智裕、柳久雄、柳田健之、上久保裕生、河合壯、廣田俊、山田容子、Gwénaél Rapenne、網代広治、新任教授、高橋雅也、北村圭司、藤井幹也、本田崇宏、余諾克則	—	日本語/英語	
	物質理工学PBLⅡ	P	5010	—	1	プログラム長(正)	物	—	藤井幹也、香月浩之、河口範明、笹川清隆、服部賢、辨天宏明、Yalikul Yaxiaer、上沼睦典、加藤匠、小林直也、重城貴信、武田さくら、橋本由介、春田牧人、水野斎、安國良平、山下淳、荒谷直樹、安藤剛、藤間祥子、松尾貴史、宮尾知幸、森本積、安原主馬、西野智雄、林宏暢、松尾恭平、山崎洋一、山田美穂子、山中優、吉田裕安村、Bermundo Juan Paolo Soria、Chanthaset Nalinthip、Manish PANDEY、趙コンユン	—	日本語/英語	

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラスコード	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
PBL科目	データサイエンスPBLI	P	5013	-	1	プログラム長(正)	デ(バ)	情物	中村哲、浦岡行治、作村諭一、須藤克仁、小野直亮、宮尾知幸、小鍛冶俊也	15	日本語/英語	
	データサイエンスPBLII	P	5014	-	1	プログラム長(正)	デ(バ)	情物	中村哲、浦岡行治、作村諭一、須藤克仁、小野直亮、宮尾知幸、小鍛冶俊也	15	日本語/英語	
	デジタルグリーンイノベーションPBLI	P	5015	-	1	プログラム長(正)	グ(バ)	—	出村拓、加藤博一、上久保裕生、加藤晃、久保稔、米澤健人、丹賀直美	—	日本語/英語	
	デジタルグリーンイノベーションPBLII	P	5016	-	1	プログラム長(正)	グ(バ)	—	出村拓、加藤博一、上久保裕生、加藤晃、久保稔、米澤健人、丹賀直美	—	日本語/英語	
研究活動科目	ゼミナールI	-	6008	-	2	主指導教員	-	—	主指導教員	—	日本語/英語	
	ゼミナールII	-	6009	-	2	主指導教員	-	—	主指導教員	—	日本語/英語	
	修士論文研究	-	6010	-	6	主指導教員	-	—	指導教員	—	日本語/英語	
	特別課題研究	-	6011	-	6	主指導教員	-	—	指導教員	—	日本語/英語	
	課題研究	-	6012	-	4	主指導教員	-	—	指導教員	—	日本語/英語	

・講義形態のLは講義科目、Pは演習科目を示す。

・責任教員・担当教員の()は、非常勤講師を示す。集中講義日程の詳細は電子シラバスに掲載。

※上記は令和4年1月現在(令和4年4月予定を含む)の情報です。最新の情報は電子シラバスを確認してください。

令和4年度先端科学技術研究科 博士後期課程 授業科目及び授業責任教員一覧

区分	授業科目名	授業形態	授業番号	クラス	単位数	責任教員	所属(正)	所属(副)	担当教員	総授業時間数	英語開講(主たる言語)	備考
研究者の素養を養う科目	英語上級A	L	7001	A	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	英語上級A	L	7001	B	1	(Andrew Atkinson)	教(情)	—	(Andrew Atkinson)	15	英語	
	英語上級B	L	7002	A	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	
	英語上級B	L	7002	B	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	英語上級B	L	7002	C	1	(David Sell)	教(情)	—	(David Sell)	15	英語	
	英語上級B	L	7002	D	1	(David Sell)	教(情)	—	(David Sell)	15	英語	
	英語上級C	L	7003	A	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	
	英語上級C	L	7003	B	1	(中山裕木子)	教(物)	—	(中山裕木子)	15	英語	
	英語上級C	L	7003	C	1	(Michael Barker)	教(情)	—	(Michael Barker)	15	英語	
	英語上級D	L	7004	A	1	McDowell Leigh	教(物)	—	McDowell Leigh	15	英語	
	英語上級D	L	7004	B	1	(中山裕木子)	教(物)	—	(中山裕木子)	15	英語	
	英語上級E	L	7029	—	1	Paul McAleese	教(バ)	—	Paul McAleese	15	英語	
	海外英語研修I	P	7005	—	2	Paul McAleese/主指導教員	—	—	Paul McAleese(研究科企画)/指導教員	30	英語	
	海外英語研修II	P	7006	—	2	Paul McAleese/主指導教員	—	—	Paul McAleese(研究科企画)/指導教員	30	英語	
	海外英語研修III	P	7007	—	2	Paul McAleese/主指導教員	—	—	Paul McAleese(研究科企画)/指導教員	30	英語	
	国際研修I	P	7008	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	15	英語	
	国際研修II	P	7009	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	15	英語	
	国際研修III	P	7010	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	15	英語	
	研究留学I	P	7011	—	2	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	30	英語	
	研究留学II	P	7012	—	2	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	30	英語	
	研究留学III	P	7013	—	2	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	30	英語	
	国際ワークショップ企画演習	P	7014	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	授業担当教員(研究科企画)/指導教員	15	英語	
	プロジェクトマネジメントI	P	7015	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	主指導教員	15	英語	
	プロジェクトマネジメントII	P	7016	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	主指導教員	15	英語	
	プロジェクトマネジメントIII	P	7017	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	主指導教員	15	英語	
	情報理工学特別講義	L	7018	—	1	プログラム長(正)	情	—	品川 政太郎、趙 崇貴、花田 研太、日永田 智絵、矢田 竣太郎、Duong Quang Thang、小林 泰介、黄 銘	15	英語	※特別講義の責任教員はプログラム長(正)とする。
	バイオサイエンス特別講義	L	7020	—	1	西條雄介	バ	—	西條雄介、高橋直紀、白川一、鳥山真奈美、西村珠子、高田仁実	15	英語	
	物質理工学特別講義	L	7022	—	1	プログラム長(正)	物	—	(外部講師)	15	日本語又は英語	
	データサイエンス特別講義	L	7024	—	1	プログラム長(正)	デ(バ)	情物	中村哲、船津公人、浦岡行治、作村諭一、小野直亮、須藤克仁、宮尾知幸	15	英語	
	デジタルグリーンイノベーション特別講義	L	7032	—	1	プログラム長(正)	グ(バ)	—	(外部講師)	15	英語	
	イノベーションマネジメントA	L	7025	—	1	光井 将一	研(情)	—	(久保浩三)	15	英語	
	イノベーションマネジメントB	L	7026	—	1	(David Sell)	情	—	(David Sell)	15	英語	
	キャリアマネジメント1	L	7030	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	教務委員/指導教員	15	英語	
	キャリアマネジメント2	L	7031	—	1	教務委員長/主指導教員	—	—	教務委員/指導教員	15	英語	
自律的な研究能力を養う科目	先進ゼミナール	P	8001	—	1	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	
	博士論文研究I	P	8002	—	3	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	
	博士論文研究II	P	8003	—	3	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	
	博士論文研究III	P	8004	—	3	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	
	博士論文研究IV	P	8005	—	3	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	
	博士論文研究V	P	8006	—	3	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	
	博士論文研究VI	P	8007	—	3	主指導教員	—	—	指導教員	—	日本語/英語	

6-2. 授業番号に関する情報（ナンバリング）

授業番号は、授業科目の水準に基づく 4 桁の数字で構成されます。

[ナンバリングの見方]

1 桁目：授業科目の水準を示す。

1XXX = 一般科目（博士前期課程）

2XXX = 序論科目（博士前期課程）

3XXX = 基盤科目（博士前期課程）

4XXX = 専門科目（博士前期課程）

5XXX = PBL 科目（博士前期課程）

6XXX = 研究活動科目（博士前期課程）

7XXX = 研究者の素養を養う科目（博士後期課程）

8XXX = 自律的な研究能力を養う科目（博士後期課程）

2～4 桁目：1 桁目の区分毎の授業科目の識別番号を示す。

XXXX = 001～999 の番号

また、授業科目によってはクラス分けされるものがありますので、授業科目及び担当教員一覧の授業番号の列の右側にクラスコードの列を設け表示しています。

6-3. 授業時間割

授業時間割は、電子シラバスシステムから確認できます。

<https://syllabus.naist.jp/>

第7章 学位論文審査基準等（学位規程を含む）

■第7章 学位論文審査基準等（学位規程を含む）

7-1. 学位論文審査基準

＜博士前期課程＞

（修士論文の審査基準）

修士論文は、新規性や有効性を重視した上で、専攻分野にかかる学術論文として以下の項目に基づき審査を行います。

具体的には、各審査委員が修士論文の内容に関わる項目についての評価を行い、その評価が設定された基準を満たした場合に、合格とします。

1. 研究の背景や目的が十分に説明されている。
2. 研究の進め方や研究方法についての吟味が十分になされている。
3. 実験データや理論計算の結果、調査結果についての整理と解析が十分になされている。
4. 得られた結果に基づく結論や新しい仮説への展開が論理的に十分に示されている。
5. 論文が学術的な記述法で適切に記述されている。
6. 研究倫理の問題に適切に対応している。

（特別課題論文の審査基準）

特別課題論文は、新規性を考慮し有効性を重視した上で、専攻分野にかかる学術論文として以下の項目に基づき審査を行います。

具体的には、各審査委員が特別課題論文の内容に関わる項目についての評価を行い、その評価が設定された基準を満たした場合に、合格とします。

1. 研究課題の背景や目的が十分に説明されている。
2. 参考文献が適切な範囲を網羅し、文献の質についての吟味が十分になされている。
3. 自身のあるいは参考文献に記載された実験データや理論計算の結果についての考察が十分になされている。
4. 収集された情報に基づく結論や新しい仮説への展開が論理的に十分に示されている。
5. 論文が学術的な記述法で適切に記述されている。
6. 適切な引用がなされ、研究倫理の問題に適切に対応している。

（課題論文の審査基準）

課題論文は、有効性を重視した上で、専攻分野にかかる学術論文として以下の項目に基づき審査を行います。

具体的には、各審査委員が課題論文の内容に関わる項目についての評価を行い、その評価が設定された基準を満たした場合に、合格とします。

1. 研究課題の背景や目的が十分に説明されている。
2. 参考文献が適切な範囲を網羅し、文献の質についての吟味が十分になされている。
3. 参考文献に記載された実験データや理論計算の結果についての考察が十分になされている。
4. 収集された情報に基づく俯瞰的な視野や今後の展望が十分に示されている。
5. 論文が学術的な記述法で適切に記述されている。
6. 適切な引用がなされ、研究倫理の問題に適切に対応している。

＜博士後期課程＞

（博士論文の審査基準）

博士論文は、新規性や有効性を有する専攻分野にかかる学術論文として以下の項目に基づき審査を行います。

なお、その主要な部分は、博士論文提出者自身が査読のある学術論文、査読のある国際会議、或いは、著書などで公表しているか、もしくは、公表予定であることを審査における前提条件とします。

具体的には、各審査委員が博士論文の内容に関わる項目についての評価を行い、その評価が設定された基準を満たした場合に、合格とします。

1. 研究の背景や目的が十分に説明されている。
2. 研究の進め方や研究方法についての吟味が十分になされている。
3. 実験データや理論計算の結果、調査結果についての整理と解析が十分になされている。
4. 得られた結果に基づく結論や新しい仮説への展開が論理的に十分に示されている。
5. 論文が学術的な記述法で適切に記述されている。
6. 研究倫理の問題に適切に対応している。

○学位取得を見据えたマイル／キャップストーン

本学では、円滑な学位授与を促進するため、学位取得を博士前期課程・博士後期課程それぞれのキャップストーンとし、それを見据えたマイルストーンを設定しています。この制度は、平成30年度受入れ学生から適用します。以下に、例として、4月入学で標準修業年限修了の場合のマイル／キャップストーンの設定時期のガイドラインを示します。

＜博士前期課程＞

- ☐ マイルストーン : 2年次 11月までに1回（中間報告）
- ☐ キャップストーン : 2年次 2月（修士論文審査）

＜博士後期課程＞

- ☐ マイルストーン : 1年次 11月までに1回（中間報告）
- ☐ マイルストーン : 2年次 11月までに1回（中間報告）
- ☐ マイルストーン : 3年次 11月までに1回（中間報告）
- ☐ キャップストーン : 3年次 2月（博士論文審査）

※マイルストーンでの評価は、博士前期課程2年次以降、毎年次1回は行うものとする。

マイル／キャップストーンの指標となるルーブリック表は、教育カルテシステムから確認できます。

自身で研究を進める過程において、このルーブリックを定期的に活用することで、より質の高い研究に到達するために必要なことを確認し、論文を自ら改善するのに役立ててください。

https://ad-info.naist.jp/gakusei/gakumu_kankei/EduSys/main.html

7-2. 学位規程

奈良先端科学技術大学院大学学位規程

平成16年4月1日
規程第 19 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第44条第3項の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し必要な事項を定める。

(学位の種類及び専攻分野の名称)

第2条 本学において授与する学位は、修士及び博士とする。

2 学位には、専攻分野の名称として、理学、工学又はバイオサイエンスのいずれかを付記するものとする。

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本学の博士前期課程を修了した者に授与する。

2 博士の学位は、本学の博士後期課程を修了した者に授与する。

3 前項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与することができる。

(学位論文の提出等)

第4条 本学研究科の博士前期課程を修了しようとする者は、所定の学位論文審査願に修士論文を添えて、研究科長に提出し、試験を受けるものとする。

2 特定の課題についての研究の成果を、前項の修士論文に代えることができる。

3 本学研究科の博士後期課程を修了しようとする者は、所定の学位論文審査願に博士論文、論文目録、論文の内容の要旨及び履歴書を添えて、研究科長に提出し、試験を受けるものとする。

4 前条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料を添え、学位に付記する専攻分野を指定して学長に提出するものとする。

5 学位論文審査手数料は、57,000円とする。

6 学長は、第4項の学位申請書を受理したときは、研究科長に回付するものとする。

7 提出した学位論文等及び納付した学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文)

第5条 学位論文は、1編とし、修士論文は1通、博士論文は3通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 研究科長は、学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の訳文、模型、標本その他必要な資料の提出を求めることができる。

（試験及び学力の確認）

第6条 試験は、学位論文に関連のある専門分野について、筆記又は口述により行うものとする。

2 第3条第3項に規定する学力の確認は、博士論文に関連のある科目及び外国語について、筆記又は口述により行うものとする。

（審査委員会）

第7条 教授会は、論文の審査、試験及び学力の確認を行うため、審査委員会を設ける。

2 前項の審査委員会は、研究科及び学内共同教育研究施設の教員のうちから3人以上で構成する。この場合において、少なくとも教授2人又は教授1人及び教授会において認められた准教授1人を構成員としなければならない。

3 審査委員会に主査を置く。

4 教授会において審査のため必要があると認めたときは、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

5 第4条第4項の規定により提出のあった者の論文の審査及び学力の確認は、博士論文が提出された日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

（審査結果の報告）

第8条 修士の学位に係る審査委員会は、論文の審査及び試験が終了したときは、直ちに、学位を授与できるか否かの意見を教授会に文書で報告しなければならない。

2 博士の学位に係る審査委員会は、論文の審査及び試験又は学力の確認が終了したときは、直ちに、次の各号に定める書類に、学位を授与できるか否かの意見を添え、教授会に文書で報告しなければならない。

（1）第4条第3項の規定による提出 論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び試験の結果の要旨

（2）第4条第4項の規定による提出 論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨

（学位授与の審議）

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて、学位の授与について審議する。

（審議結果の報告）

第10条 研究科長は、教授会の審議結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第11条 学長は、前条の報告に基づいて学位を授与できると決定した者に学位記を授与する。

2 学位記の様式は、様式第1号、様式第2号及び様式第3号までのとおりとする。

3 学長は、学位を授与できないと決定した者には、その旨通知する。

(博士論文の要旨等の公表等)

第12条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に文部科学大臣に報告するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(博士論文の公表)

第13条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学を通じて、インターネットの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第14条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第15条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教授会の議を経て、学位授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の学位規程（以下「新学位規程」という。）第12条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新学位規程第13条の規定は、この規程の施行の日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成29年度以前に入学した学生については、第7条第2項の規定を除き、改正後の奈良先端科学技術大学院大学学位規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

	博第	号
学位記		
氏名		
年 月 日生		
本学に学位論文を提出し所定の審査に合格したので博士(〇〇)の学位を授与する		
論文題目	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
(元号)	年	月 日
奈良先端科学技術大学院大学長		
学長名		
大学の印	学長の印	

NARA INSTITUTE OF SCIENCE AND
TECHNOLOGY

Hereby confers the degree of
Doctor of (専攻分野の名称)
upon

(氏 名)
(Surname) (Givenname)

(Date of Birth)

for having submitted a Doctoral Dissertation
and having passed the Prescribed Evaluations

Thesis Title : (論文題目)

Date of Issue:(発行日)

Official Seal of the Institute President's Seal

(学長署名)
(学長名)
President,
Nara Institute of Science
and Technology

Doctorate No. : (番号)

75

7-3. 学位授与までの日程

学位授与は、3ヶ月毎（3月、6月、9月、12月）に行われます。以下に、学位授与までのおよその日程を、4月入学で3月修了する場合（標準修業年限修了（博士前期課程は2年、博士後期課程は3年））の例を示します。

<博士前期課程>

12月下旬	学位論文審査願、論文内容の要旨の提出 →期日までに研究科長(所属研究室の棟の1階事務室)に提出する。審査願には、専攻分野の名称希望(理学、工学、バイオサイエンス)を記入する。
1月中旬	教授会（論文題目、論文審査委員の承認）
2月中旬 ～ 2月下旬	修士論文発表会（論文審査と試験） →修士論文審査委員は、キャップストーンを確認し、学位論文審査基準に沿って審査する。審査結果は教授会に報告する。
2月下旬 or 3月上旬	教授会（審査報告・審議・議決：修了認定） →修了要件(修得単位、論文審査合格、試験合格)を満たすことを確認し、修了認定を行う。

<博士後期課程>

12月上旬	博士論文審査願、論文目録、論文内容の要旨、履歴書の提出 →期日までに研究科長(所属研究室の棟の1階事務室)に提出する。審査願には、専攻分野の名称希望(理学、工学、バイオサイエンス)を記入する。
12月中旬 ～ 1月中旬	教授会（論文題目、論文審査委員の承認）
12月中旬 ～ 2月中旬	公聴会（予備審査） →博士論文審査委員は、キャップストーンを確認し、学位論文審査基準に沿って審査する。必要であれば博士論文(最終稿)の指導を行う。参加者から評価に関する意見があった際は、審査委員はそれらを審査に取り入れる。合格すれば、学位論文審査に進める。公聴会の際に提出した博士論文に修正を加えて博士論文(最終稿)を仕上げる。
予備審査 合格次第	学位論文審査 →博士論文審査委員は、学位論文審査基準に沿って博士論文(最終稿)の審査を行う。必要に応じて当該学生が参加する。審査結果は教授会に報告する。
2月下旬 or 3月上旬	教授会（審査報告・審議・議決：修了認定） →修了要件(修得単位、論文審査合格、試験合格)を満たすことを確認し、修了認定を行う。

第8章 学修支援

■第8章 学修支援

8-1. 保健管理センター（キャンパスマップ③）

学生・教職員の心身の健康を保持するため、Check 機能として健康診断を、Cure 機能としては日常診療を行い、Care 機能として生活指導・健康教育を充実させ、これらを相乗させ健康増進（health promotion）を目指すよう、大学会館の2階に保健管理センターがあります。センターには、診察室・懇話室／健康相談室・休養室が機能的に配置され、内科医師・看護師各1名が常勤しています。

所 長 寶學 英隆

看護師 西山 絹代（連絡先（診察室受付） 内線：5108）

利用時間 月曜日～金曜日 9:30～13:30、14:30～16:30（年末年始、祝日除く）

健康診断の日程など必要な事項は、電子メールで連絡します。なお、HCC NEWS（保健管理センターだより）を大学ホームページに掲載しています。

<http://www.naist.jp/facilities/institution/health.html>

8-2. 障害学生支援室

本学では、障害のある学生が自立的な学生生活を送る上でのサポートを行うため、障害学生支援室を設置しています。本室には、障害やカウンセリングに関する専門知識を有するスタッフがおり、スタッフが関連部局や教職員等と連携しながら、障害のある学生の学修支援と学生相談（心理・生活相談）を行います。

<http://www.naist.jp/campuslife/information/supportoffice.html>

8-3. キャリア支援室

本学では、学生のキャリア形成をサポートするために、キャリア支援室を設置しています。事務局棟1階（教育支援課隣り）に位置し、キャリア支援室担当者が皆さんのキャリア形成に関する様々なサポートを行っています。また、キャリア支援室ホームページでは、就職ガイダンス等のキャリア支援プログラムやインターンシップ情報、キャリア相談予約方法等、就職活動やキャリア形成に役立つ様々な情報を掲載しています。

<https://www.naist.jp/career/>

1. 開室時間 8:30～17:30（12:00～13:00を除く）（大学が定める休日は閉室）

2. キャリア相談

キャリアビジョンや就職活動を進めていく上での悩み・不安やエントリーシート作成・面接準備などについて相談を受け付けています。相談には、キャリア支援室担当者のほか、就職支援機関のキャリア・アドバイザーが対応します（予約制）。なお、相談内容の秘密は厳守されます。

3. 就職ガイダンス等

学生のキャリアアップや就職活動を支援するために、キャリアアップセミナー、就職ガイダンス、業界・企業研究会、公務員対策講座、各種テスト対策、エントリーシート対策講座などを実施しています。

4. 就職関連図書の貸出

キャリア支援室では、就職活動やキャリア形成に役立つ図書の貸出を行っています。自己分析、エントリーシート作成、面接対策、筆記試験対策、キャリアデザイン、大学教員準備、英語論文作成などに役立つ図書を揃えていますので活用してください。

5. 連絡先

内線：5921/5922/6239 E-mail：career<a>ad.naist.jp（<a>は@に置き換えてください）

8-4. 総合情報基盤センター（キャンパスマップ）

総合情報基盤センター（ITC：Information iniTiative Center）は、本学の情報基盤、及び情報ネットワークシステム（曼陀羅システム）の整備・運用・管理、情報セキュリティ管理、情報メディアを活用した教育研究の支援等を行なっています。

曼陀羅システムとは

総合情報基盤センターでは、大学の情報基盤・情報ネットワークシステムのことを、**曼陀羅システム**と呼んでいます。“曼陀羅”とは密教における無限小の求心が逆に無限大の拡散に繋がる心理を意味しています。本学ではこれを基本理念として、利用者のニーズに基づいたシステム展開と、先進的な環境構築のために戦略的なアーキテクチャ構成を行っています。また“曼陀羅”が表す「過不足の無い充実した状態」の達成を目指し、曼陀羅システムの構築を進めています。

○曼陀羅システムを利用するには

主要サービス利用については、下記 URL をご覧ください。

■ メール

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/Mail/mailenv.html>

■ 無線 LAN

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/wireless/>

■ キャンパスライセンスソフトウェア

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/campuslicense/>

■ プリンタ（複合機）

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/manual/printer/printer.html>

■ 小規模計算サーバ

<http://trac.naist.jp/trac/h29grid/>

その他のサービス・問合せ窓口に関する情報は下記 URL の上部タブから参照できます。

<http://itcw3.naist.jp/ITC-local/index.ja.html>

また、下記の各種規定及び基本ルール等を必ず守った上で利用してください。

■ 情報ネットワーク利用に関する倫理規定

<http://reiki.naist.jp/kiyaku/pdf/12020.pdf>

■ 全学情報環境システム運用方針

https://itcw3.naist.jp/ITC-local/policy/mandara_operation_policy_ja.pdf

■ パスワードについて

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/password/good-passwd.html>

■ PC のセキュリティ対策について

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/policy/security/>

使用する PC においてはセキュリティ対策を必ず実施してください。

■ P2P ソフトウェア利用に関して

<https://itcw3.naist.jp/ITC-local/policy/p2p/p2p-request.html>

P2P ソフトウェアは学内での利用を禁止しています。

第9章 キャンパスライフ

■第9章 キャンパスライフ

9-1. 授業料の額及び納付方法

○授業料の額及び口座振替による引落日

区分	授業料の額(※1)	引落日(※2)
博士前期課程	535,800 円	春学期(4月～9月)分：2022年5月27日(金)
博士後期課程	(半期 267,900 円)	秋学期(10月～3月)分：2022年11月28日(月)

※1：在学中に授業料改訂が行われた場合には、新授業料が適用されます。

(5月及び11月に、電子メールにより授業料金額を通知しますので、ご確認願います。)

※2：5月及び11月の授業料の引落日は27日ですが、27日が金融機関休業日の場合、翌営業日の引き落としとなります。(引き落とし日の前営業日の15時に残高照会が行われます)

○納付方法

本学で定める春学期分及び秋学期分の引落日に、それぞれ半期分を口座振替(代行納付)により引落しします。(春学期分と併せて秋学期分も納入を希望される方は、4月22日(金)までに申し出てください。なお、免除申請者は申請の結果がわかるまで猶予されます。)口座振替の手続き等の詳細については会計課資金係へ問い合わせてください。授業料の納付を2期分怠ると除籍となりますので、ご留意ください。

9-2. 学生証

本学の学生証はカードになっています。このカードは、学生の身分を証明すると同時に、各建物への時間外(午後7時以降翌朝午前7時30分までの間、土日祝)の入室や証明書自動発行機の操作、図書館の本を貸し出しするための電子キーとしての働きもしますので、学内では常時着用してください。カードには、各学生の学籍番号、入学年月日等が入力されていますので、各建物への入室許可条件を自動判別することになります。

○カード所持にあたっての注意事項

- ① 学内では学生証入れ等を使用し、常時着用すること。
- ② 他人に貸与又は譲渡しないこと。
- ③ 紛失した場合あるいは磁気不良等でカードが使用できない場合は、直ちに教育支援課学務係へ届け出ること。
当該建物に入る際、カードリーダーを通して作動しない場合は、インターホンで所属と氏名を告げてロックを解除してもらうこと。(事務局棟1階：防災センターで対応)
- ④ 有効期間が満了したとき及び退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに教育支援課学務係へ返却すること。
- ⑤ 学生証の取扱いについては以下の事項に注意すること。
 - ・高磁場・磁気(NMR等)に近づけない
 - ・高温な場所(夏場の車内等)に放置しない
 - ・折り曲げない

9-3. 学生個人報告書

入学手続き時に提出していただいた「学生個人報告書」の情報は、緊急時における連絡用として使用しますので、以下の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに教育支援課学務係へ届け出てください。

記載事項	・入学後の住所、電話番号、携帯電話番号 ・勤務先の情報（有職者のみ） ・緊急時の連絡先欄の連絡先氏名、続柄、住所、電話番号
------	---

9-4. 諸手続・諸証明書

○諸手続

手続きには、大学があらかじめ掲示等で通知をし、一定の期間内に行うものと、必要となった都度自発的に行うものがあります。手続きを怠ったり時期を失したりした場合には、本人の不利益となるばかりでなく、多方面に支障をきたすことがあるので、十分注意してください。

提出書類	内 容	問合せ・提出窓口
休学願	3ヶ月以上修学できない場合 (個人留学を含む。病気の場合は診断書添付)	教育支援課学務係
復学願	休学期間の途中で復学する場合 (病気の場合は診断書添付)	
退学願	退学する場合	
改姓(名)届	姓名が変更した場合 ※住民票等、姓名の変更を確認できるものを添えて提出すること	
学生証再交付願	学生証を紛失したとき、汚損により使用不能となったとき	
海外渡航届	海外に渡航するとき	教育支援課教育企画係
留学願	海外に留学するとき	教育支援課学務係
進路・就職(内定)届	修了等により本学の学籍がなくなる時	キャリア支援室
教育支援課関係の各種の願・届出書等の所定用紙は、教育支援課窓口及び大学ホームページから入手できます。 https://ad-info.naist.jp/gakusei/shinsei.html		

○休学・退学の手続きに関する注意事項

(1) 休学

- ・病気その他やむを得ない事由により、引き続き3ヶ月以上修学できない場合に申請することができます。病気を理由に休学する場合は診断書を添付してください。

- ・休学期間は1年以内です。ただし、特別の理由がある場合は1年を限度として延長を申請できます。休学期間の延長を申請する場合には、再度、休学(延長)願を提出してください。
- ・休学期間は標準修業年限及び在学年限に算入しません。
- ・復学後の修了の見込み等もお知らせください。
- ・一部の証明書(修了見込証明書、健康診断証明書、学割証)について発行することはできません。
- ・図書館の利用はできません。
- ・休学期間中の授業料は徴収しません。
- ・やむを得ない事由により学期途中から休学する場合、納付した授業料のうち休学期間分の授業料を返還しますので、休学願と合わせて振込依頼書(授業料返還用)をご提出ください。
- ・休学期間の途中で復学する場合には「復学願」をご提出ください。
(病気を理由に休学していた場合は診断書を添付してください。)
- ・休学期間満了の翌月から授業料が発生します。
- ・休学のため健康診断を受けていない方は保健管理センターに相談してください。
- ・休学中はアカウントの利用ができません。メールの転送設定は利用可能ですので、必要に応じて事前に個人のメールアドレス等に転送設定してください。尚、どうしてもアカウントを継続利用する必要がある場合は指導教員から itc-request@itc.naist.jp 宛に申請をしてください。

(2) 退学

- ・博士後期課程に3年以上在籍し、指導教員から研究指導を認定された上で退学される場合は、学籍(履歴)上は「研究指導認定退学」となります。研究指導認定退学の場合、「進路・就職届」を career@ad.naist.jp (キャリア支援室) へ提出してください。
- ・すでに納付した授業料は返還しません。
- ・学生証は返却してください。
- ・退学願の提出がなければ(許可されていなければ)、在籍扱いとなり、授業料を支払う必要がありますのでご注意ください。

(3) 共通

- ・入学科・授業料の納付が許可の条件となります。
- ・原則 学期単位で申請してください。
休学：開始日は原則4月または10月から。終了日は9月末または3月末。
退学：許可希望日は原則9月末または3月末。
- ・学籍異動希望日の2週間前(授業料未納の方は3週間前)が締切となります。願出の提出が遅れた場合は許可日が翌月となります。
- ・願出書の理由欄には具体的にご記入ください。「一身上の都合」では申請できません。業務多忙の場合には勤務先名称も併せてご記入ください。
- ・学生宿舎に入居中の方、奨学金を受給中の方、授業料免除を申請中の方はそれぞれ手続きが必要です。詳細は教育支援課学生支援係へ問い合わせてください。
- ・休学により健康診断を未受診の場合は、原則、健康診断の受診が必要です。復学後、速やかに保健管理センターに相談してください。

- ・学籍記録については各自で把握してください。不明な点がございましたら教育支援課 学務係へ問い合わせてください。

○証明書自動発行機で交付する証明書等

在学証明書、修了見込証明書、成績証明書、修了証明書、健康診断証明書及び学生旅客運賃割引証（学割証）については、学生証があれば証明書自動発行機により、即日交付します。なお、交付条件のあるものについては、以下の表を参照してください。

証明書の名称	交付条件等	証明書自動発行機 取扱時間及び設置場所
在学証明書 英文在学証明書	研究生等の非正規生を除く	取扱時間： 月曜日から金曜日 （祝日及び年末年始は除く） 7:30～19:00 まで ※早朝夜間に機器故障 が発生する可能性が ありますので、証明書 類の発行は余裕をも って行ってください。 設置場所： 附属図書館玄関ロビー
修了見込証明書 英文修了見込証明書	博士前期課程については半年間 在学後、博士後期課程については D2 から交付可能	
（博士前期課程在籍時の） 修了証明書 英文修了証明書 成績証明書 英文成績証明書	本学学内進学者のみ対象	
成績証明書／ 英文成績証明書	単位修得した科目のみ記載さ れ、不合格科目は記載されませ ん。	
成績表／英文成績表	自身の成績を確認するもので す。単位修得した科目及び不合 格科目について記載しています。	
健康診断証明書	一般定期健康診断時の全項目を 検査している者に限る。なお、秋 学期入学者は翌年に実施される 同健康診断を受検後に発行	
学校学生生徒旅客運賃 割引証（学割証）	・年間割当数 1 人当たり 20 枚 ・有効期間 3 か月 （研究生等の非正規生、休学者を除く）	

○窓口で交付する証明書

「学生宿舍入居証明書」、「学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険加入証明書」については、所定の証明書交付申請書を使用し、教育支援課学生支援係に申し込んでください。交付に日時を要する場合があります。あらかじめ余裕をもって申し込んでください。

9-5. 通学証明書

○通学定期券について

自宅から本学間の通学定期券を購入する場合は、入学（進学）時に配布しています通学定期乗車券発行控に学籍番号、氏名及び住所を記入の上、定期券売り場で定期券購入申込書、学生証及び通学定期乗車券発行控を提示してください。（記入欄がなくなりましたら教育支援課学生支援係に申し出てください。）

なお、本学が指定している近鉄の最寄り駅は、京都線は「高の原」駅、奈良線は「学園前」駅、けいはんな線は「学研北生駒」駅です。

○実習用通学定期券について

外部研究機関等における実習のため、実習用通学定期券を購入する場合は、通学証明書を発行しますので、実習開始の1ヶ月前までに教育支援課学生支援係に申し出てください。（鉄道会社等の承認が必要なため、発行に日数を要します。）

※研究生等の非正規生や休学中の学生は通学定期券を購入することはできません。

9-6. 日本学生支援機構奨学金制度

学業・人物ともに優秀であり、かつ経済的理由により、修学が困難であると認められる場合には、本人の出願に基づいて選考の上、奨学金が貸与されます。

日本学生支援機構奨学金制度には、無利子の第一種奨学金制度と有利子の第二種奨学金制度があります。第一種奨学金の貸与を受け、在学中に特に優れた業績をあげた者として支援機構が認定した方には、貸与期間終了時に、奨学金の全部または一部の返還が免除される制度があります。

区分	貸与月額		貸与期間
	第一種奨学金	第二種奨学金	
博士前期課程	月額50,000円、88,000円の選択可能	申請者が次の貸与月額から選択(5・8・10・13・15万円)	当該課程の標準修業年限以内
博士後期課程	月額80,000円、122,000円の選択可能		

申請手続き等詳細については、教育支援課学生支援係へ問い合わせてください。

9-7. 民間奨学団体・地方公共団体の奨学金

民間の奨学団体及び地方公共団体から奨学生の募集があった場合は、その都度通知します。

9-8. 授業料免除

経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる方及び授業料の各学期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する学期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に、学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたこと等により、授業料の納付が著しく困難であると認められる方に対し、選考の上、授業料の全額又は一部を免除する制度があります。申請手続き等詳細については、教育支援課学生支援係へ問い合わせてください。

9-9. 学生教育研究災害傷害保険（略称：学研災）

学生教育研究災害傷害保険は、学生が正課中、学校行事中、課外活動中、キャンパス内の休憩中及び通学中や学外実習等の移動中に被った不慮の災害事故に対する救済措置として全国の国・公・私立大学等の学生を対象とした傷害保険です。本学では、入学手続き時に加入手続きを行い、全員加入となっています。詳細については、「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照してください。

区分	保険料（※1）	保険期間（※2）
博士前期課程	1,750 円	2 年間
博士後期課程	2,600 円	3 年間

※1：A タイプ、通学特約有り

※2：4 月入学者は所定修了年次 3 月 31 日、10 月入学者は所定修了年次 9 月 30 日まで

9-10. 学研災付帯賠償責任保険（略称：付帯賠償）

学研災付帯賠償責任保険は、学生が正課中、学校行事、課外活動及びその往復中で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償する保険制度です。本学では、入学手続き時に加入手続きを行い、全員加入となっています。詳細については、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照してください。

区分	保険料（※1）	保険期間（※2）
博士前期課程	680 円	2 年間
博士後期課程	1,020 円	3 年間
対人賠償・対物賠償／1 事故 1 億円限度		

※1：A コース（学研賠）

※2：4 月入学者は所定修了年次 3 月 31 日、10 月入学者は所定修了年次 9 月 30 日まで

9-11. 学生宿舎（キャンパスマップ⑭）

本学キャンパス内には次のとおり学生宿舎が設置されています。

[学生宿舎の概要]

区分	単 身 用	シェアタイプ※	夫 婦 用	家 族 用
建物構造	鉄筋 5 階建	鉄筋 5 階建	鉄筋 5 階建	鉄筋 5 階建
居室数	559 室	90 室	50 室	10 室
居室面積	13 m ²	9～10 m ²	36.98～41.45 m ²	51.56 m ²
設備等	机, ベッド, ミニキッチン, トイレ等	机, ベッド, エアコン等	机, キッチン, トイレ, 浴室, 洗濯機, エアコン等	机, キッチン, トイレ, 浴室, 洗濯機, エアコン等
共用設備	浴室, ランドリー室, ラウンジ等	キッチン, トイレ, 浴室, 洗濯機, エアコン等	—————	—————
寄宿料	月額 5,900 円	月額 4,800 円	月額 11,900 円	月額 14,200 円
共益費	月額 4,100 円	月額 5,200 円	月額 600～1,100 円	月額 1,100 円
光熱水料	入居者負担	入居者負担	入居者負担	入居者負担
インターネット回線	無料	無料	無料	無料

9-12. 大学借り上げ住宅

（独）都市再生機構の賃貸住宅（UR住宅）を大学が借り上げ、希望者に提供しています。対象団地は中登美第三団地、富雄団地、平城第一団地の3団地です。

詳細は教育支援課学生支援係へ問い合わせてください。

9-13. 駐車場及び駐輪場の利用**○自動車で通学する場合**

大学構内に自動車を駐停車することはできません。大学北側の高山サイエンスタウン駐車場に駐車してください。駐車場は有料で、現金（1日300円）を用意し又は予め定期券（駐車券）を購入して駐車してください。

なお、定期券（駐車券）は、初回のみ高山サイエンスタウン駐車場北側の大学支援財団（高山サイエンスプラザ内）で購入してください。2回目以降は、大学会館1階コンビニエンスストアで購入することができます。

・定期券料金（学生）：1ヶ月1,500円、3ヶ月4,000円、6ヶ月7,500円

○自転車及びバイクで通学する場合

大学構内に自転車及びバイクを駐車することはできません。大学北側の高山サイエンスタウン駐車場内にある駐輪場に駐輪してください。駐輪料金は無料です。

なお、駐輪場を利用する場合は、教育支援課学生支援係で登録手続きを行ってください。登録のない自転車やバイクは、放置自転車として撤去されます。

9-14. 福利厚生施設

○大学会館（キャンパスマップ③）

学生及び教職員の厚生施設である大学会館に、食堂、喫茶室、コンビニエンスストア、保健管理センターを設けています。

○研究者交流施設「ゲストハウスせんたん」（キャンパスマップ⑥）

本学学生・教職員も利用できます。詳しくは本学ホームページをご覧ください。

<http://www.naist.jp/facilities/institution/person.html>

[宿泊施設] 予約・問合せ先：人事課福利厚生係

[集会施設] 予約・問合せ先：人事課福利厚生係

○各種運動施設

本学学生・教職員が利用できます。申込み方法等は次のとおりです。

区 分	利用時間	申込み方法
グラウンド	午前 8 時から日没まで	毎月 20 日（土、日、祝日の場合は翌平日）に翌月分を抽選。抽選後は教育支援課学生支援係窓口で随時受付。 ・ 場所：学際融合領域研究棟 2 号館 1 階ロビー ・ 時間：12 時 45 分
バレー・バスケットコート	午前 8 時から午後 10 時まで	
テニスコート	平日：午前 8 時から日没まで 土日祝：午前 7 時から日没まで	
テニスコート （照明付き）	平日：午前 8 時から午後 9 時まで 土日祝：午前 7 時から午後 9 時まで	

テニス、ソフトボール等スポーツ用具類、バーベキューセットの貸出しも行っています。

利用についての詳細は、教育支援課学生支援係へ問い合わせてください。

9-15. 学生なんでも相談、各種相談受付体制

○学生なんでも相談窓口

みなさんが、大学院生活を送るうえで、さまざまな問題や悩みに直面することがあると思います。本学では、そういった学生を支援するため、各領域、保健管理センター、教育支援課、国際課に相談員を配置し、「学生なんでも相談」窓口を設けています。相談員が、問題解決へのアドバイスのほか、相談内容によってはさらに適切な相談窓口を紹介しています。悩み事が生じた場合は、一人で抱え込まず「学生なんでも相談」窓口を訪ねてください。相談内容の秘密は厳守します。なお、相談員等の詳細は、本学ホームページを参照してください。

<https://ad-info.naist.jp/gakusei/member/campus/soudan.html>

○ハラスメントに関する相談

ハラスメントとは、相手の意に反する言動や行為により、相手の人格を傷つけ、人権を侵害する行為をいいます。ハラスメントには、主に次の 5 つが挙げられます。

セクシャル・ハラスメント	アカデミック・ハラスメント	パワー・ハラスメント
--------------	---------------	------------

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	モラル・ハラスメント
-----------------------	------------

本学では、このようなハラスメントに関する苦情の申出や相談に対応するために、ハラスメント相談員を置いています。苦情や相談がある場合は、相談員に遠慮なく電話やメール等で連絡してください。相談員等の詳細は、本学ホームページを参照してください。

<https://ad-info.naist.jp/jinji/member/harassment/harasumennt-soudanin.html>

○授業内容に関する相談

本学では、授業に対する理解をより深めることを目的として、オフィスアワーの時間帯を設定しています。オフィスアワーでは、学生が授業担当教員の研究室を訪問し、授業についての質問又は相談をすることができます。各授業担当教員のオフィスアワーの時間帯及び連絡方法については、各授業科目のシラバスを参照してください。シラバスは、電子シラバスシステムから確認できます。

<https://syllabus.naist.jp/>

○研究指導に関する相談

教育・研究上の悩み等については、指導教員（本学では、複数教員指導制を採用しています）が相談に応じます。

9-16. 共創コミュニティ宣言

共創コミュニティ宣言

奈良先端科学技術大学院大学は、多様なアイデンティティや多彩なバックグラウンドをもつ学生や教職員が集うコミュニティです。本学が科学技術の進歩と社会の発展に寄与し、さらに前進を続けるためには、このコミュニティに属するすべての構成員が、安心して学び、働き、能力を発揮できる環境を作り出し、維持することが必要です。

本学が目指す「共創コミュニティ」とは、私たち構成員の各自が互いの多様性を認識し、相互の理解と尊重に努めるとともに、差別を認めず、相手に対する敬意と思いやりの下での意見交換をととして、新たな価値の創造を目指す共同体です。本学で共創コミュニティを育むために、私たちは以下のとおり宣言します。

1. 本学は、さまざまな人種、民族、国籍、性別、性自認、性的指向、年齢、立場、心身の状態、宗教や信条、文化、経済状況、家族形態等をもつ構成員によって成り立っています。私たちは、想像力とコミュニケーションにより、多様性の理解に努めるとともに、多様性がもたらす豊かなキャンパス環境を大切にします。
2. 私たちは、一人ひとりの人権、人格及び個性を尊重します。それぞれが自己実現できる環境づくりのために、私たちは自分の立場に責任を持って、公正かつ公平なコミュニティの維持に努めます。
3. 私たちは、構成員の様々な考え方や経験が、多角的な視点や多彩な発想の源になることを確信します。課題やアイデアを共有し、常に相互に敬意を持って議論し、協働することを、新たな価値を共創する推進力とします。

9-17. その他

○教育支援課窓口業務取扱時間

8:30～17:30 (12:00～13:00 を除く) (土、日、祝日、創立記念日、夏季一斉休業の期間及び12月29日～1月3日の期間を除く)

上記時間外でも緊急の場合は、事務室入口から申し出てください。

○大学からの通知事項

本学学生への通知事項は、電子メールもしくは掲示により行いますが、個人あての通知事項は、主に電子メールで行います。諸手続の通知の確認を怠ったために、不利益が生じることがないように各自で充分注意してください。

○学生向け HP の開設【<https://ad-info.naist.jp/member/>】

本学ホームページ内に「在学生の方へ (学内専用)」を開設しています。お知らせ (新着情報) や、学務関係 (履修・成績評価終了通知・時間割変更)、就職関連情報など様々なコンテンツを用意しています。

○新型コロナウイルス感染症への対応について

本学ホームページで情報発信を行っていますので、適宜ご確認ください。

<https://www.naist.jp/about/covid19/index.html>

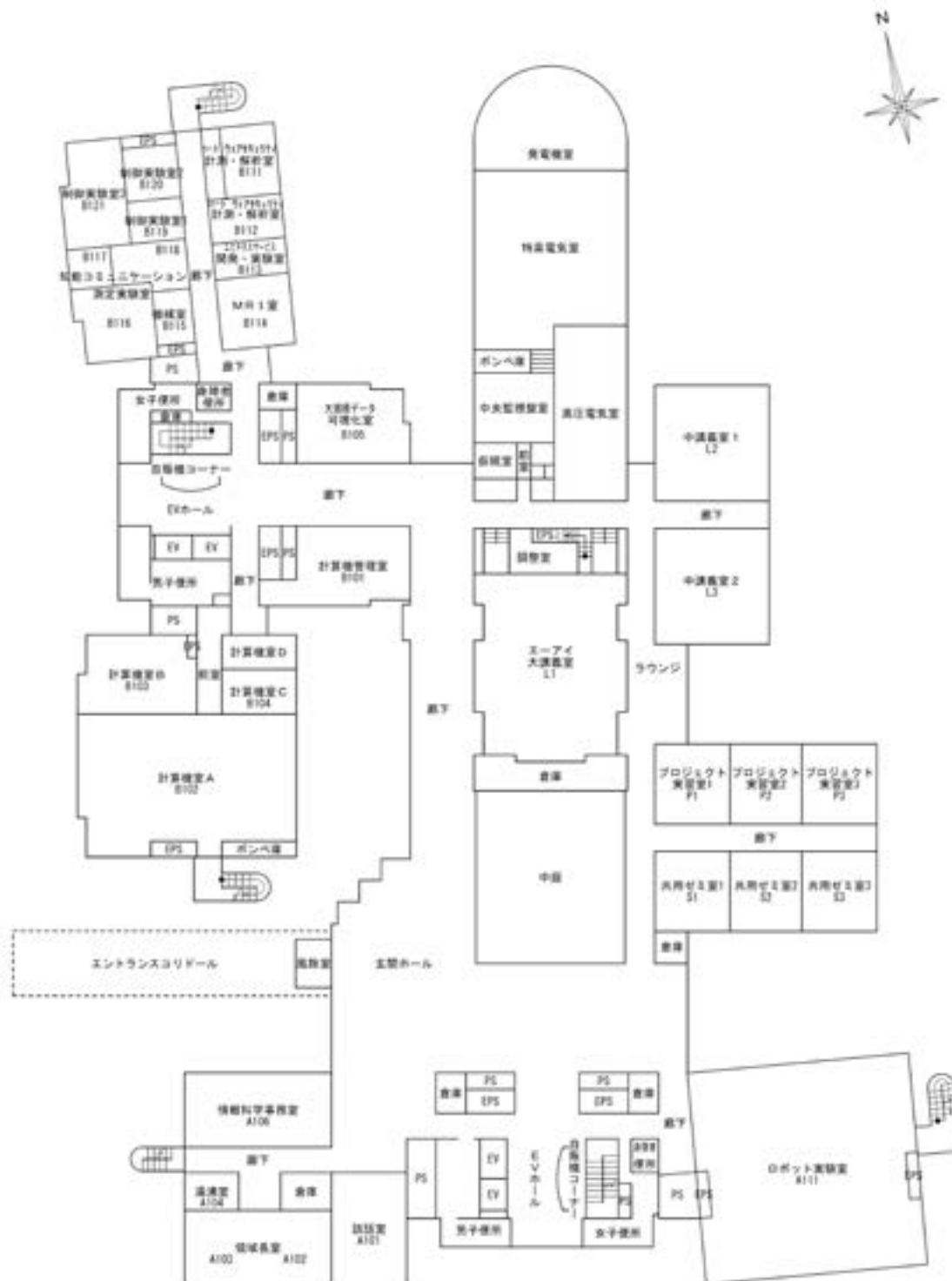
9-18. キャンパスマップ・建物平面図

キャンパスマップ

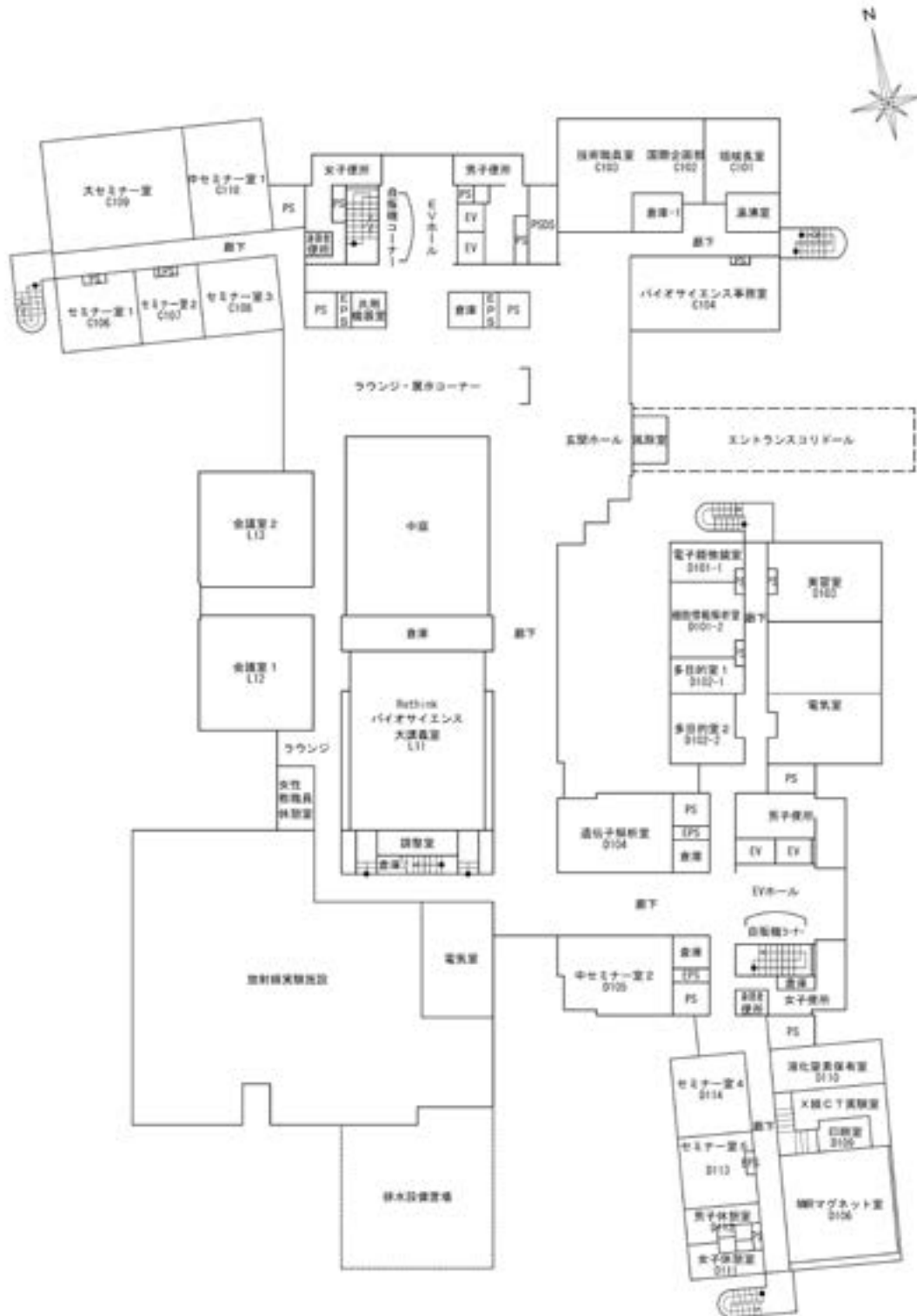


- | | |
|---|------------------------|
| ① 事務局 | ⑪ 物質創成科学棟・物質科学教育研究センター |
| ② 附属図書館（電子図書館） | ⑫ バイオナノプロセス実験施設 |
| ③ 大学会館・保健管理センター | ⑬ 学際融合領域研究棟1号館 |
| ④ 学際融合領域研究棟2号館 | ⑭ 学生宿舍・職員宿舍 |
| ⑤ ミレニアムホール | ⑮ グリーンラボ |
| ⑥ ゲストハウスせんたん | ⑯ 正門 |
| ⑦ 情報科学棟・総合情報基盤センター・
データ駆動型サイエンス創造センター | ⑰ 事務局別館 |
| ⑧ バイオサイエンス棟・遺伝子教育研究センター・
デジタルグリーンイノベーションセンター | AEDの設置場所について |
| ⑨ 動物飼育実験施設 | 授乳搾乳・おむつ替えスペースについて |
| ⑩ 植物温室 | |

・情報科学棟1階平面図



・ バイオサイエンス棟 1 階平面図



1 F 平面図

・物質創成科学棟 1 階平面図



1 F 平面图

第10章 学則・諸規程

令和4年4月からの学則・諸規程について

- ・本書に掲載しております学則・諸規程は、令和4年2月時点のものです。
- ・最新の情報は、本学ホームページ (<http://reiki.naist.jp/kiyaku/>) をご参照ください。

奈良先端科学技術大学院大学学則

平成16年4月1日
学則第 1 号

学則

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 教育研究組織等（第4条－第11条）
- 第3章 学長、副学長及び研究科長等（第12条－第19条）
- 第4章 教授会（第20条・第20条の2）
- 第5章 入学定員及び収容定員（第21条）
- 第6章 学年、学期及び休業日（第22条－第24条）
- 第7章 入学（第25条－第30条）
- 第8章 標準修業年限及び在学年限（第31条－第32条）
- 第9章 教育方法等（第33条－第40条）
- 第10章 修了の要件及び学位等（第41条－第46条）
- 第11章 休学、留学、再入学、転入学、転学、退学及び除籍（第47条－第53条の2）
- 第12章 検定料、入学料及び授業料等（第54条－第65条）
- 第13章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び特別学修生（第66条－第69条の2）
- 第14章 表彰及び懲戒（第70条）
- 第15章 学生宿舍（第71条）
- 第16章 公開講座（第72条）
- 第17章 特別の課程（第73条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、最先端の研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、もって科学技術の進歩及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（自己評価等）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、自己評価等の結果について、学外者による検証を行う。

3 自己評価等の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他の広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 教育研究組織等

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

(研究科、専攻)

第5条 大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

研 究 科	専 攻
先端科学技術研究科	先端科学技術専攻

(研究科の目的)

第6条 研究科は、先端科学技術の基盤となる情報科学、バイオサイエンス及び物質創成科学の研究領域並びにこれらの融合領域において世界レベルの先進的な研究を推進し、更なる深化と融合、そして新たな研究領域の開拓を進めるとともに、その成果に基づく体系的な教育を通じて、世界と未来の問題解決や先端科学技術の新たな展開を担う「挑戦性、総合性、融合性、国際性」を持った人材を育成することを目的とする。

(教員組織)

第7条 研究科に、教員組織を置く。

2 教員組織に関し必要な事項は、別に定める。

(課程及び課程の目的)

第8条 研究科の課程は、博士課程とする。

2 博士課程は、これを前期の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

3 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(教育プログラム)

第8条の2 博士前期課程及び博士後期課程に、それぞれ次に掲げる教育プログラムを置く。

- (1) 情報理工学プログラム
- (2) バイオサイエンスプログラム
- (3) 物質理工学プログラム
- (4) データサイエンスプログラム
- (5) デジタルグリーンイノベーションプログラム

2 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(総合情報基盤センター)

第9条 本学に、総合情報基盤センターを置く。

- 2 総合情報基盤センターに、附属図書館を置く。
- 3 総合情報基盤センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第10条 本学に、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- (1) 遺伝子教育研究センター
- (2) 物質科学教育研究センター
- (3) データ駆動型サイエンス創造センター
- (4) デジタルグリーンイノベーションセンター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第11条 本学に、保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学長、副学長及び研究科長等

(構成員)

第12条 本学の構成員は、次のとおりとする。

学長

副学長

研究科長

副研究科長

領域長

副領域長

総合情報基盤センター長

学内共同教育研究施設の長

遺伝子教育研究センター長

物質科学教育研究センター長

データ駆動型サイエンス創造センター長
 デジタルグリーンイノベーションセンター長
 保健管理センター所長
 教員
 一般職員
 その他必要な職員

- 2 教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。
- 3 一般職員は、事務職員、技術職員、看護職員及び教務職員とする。

(学長)

第13条 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第14条 副学長は、学長を補佐し、又は学長の命を受けて校務をつかさどる。

(研究科長)

第15条 研究科長は、研究科の運営をつかさどる。

(副研究科長)

第15条の2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(領域長)

第16条 領域長は、領域の運営をつかさどる。

(副領域長)

第16条の2 副領域長は、領域長を補佐する。

(総合情報基盤センター長)

第17条 総合情報基盤センター長は、総合情報基盤センターの業務をつかさどる。

(学内共同教育研究施設の長)

第18条 各学内共同教育研究施設の長は、当該学内共同教育研究施設の業務をつかさどる。

(保健管理センター所長)

第19条 保健管理センター所長は、保健管理センターの業務をつかさどる。

第4章 教授会

(教授会)

第20条 研究科に、教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程の編成
- (4) 学生の表彰及び懲戒

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の他大学等における履修及び既修得単位等に関する事項
- (2) 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び特別学修生の受入れ等に関する事項
- (3) 研究科が締結する協定に関する事項
- (4) 研究室の設置及び改廃に関する事項
- (5) 法令等に定める評価に係る研究科での自己点検及び評価に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育及び研究に関する事項

4 教授会は、研究科の教育又は研究に携わる専任の教授及び准教授で組織する。ただし、研究科長は、必要に応じて、その他教育又は研究に携わる教員を教授会の構成員とすることができる。

5 前項にかかわらず、外国出張中の者、休職中の者その他の者を構成員から除くことができる。

6 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

7 議長は、教授会を主宰する。

8 議長に事故があるときは、副研究科長のうちから研究科長があらかじめ指名する者が議長の職務を代理する。

9 教授会は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

10 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 研究科長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(代議員会)

第20条の2 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

第5章 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第21条 入学定員及び収容定員は、別表のとおりとする。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年)

第22条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、秋学期に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第23条 前条の学年を、次の学期に分ける。

(1) 春学期 4月1日から9月30日まで

(2) 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第24条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 創立記念日（10月1日）

(4) 春季、夏季及び冬季の休業日

2 前項第4号の休業日については、別に定める。

3 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科長が教育上の必要があると認めるときは、休業日に授業を行うことができる。

第7章 入学

(入学資格)

第25条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育に

- における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第155条第1項第6号に定める文部科学大臣の指定した者
- (9) 次のいずれかに該当し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本学において認めた者
- ア 大学に3年以上在学した者
 - イ 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者
 - ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者
 - エ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (10) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者であつて、本学において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (11) 本学において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位(学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校

教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 学校教育法施行規則第156条第6号に定める文部科学大臣の指定した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 3 第1項第10号及び前項第8号に定める入学資格審査の実施方法等については、別に定める。

（入学の時期）

第26条 入学の時期は、学期の始めとする。

（入学の出願）

第27条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の書類等を添えて、学長に願出しなければならない。

（入学者の選抜）

第28条 本学に入学を志願する者については、別に定めるところにより選抜を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第29条 前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、入学しようとする者は、所定の書類等を提出しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（博士後期課程への進学）

第30条 本学の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、教授会において選考の上、学長が進学を許可する。

第8章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第31条 博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第31条の2 学生が、職業を有している等の事情により、前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学長が長期履修を許可することがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(在学年限)

第32条 博士前期課程の学生は4年、博士後期課程の学生は6年を超えて在学することができない。

(在学期間の短縮)

第32条の2 本学は、第39条第1項の規定により本学に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本学において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本学の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、本学の当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

第9章 教育方法等

(教育方法)

第33条 研究科における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目及びその単位数並びに履修方法等)

第34条 前条の授業科目及びその単位数並びに履修方法等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第35条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮した時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究論文及び課題研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第35条の2 研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第35条の3 本学は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
- 2 教育内容等の改善のための組織的な研修等に関し必要な事項は、別に定める。

(単位の授与)

- 第36条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告に合格した者には、所定の単位を与える。

第37条 削除

(他の大学院における授業科目の履修等)

- 第38条 学生が他の大学院の授業科目を履修することについて、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院と協議の上、当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることがある。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、本学において修得したものとみなす。ただし、本学において修得したものとみなすことができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第2項及び第39条第2項により修得したものとみなすことができる単位数と

合わせて20単位を超えないものとする。

- 4 第1項の規定により授業科目を履修した期間は、在学期間に算入する。
- 5 第1項から第4項までの規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。
- 6 他の大学院における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(休学期間中に外国の大学院において修得した授業科目の単位の認定)

第38条の2 学生が休学期間中に外国の大学院において修得した授業科目の単位について、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、本学において修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項及び第5項により修得したものとみなす単位数と合わせて15単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第2項及び次条第2項により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第39条 学生が本学に入学する前に大学院において修得した授業科目の単位(大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)について、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により本学において修得したものとみなすことができる単位数は、本学において修得したものの以外については、15単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、第38条第2項及び前条第2項により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて20単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導等)

第40条 学生が他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることについて、教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院又は研究所等と協議の上、当該他の大学院又は研究所

等において必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、博士前期課程の学生が当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により他の大学院又は研究所等において受けた研究指導は、本学の研究科において受けた研究指導とみなすことができる。
- 3 第1項の規定により研究指導を受けた期間は、在学期間に算入する。
- 4 他の大学院等における研究指導等に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 修了の要件及び学位等

(博士前期課程の修了の要件)

第41条 博士前期課程の修了の要件は、博士前期課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士後期課程の修了の要件)

第42条 博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に標準修業年限以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者及び他の大学院の修士課程又は博士前期課程を1年以上2年未満で修了した者の博士後期課程の修了の要件は、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から博士前期課程又は修士課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(修了の認定)

第43条 修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位)

第44条 研究科の課程を修了した者には、修了した課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学に博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、本学の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

(修了の時期)

第45条 修了の時期は、学期の終りとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の途中において修了させることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第46条 教育職員の免許状授与の所要資格（以下「授与資格」という。）を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において、授与資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科等は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	中学校教諭専修免許状	理科
		高等学校教諭専修免許状	理科 情報

第11章 休学、留学、再入学、転入学、転学、退学及び除籍

(休学)

第47条 病気その他のやむを得ない事由又は学長が認める事由により、引き続き3月以上修学できない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

3 休学期間中に休学の事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

4 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

5 休学期間は、博士前期課程及び博士後期課程ごとに、それぞれ通算して2年を超えることができない。

- 6 前2項の規定にかかわらず、学長が特に認める休学の事由については、休学期間を別に定めることができる。
- 7 休学期間は、第31条に規定する標準修業年限及び第32条に規定する在学年限に算入しない。

(留学)

- 第48条 外国の大学院又は研究所等に留学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
- 2 留学期間中における授業科目の履修等の取扱いについては、第38条及び第40条の規定を準用する。

(再入学)

- 第49条 本学を退学した者又は除籍された者で、再入学を志願する者がある場合は、研究科の教育研究に支障がないときに限り、教授会において選考の上、学長が再入学を許可することがある。
- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

(転入学)

- 第50条 他の大学院に在学する者又は外国の大学院に在学する者で、本学に転入学を志願する者がある場合は、本学の教育研究に支障がないときに限り、教授会において選考の上、学長が転入学を許可することがある。
- 2 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会の議を経て、研究科長が行う。
- 3 前2項の規定は、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学する者の場合について準用する。

(転学)

- 第51条 他の大学院又は外国の大学院に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの及び国際連合大学の場合について準用する。

第52条 削除

(退学)

第53条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第53条の2 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、これを除籍する。

- (1) 第32条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 第47条第5項に規定する休学期間又は同条第6項に基づき別に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 入学料の免除を許可されなかった者及び一部の免除を許可された者並びに徴収を猶予された者又は免除の許可を取り消された者で、その納付すべき入学料を所定の期日までに納付しなかったもの
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しなかった者
- (5) 行方不明の届出があった者
- (6) 死亡した者

第12章 検定料、入学料及び授業料等

(検定料、入学料及び授業料の額)

第54条 検定料、入学料及び授業料の額は、次の表のとおりとする。

検定料	入学料	授業料(年額)
30,000円	282,000円	535,800円

- 2 学生のうち、第31条の2の規定により長期履修を認められたもの(以下「長期履修学生」という。)から徴収する授業料の年額は、在学を認められた期間(以下「長期在学期間」という。)に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。ただし、入学以後に長期履修学生となる者(別に定めるところにより、長期在学期間を延長することが認められた者を含む。)から徴収する授業料の年額は、前項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から長期履修開始前に在学した期間(長期在学期間を延長することが認められた者にあつては、当該者が在学した期間(学年の中途にあつては、当該学年の終了までの期間とする。))。以下この項において同じ。)に係る授業料の総額を控除した額を長期在学期間の年数から長期履修開始前に在学した期間の年数を控除した年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

(検定料の納付)

第55条 入学、再入学及び転入学を志願する者は、入学願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月

3 1 日文部大臣裁定。以下「実施要項」という。) 第4条の推薦による入学志望者その他学長が必要と認める者は、検定料の納付を要しない。

(入学料の納付)

第56条 入学、再入学及び転入学しようとする者は、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、国費外国人留学生(実施要項第2条に定めるものをいう。以下同じ。)その他学長が必要と認める者は、入学料の納付を要しない。

(授業料の納付)

第57条 授業料は、春学期(4月から9月まで)及び秋学期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。

- 2 納付の時期は、第63条の規定により授業料の徴収猶予を許可された場合を除き、5月及び11月とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、春学期の授業料を徴収する時に、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 4 入学年度の春学期又は春学期及び秋学期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可する時に徴収するものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、国費外国人留学生その他学長が必要と認める者は、授業料の納付を要しない。
- 6 別に定めるところにより、長期在学期間を短縮する場合は、短縮後の期間に応じて第54条第2項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下この条において同じ。)の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に係る授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。
- 7 別に定めるところにより、長期履修を辞退することを認められる場合には、第54条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に係る授業料の総額を控除した額を、長期履修の辞退を認めるときに徴収するものとする。

(復学等における授業料の額及び徴収方法)

第58条 春学期又は秋学期の中途において復学、転入学又は再入学(以下「復学等」という。)をした者から春学期又は秋学期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額(以下「月額」という。)に復学等当月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等当月に徴収するものとする。

(学年の途中で修了する場合における授業料の額)

第59条 特別の事情により、学年の途中で修了する者から徴収する授業料の額は、月額に在学する月数を乗じて得た額とする。

(休学する場合における授業料の額)

第60条 休学期間の授業料は、徴収しない。

2 徴収しない授業料の額は、月額に休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は、休学当月)から復学当月の前月までの月数を乗じて得た額とする。

(退学等の場合における授業料の額)

第61条 春学期又は秋学期の中途において退学し、転学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者の授業料は、当該期分を徴収する。

2 停学を命ぜられた者の停学期間中の授業料は、これを徴収する。

3 第1項の規定にかかわらず、死亡又は行方不明のために除籍された者から徴収すべき授業料の額は、月額に在学した月数を乗じて得た額とする。

(入学料及び授業料の免除等)

第62条 入学料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的理由によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者
- (2) 学業成績が特に優秀であり、かつ、人物が優れていると認められる者
- (3) その他学長が必要と認める者

第63条 授業料の全額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 経済的理由によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる者
- (2) 学業成績が特に優秀であり、かつ、人物が優れていると認められる者
- (3) その他学長が必要と認める者

第64条 入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(納付済みの検定料、入学料及び授業料)

第65条 納付済みの検定料、入学料及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める授業料を返還する。

- (1) 第57条第3項の規定により春学期及び秋学期に係る授業料を併せて納付した者が、当該年度の9月30日までに退学し、転学し、除籍され、又は

退学を命ぜられた場合 秋学期に係る授業料相当額

- (2) 第57条第4項の規定により入学を許可する時に授業料を納付した者が、入学する月の前月の末日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額
- (3) 第57条に基づき授業料を納付した者が、特別の事情により、学年の途中で修了する場合 当該者が支払った授業料から、月額に在学する月数を乗じた額を減じて得た授業料相当額
- (4) 授業料を納付している者が休学する場合 第60条第2項に該当する授業料相当額
- (5) 死亡又は行方不明のために除籍された場合 当該者が支払った授業料から、月額に在学した月数を乗じた額を減じて得た授業料相当額

第13章 特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び特別学修生

(特別聴講学生)

第66条 教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、研究科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定は、我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの及び国際連合大学の場合について準用する。

3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第67条 教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、当該他の大学院又は外国の大学院に在学中の者を特別研究学生として入学を許可し、研究科の研究指導を受けさせることができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第68条 本学の学生以外の者で研究科の授業科目中1科目又は複数科目を選択し履修しようとする者がある場合は、教授会の議を経て、研究科長が教育研究に支障がないと認めるときに限り、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第69条 研究科において特定事項について研究しようとする者がある場合は、

教授会の議を経て、研究科長が教育研究に支障がないと認めるときに限り、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別学修生)

第69条の2 教授会の議を経て、研究科長が教育上有益であると認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）又は高等専門学校との協議に基づき、当該他の大学の学部若しくはこれに相当する組織又は高等専門学校の専攻科に在学中の者を特別学修生として入学を許可し、学修指導を受けさせることができる。

2 特別学修生に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第70条 学長は、表彰に価する行為を行った者があるときは、教授会の議を経て、表彰することができる。

2 学長は、懲戒の対象となりうる非違行為を行った者があるときは、教授会の議を経て、懲戒することができる。

3 前項に規定する懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

4 停学期間は、第32条に規定する在学年限に算入し、第31条に規定する標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3月を超えないときは、当該停学期間を標準修業年限に算入する。

第15章 学生宿舍

(学生宿舍)

第71条 本学に、学生宿舍を置く。

2 学生宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 公開講座

(公開講座)

第72条 本学に、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 特別の課程

(特別の課程)

第73条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 前項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成16年3月31日現在において本学に在学している者（以下この項で「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学及び転入学する者については、旧奈良先端科学技術大学院大学学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月21日から施行し、この学則による改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年11月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年1月24日から施行し、この学則による改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 情報科学研究科の情報処理学専攻、情報システム学専攻及び情報生命科学専攻並びにバイオサイエンス研究科の細胞生物学専攻及び分子生物学専攻は、改正後の第5条の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(平成23年度及び平成24年度の収容定員)

3 第21条の規定にかかわらず、平成23年度及び平成24年度の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	研究科	専攻	入学定員		収容定員	
			博士前期課程	博士後期課程		
平成 2 3 年 度	情報科学研究科	情報科学専攻	1 3 5 人	4 0 人	1 7 5 人	
		情報処理学専攻			9 6 人	
		情報システム学専攻			7 7 人	
		情報生命科学専攻			5 9 人	
		計			4 0 7 人	
	バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻	1 2 5 人	3 7 人	1 6 2 人	
		細胞生物学専攻			8 1 人	
		分子生物学専攻			1 0 1 人	
		計			3 4 4 人	
		平成 2 4 年 度			情報科学研究科	情報科学専攻
	情報科学研究科	情報処理学専攻	1 3 5 人	4 0 人	1 8 人	
		情報システム学専攻			1 4 人	
		情報生命科学専攻			1 1 人	
		計			3 9 3 人	
		バイオサイエンス研究科			バイオサイエンス専攻	1 2 5 人
		バイオサイエンス研究科	細胞生物学専攻	1 2 5 人	3 7 人	1 5 人

		分子生物学 専攻			19人
		計	125人	37人	358人

(研究科において所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類に関する経過措置)

- 4 附則第2項の専攻において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年11月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

(研究科及び専攻に関する経過措置)

- 2 改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則第5条の規定にかかわらず、情報科学研究科及び情報科学専攻、バイオサイエンス研究科及びバイオサイエンス専攻並びに物質創成科学研究科及び物質創成科学専攻は、平成30年3月31日に当該研究科及び専攻に在学する者（以下「在学生」という。）が当

該研究科及び専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(平成30年度及び平成31年度の収容定員)

- 3 第21条の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

年度	研究科	専攻	入学定員		収容定員
			博士前期課程	博士後期課程	
平成30年度	先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	350人	107人	457人
	情報科学研究科	情報科学専攻			215人
	バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻			199人
	物質創成科学研究科	物質創成科学専攻			150人
平成31年度	先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	350人	107人	914人
	情報科学研究科	情報科学専攻			40人
	バイオサイエンス研究科	バイオサイエンス専攻			37人
	物質創成科学研究科	物質創成科学専攻			30人

(在学生に関する経過措置)

- 4 第2項の規定により存続する研究科における在学生の教育に係る事項については、改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
(研究科において授与資格を取得できる教育職員の免許状の種類に関する経過措置)
- 2 平成31年3月31日現在において先端科学技術研究科に在学している者(以下この項において「在学者」という。)並びに平成31年4月1日以後において在学者の属する年次に再入学する者及び転入学する者については、授

与資格を取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、改正後の第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

(教育プログラムに関する経過措置)

2 改正後の奈良先端科学技術大学院大学学則第8条の2の規定にかかわらず、情報生命科学プログラム、バイオナノ理工学プログラム及び知能社会創成科学プログラムは、令和4年3月31日に先端科学技術専攻に在学する者のうち当該教育プログラムを選択するものが在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表（第21条関係）

研究科	専攻	入学定員		収容定員
		博士前期 課程	博士後期 課程	
先端科学技術研究科	先端科学技術専攻	350人	107人	1,021人

奈良先端科学技術大学院大学学生表彰規程

平成16年12月7日

規程第 89 号

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則第70条の規定に基づき、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生（学生団体を含む。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に行うことができる。

- (1) 学業において、研鑽に励み、他の学生の模範となった者
- (2) 学術研究活動において、特に優れた成果を挙げた者
- (3) 社会活動において、特に顕著な業績を挙げた者
- (4) 課外活動その他の活動において、特に顕著な業績を挙げた者
- (5) その他表彰に値する行為等があったと認められる者

2 前項に規定する者には、表彰の時点において、死亡等の者を含むものとする。

(表彰候補者の推薦)

第3条 役員又は研究科長は、前条に該当すると認められる者がある場合は、推薦書（別紙様式第1号）を、学長に提出するものとする。

(表彰者の決定)

第4条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 学長は、前条の表彰者を決定したときは、表彰状（別紙様式第2号）を授与する。

2 学長は、前項の表彰状に添えて、記念品等を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰の時期は、学位記授与式又は当該表彰の内容を勘案し、学長が決定する。

(事務)

第7条 学生の表彰に関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定

める。

附 則

この規程は、平成16年12月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

奈良先端科学技術大学院大学優秀学生奨学制度規程

平成22年9月21日
規程第 4 号

(目的)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生のうち、特に優秀な学生を奨励・支援することにより、優れた人材の養成に資することを目的とする奨学制度に関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 奨学制度の名称は、奈良先端科学技術大学院大学優秀学生奨学制度とする。

(奨学対象者)

第3条 奨学制度の対象者（以下「奨学対象者」という。）は、奨学対象者を決定する年度（以下「当該年度」という。）に本学の博士後期課程1年次に在籍する学生で、学業成績が特に優秀であり、かつ、人物が優れた者とする。ただし、国費外国人留学生及び奈良先端科学技術大学院大学留学生特別支援制度に採用された者を除くものとする。

(奨学対象枠)

第4条 奨学制度の対象枠（以下「奨学対象枠」という。）は、毎年度15名以内とする。

2 学長は、当該年度における奨学対象枠を決定し、研究科長に通知する。

(奨学の方法)

第5条 奨学支援の方法は、当該年度の授業料の全額免除の方法とする。

(奨学対象者の決定時期)

第6条 奨学対象者を決定する時期は、4月とする。

(奨学対象候補者の決定)

第7条 研究科長は、奨学対象者の候補者（以下「奨学対象候補者」という。）を選考するための基準（以下「選考基準」という。）を定め、学内に公表し、奨学対象候補者を公募する。

2 研究科長は、前項の選考基準に基づき、応募者のうちから奨学対象候補者を決定し、選考基準と推薦順位を添えて、学長に推薦する。

(奨学対象者の選考)

第8条 学長は、研究科長の推薦に基づき奨学対象者の選考を行うため、奈良先端科学技術大学院大学優秀学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 学長が指名する副学長
- (4) 研究科長
- (5) 各領域長
- (6) 企画・教育部長

3 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を主宰する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。

6 委員長が必要と認めたときは、第2項に規定する委員以外の者を出席させることができる。

（奨学対象者の決定）

第9条 学長は、委員会の選考に基づき、奨学対象者を決定する。

2 学長は、研究科長に選考結果を通知するとともに、学内に選考結果を公表する。

（表彰及び報告会）

第10条 学長は、奨学対象者を表彰し、奨学対象者による報告会を開催する。

（事務）

第11条 奨学制度に関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

（雑則）

第12条 この規程に定めるもののほか、奨学制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成22年度に限り、奨学支援の方法は、第5条の規定に関わらず、当該年度の授業料の半額免除の方法とし、奨学対象者を決定する時期は、第6条の規定に関わらず、10月とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

奈良先端科学技術大学院大学学生の懲戒等に関する規程

平成21年12月15日

規程第 5 号

(趣旨)

第1条 奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学生への懲戒及び教育的措置（以下「懲戒等」という。）については、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号）第70条第2項から第4項までに定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学の博士前期課程及び博士後期課程の学生、科目等履修生及び研究生（以下単に「学生」という。）に適用する。

(懲戒等の対象となりうる非違行為)

第3条 懲戒等の対象となりうる非違行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑罰法令に触れる行為
- (2) 本学の規約により遵守すべき事項に違反する行為
- (3) 本学の教育研究活動を阻害する行為
- (4) 本学の名誉若しくは信用を著しく傷つける行為
- (5) 前各号に準ずる不適切な行為

(懲戒の内容)

第4条 懲戒の内容は、次の各号に掲げる懲戒の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退学 退学させ、再入学は認めない。
- (2) 停学 6月以内の有期又は無期とし、この間の登学は認めない。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。

(懲戒等の量定)

第5条 懲戒等の要否及び種類の決定に当たっては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (4) 他の学生及び社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) 日頃の学習態度及び非違行為後の対応

2 懲戒の種類決定は、懲戒処分標準例（別表）による。ただし、個別の事

案の内容によっては、懲戒処分標準例によらない場合もあるものとする。

- 3 懲戒処分標準例に掲げられていない非違行為は、懲戒処分標準例を参考として懲戒の種類を決定することができる。

(事案の報告)

第6条 学生は、第3条に規定する非違行為を行った場合（当該非違行為に該当するか否かの判断が困難な場合を含む。）は、当該非違行為について遅滞なく指導教員を通じて研究科長に報告しなければならない。

- 2 前項に規定する報告を受けた研究科長は、速やかに事実関係を把握し、原状回復等の必要な措置をとるとともに、遅滞なく学長に報告するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、研究科長は、学生の第3条に規定する非違行為に関する情報を知り得たときは、速やかに事実関係を把握し、原状回復等の必要な措置をとるとともに、遅滞なく学長に報告するものとする。

(調査及び審議発令)

第7条 学長は、前条の報告を受け、懲戒の対象となりうる非違行為があったと認められる場合には、事実関係の調査並びに懲戒の要否及び種類の審議（以下「調査及び審議」という。）を、教育担当理事に命ずるものとする。

(自宅謹慎)

第8条 学長は、次条に定める学生懲戒委員会の調査及び審議の対象となる学生（以下「調査対象学生」という。）の行為が懲戒の対象となる非違行為に該当することが明白であり、かつ、退学又は停学の処分を行うことが確実である場合は、第17条の規定による決定前に自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 前項により、自宅謹慎を命じられた学生の登学は、認めないものとする。
- 3 自宅謹慎の期間は、停学期間に算入するものとする。

(学生懲戒委員会)

第9条 教育担当理事は、調査及び審議を行うため、学生懲戒委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(委員会の組織)

第10条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当理事
 - (2) 事務局長
 - (3) 研究科長
 - (4) 教育プログラムを担当する教員のうちから教育担当理事が指名する者
 - (5) 企画・教育部長
 - (6) その他教育担当理事が必要と認めた者
- 2 委員会に委員長を置き、教育担当理事をもって充てる。

- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が委員長の職務を代理する。
- 5 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の出席)

第11条 委員会は、必要と認めた者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(弁明)

- 第12条 委員会は、事実関係の調査を行うに当たり、調査対象学生に対して、調査する旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を設けるものとする。ただし、当該学生が、正当な理由なく、委員会での口頭による弁明又は弁明書の提出に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものみなす。
- 2 前項の弁明は、委員会が調査する旨を告知した日から14日以内に行うものとする。

(調査及び審議結果の報告)

第13条 教育担当理事は、委員会での調査及び審議の結果を学長に報告する。

(所属長への通知)

第14条 学長は、教育担当理事から報告された調査及び審議の結果を研究科長に通知するものとする。

(他の規約との関係)

第15条 第6条から第13条までの事実関係の調査に関する規定にかかわらず、本学の他の規約に非違行為の事実関係の調査等について定めのある場合は、当該非違行為の事実関係の調査等については、当該定めによるものとする。

(教授会での審議)

- 第16条 研究科長は、委員会での調査及び審議の結果について、教授会において審議するものとする。
- 2 研究科長は、教授会での審議結果を学長に報告するものとする。

(懲戒の決定)

- 第17条 学長は、研究科長からの前条の報告を踏まえ、懲戒の可否及び種類を決定する。
- 2 学長は、前項の決定に当たり、必要と認める場合には、再度調査及び審議

を命ずるものとする。

3 第9条から前条までの規定は、前項の命令について準用する。

(懲戒の通知)

第18条 学長は、前条の規定により懲戒処分を行うことを決定した場合は、調査対象学生、教育担当理事及び研究科長に懲戒の種類及び処分理由を通知するものとする。

2 調査対象学生への通知は、懲戒処分告知書（別紙様式第1号）を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付不可能な場合には、他の適切な方法により通知するものとする。

(懲戒の発効)

第19条 懲戒の発効は、懲戒処分告知書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合には、この限りでない。

(再審査)

第20条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由がある場合は、懲戒処分告知書の交付日から14日以内（以下「再審査請求期間」という。）に、その証拠となる資料を添えて、再審査請求書（別紙様式第2号）により学長に再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認める場合には、再度調査及び審議を教育担当理事に命ずるものとする。

3 第9条から前条までの規定は、前項の命令について準用する。この場合において、「調査及び審議」とあるのは「再度調査及び審議」と、「調査対象学生」とあるのは「再調査対象学生」と、「懲戒処分告知書（別紙様式第1号）」とあるのは「書面」と読み替えるものとする。

(懲戒処分の公示)

第21条 学長は、懲戒処分を行ったときは、教育研究評議会に報告するとともに、懲戒の種類及び処分理由を別紙様式第3号により学内に対して公示する。ただし、当該学生の氏名及び学籍番号は明記しないものとする。

2 前項の公示の期間は、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第2項の再審査を行わない場合 再審査請求期間後に公示した日から2週間

(2) 前条第2項の再審査を行う場合 再審査による懲戒の結果を通知した日から2週間

(停学中の学生の指導)

第22条 研究科長等は、停学中の学生に対して必要に応じて面談等の教育的

指導を行うこととする。

（無期停学の解除）

- 第23条 研究科長は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めた場合には、教授会において審議し、その結果を学長及び教育担当理事に報告するものとする。
- 2 教育担当理事は、停学解除の妥当性について、学長に意見を述べるものとする。この場合において、教育担当理事は委員会に諮るものとする。
- 3 学長は、研究科長からの報告及び教育担当理事からの意見を踏まえ、停学を解除することができる。
- 4 第18条第2項及び第19条の規定は、前項の解除について準用する。この場合において、「調査対象学生」とあるのは「無期停学中の学生」と、「懲戒処分告知書（別紙様式第1号）」とあるのは「停学解除通知書（別紙様式第4号）」と、「懲戒」とあるのは「無期停学の解除」と読み替えるものとする。

（学籍異動）

- 第24条 第17条の規定による懲戒の決定（第20条の規定による再審査に基づく懲戒の決定を含む。）前に、調査対象学生から、退学又は休学の願い出があった場合は、これを認めない。
- 2 停学中の学生から休学の願い出があった場合は、これを認めない。
- 3 休学中の学生に対して停学の処分を行う場合は、当該学生の休学の許可を取り消すものとする。

（教育的措置）

- 第25条 学長は、第6条の報告を受け、懲戒に相当しない非違行為があったと認められる場合、又は第17条の規定により懲戒処分を行わないことを決定した場合（第20条の規定による再審査の結果、懲戒処分を行わないことを決定した場合を含む。）で、必要と認めるときは、研究科長に教育的措置を講じるよう命ずるものとする。
- 2 研究科長は、前項の命令があった場合には、当該非違行為を行った学生に対し、教育的措置として、文書又は口頭による注意を行うものとする。
- 3 前項に規定する教育的措置の内容は、次の各号に掲げる教育的措置の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。
- （1）嚴重注意 文書により、非違行為を嚴重に注意する。
- （2）口頭注意 口頭により、非違行為を注意する。

（懲戒の記録）

- 第26条 学生に対し、第17条の規定により懲戒処分を行うことを決定した場合（第20条の規定による再審査の結果、懲戒処分を行わないことを決定した場合を除く。）は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第24条に定める指導要録に懲戒処分の内容を記録するものとする。ただし、指導要録に記録された懲戒処分の内容は、本学が発行する証明書等に記載しない。

(事務)

第27条 学生の懲戒等に関する事務は、企画・教育部教育支援課が行う。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日の前日までに行われた懲戒の対象となりうる非違行為に対する懲戒等の適用については、改正後の奈良先端科学技術大学院大学学生の懲戒等に関する規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第5条関係）

懲戒処分標準例

区分	非違行為の種類	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又は訓告
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為	退学、停学又は訓告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	停学又は訓告
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又は訓告
研究活動不正行為	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又は訓告
試験不正行為	本学が実施する試験等における不正行為で身代わり受験等の悪質な場合	退学又は停学
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為	停学
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
学内での非違行為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	停学又は訓告
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントに当たる行為	退学、停学又は訓告

奈良先端科学技術大学院大学 学歌

作曲：古川 聖

若々しく ♩ = 116

mp

かす がやま ずい うん なびき あけ ぼの のそ らの はる けさ
いと おがわ ゆう ること なく せせ らぎの ひか りは なが
いま まやま ゆう こえ みれ ば なに わづ に つ ど う も ふ ね

mp

ちの もりの さいら せん たん へ どく そ う の せ い ふ う を お く
さか りゆく みらこ の そ ら へ え い え ん の し ん り を し め
じょう ほうは こ に あ つ ま り せん た ん の え い ち を つ な

る な ら せ ん た ん か が く ぎ じゅ っ だ い が く い ん た か き り そ
す な ら せ ん た ん か が く ぎ じゅ っ だ い が く い ん か が や く ち
ぐ な ら せ ん た ん か が く ぎ じゅ っ だ い が く い ん あ ら た な じ

1.2. 3.

一(う)の きざ は し の ぼ る
せいの きざ は し の ぼ る
だいの きざ は し の ぼ る

奈良先端科学技術大学院大学学歌

一、春日山 瑞雲なびき

あけぼのの 空の遙けさ
知の森の 最先端へ
独創の 清風を送る
奈良先端科学技術大学院
高き理想の階のぼる

二、富雄川 絶ゆることなく

せせらぎの 光は流る
盛りゆく 未来の蒼天へ
永遠の 真理を示す
奈良先端科学技術大学院
輝く知性の階のぼる

三、生駒山 夕越え見れば

難波津に 集う百船
情報は 平城に集まり
先端の 叡知を繋ぐ
奈良先端科学技術大学院
新たな時代の階のぼる

原作：岡部 剛機

